

第2次都城市環境基本計画

みやこんじよ

ずっと暮らしたい都城

く自然と調和のとれた住みよいまちく

2023年4月 都城市

平成5年11月に、我が国は、環境の保全に関する基本理念と施策の基本となる事項を定めた「環境基本法」を制定するとともに、環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

現在は、平成30年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」に基づき、地域循環共生圏の創造、世界の範となる日本の確立及び持続可能な循環共生型の社会の実現を目指すべき社会の姿として取り組んでいます。

本市は、雄大な霧島連山を中心に育まれた多様で豊かな自然環境を持ち、母なる大淀川や豊富な地下水の恵みを受けて発展してきました。

この豊かな自然環境を保全するため、本市は、平成23年3月に「都城市環境基本計画」を策定し、生態系、地下水、大気環境及び水環境の保全に取り組むとともに、低炭素社会づくりや循環型社会づくり等を推進してまいりました。

一方、近年では、自然災害の頻発化及び激甚化の要因と言われる地球温暖化、さらに生物多様性の損失など、地球規模の環境問題が年々顕在化し、またプラスチックごみによる海洋汚染などの新たな環境課題も発生しています。

また、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、我が国が「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言したことを受け、令和5年（2023年）2月に、本市は「2050年温室効果ガス排出量“実質ゼロ”」を目標とする「都城市カーボンニュートラル推進計画」を策定するとともに、同年3月に「都城市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

このような状況を踏まえ、今回、新たな環境問題、社会情勢の変化、更に脱炭素社会の実現に向けたカーボンニュートラルの推進などの新たな施策を加えた「第2次都城市環境基本計画」を策定しました。

本市の自然環境を守るためには、各種団体や事業者、行政による取組を加速させるとともに、市民一人ひとりが当事者として自ら考え、環境配慮行動を起こすことが、最も重要であると考えております。是非、皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に御審議いただきました、都城市環境保全審議会の皆様をはじめ、数多くの御意見をいただきました市民の皆様にご心から厚く感謝申し上げます。

令和5年（2023年）4月

宮崎県都城市長

池田 宜永



目 次

第 1 章 都城市の環境の現状	1
1. 基本的な事項	2
(1) 計画策定の趣旨.....	2
(2) 前計画の振り返り.....	4
2. 環境問題に対する世界・国等の動向	5
(1) 世界の動向.....	5
(2) 日本の動向.....	7
(3) 宮崎県の動向.....	8
第 2 章 都城市の概要	9
1. 自然環境	10
(1) 位置・地勢.....	10
(2) 気候.....	11
(3) 動植物.....	12
2. 社会・生活環境	13
(1) 人口.....	13
(2) 将来人口.....	14
(3) 産業.....	15
(4) 農林畜産業.....	16
(5) 公共交通.....	18
(6) 廃棄物.....	19
(7) 温室効果ガス排出量.....	20
第 3 章 都城市の目指す環境像	21
1. 基本理念	22
2. 都城市が目指す環境像	22
3. 計画の体系	23

第4章 施策の展開	25
1. 自然環境の保全	26
1-1 生態系の保全	26
1-2 地下水の保全	30
2. 良好な生活環境の維持	34
2-1 大気環境の保全	34
2-2 水環境の保全	38
2-3 快適な生活空間の保全	42
3. 脱炭素社会づくり	46
3-1 再生可能エネルギーの利用促進.....	46
3-2 市民・事業者の排出抑制活動の促進	50
3-3 吸収源対策の推進.....	58
3-4 気候変動適応策の推進（地域気候変動適応計画）	62
4. 循環型社会づくり	66
4-1 4R及び廃棄物の適正処理の推進	66
4-2 環境にやさしい製品や商品等の利用	70
5. 環境保全への人づくり	74
5-1 環境保全活動の推進.....	74
5-2 環境学習の推進	78
第5章 重点施策	83
1. 重点施策の趣旨	84
重点施策1：きれいな水を守り育むまち都城	85
重点施策2：カーボンニュートラルを目指すまち都城	86
重点施策3：ごみを減らし、資源を大切にするまち都城	87
重点施策4：一人ひとりが育てる環境のまち都城.....	88

第 6 章 環境配慮指針	89
1. 事業別環境配慮指針	90
2. 共通事項	91
3. 個別事項	92
第 7 章 計画の推進	95
1. 推進体制	96
2. 計画の進捗管理	97
資料編	98

1

都城市の環境の現状

1. 基本的な事項.....	2
(1) 計画策定の趣旨.....	2
(2) 前計画の振り返り.....	4
2. 環境問題に対する世界・国等の動向.....	5
(1) 世界の動向.....	5
(2) 日本の動向.....	7
(3) 宮崎県の動向.....	8

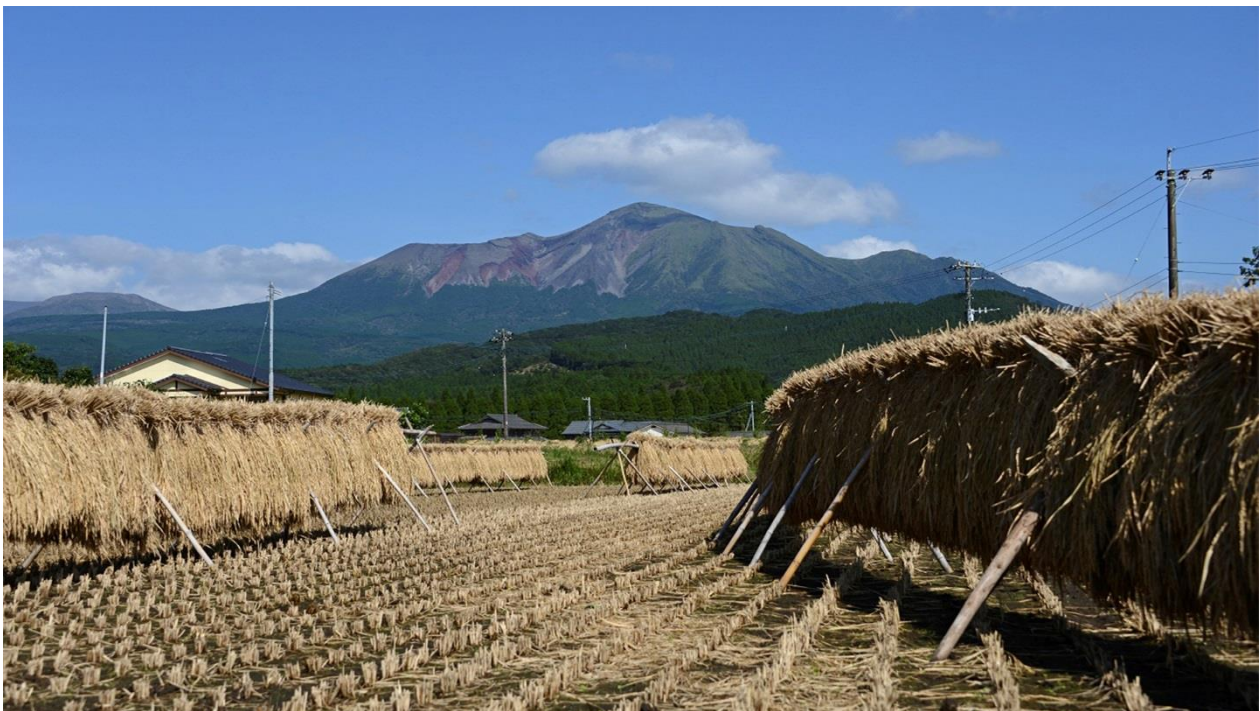


写真 都城から見た霧島連山

1 基本的な事項

(1) 計画策定の趣旨

① 計画策定の経緯

本市は、霧島連山の山の姿に抱かれた広大な都城盆地にあり、大淀川やその支川の周囲には水田や畑が広がっています。また、国の天然記念物に指定されている関之尾甌穴群をはじめとする関之尾滝や御池は、本市の自然景観を特徴付けています。霧島連山を中心に育まれた多様で豊かな自然環境は、様々な種類の動植物の生息・生育の場となっています。

旧都城市では、このような豊かな自然環境の恵みを将来に引き継いでいくため、2003（平成15）年3月に「都城市環境基本計画」（以下「旧計画」という。）を策定し、環境保全に関する各種の施策を推進してきました。

その後、2006（平成18）年1月に旧都城市、旧山之口町、旧高城町、旧山田町、旧高崎町の1市4町が合併し「新都城市」となりました。このことに伴い、新都城市における環境の保全に向けた取組の方向性を定め、環境施策の一層の推進を図ることを目的に、2011（平成23）年3月に都城市環境基本計画（以下「前計画」という。）を策定しました。前計画の策定から7年後にあたる2018（平成30）年3月には、広範囲かつ重大化する環境問題に対応するため、計画の改定を行い、環境の保全・維持に向けた施策や事業に取り組んできました。

前計画の策定から10年が既に経過し、計画の見直し時期を迎えるとともに、新たな環境問題への対応や、少子高齢化・人口減少の加速などに代表される社会情勢の変化への対応が求められています。そのため、SDGsの考え方を取り入れ、環境・経済・社会の統合的向上を目指した「第2次都城市環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

② 計画の位置づけ

本計画は、本市行政運営の指針として策定している第二次都城市総合計画の「基本構想」及び「第2期総合戦略」に即して策定するとともに、国の第五次環境基本計画、県の第四次宮崎県環境基本計画等の他の計画との整合を図りながら策定しています。

また、本計画は、都城市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の環境施策の基本となります。

なお、本計画の基本施策である「脱炭素社会づくり」をより一層推進するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）及び「気候変動適応法」第12条に基づく地域気候変動適応計画として位置づけています。



図 本計画の位置づけ

③ 計画の目標年度と期間

本計画の目標年度は2032年度、計画期間は2023年度から2032年度までの10年間とします。なお、国が掲げるカーボンニュートラル達成の中間目標が2030年度とされていることから、本市の計画を2031年4月に計画の見直しを行います。

また、本市を取り巻く環境・経済・社会の状況が大きく変化した場合は、必要に応じて計画の見直しを行う予定とします。



④ 計画の対象

本計画の対象地域は、都城市の行政区域全域とします。

また、本計画で取り組む環境要素の対象は、地球温暖化やオゾン層破壊などの「地球環境」、生物多様性や森林などの「自然環境」、騒音や廃棄物などの「生活環境」の他に、環境教育や環境学習などの「人づくり」も含まれます。

本計画の主体となる対象者については、行政（市）・市民・事業者とします。

(2) 前計画の振り返り

前計画では、望ましい環境像として「ずっと暮らしたい都城～自然と調和のとれた住みよいまち～」を掲げ、6つの基本施策と4つの重点施策のもと、自然環境や生活環境の改善に取り組んできました。また、それぞれの基本施策ごとに取組項目を設け、実際の施策の進捗状況を管理してきました。

その結果、2021（令和3）年度においては、90項目のうち54項目がA評価、34項目がB評価、2項目がC評価となりました。A評価が過半数以上を占めていることから、本市の良好な環境は維持され、環境課題についても改善が進んでいると考えられます。

B評価、C評価となっている項目については、今後改善に努めていきます。

- ※A評価：目標達成した。もしくはほぼ目標達成した。
- ※B評価：目標達成していないが、今後達成するように努力を期待する。
- ※C評価：目標達成できていない。今後の目標達成も困難とみられる。

表 2021（令和3）年度における施策体系別の評価結果

施策体系	A 評価	B 評価	C 評価
1-1 生態系の保全	4	2	0
1-2 地下水の保全	2	3	0
2-1 大気環境の保全	6	1	0
2-2 水環境の保全	8	0	0
3-1 温室効果ガス排出量の削減	6	8	0
3-2 エネルギー対策	6	4	0
4-1 4R 及び廃棄物の適正処理の推進	6	3	0
4-2 環境にやさしい製品利用	3	0	0
5-1 快適な生活空間の創出	3	2	0
5-2 環境にやさしい産業づくり	2	3	2
6-1 環境保全活動の推進	3	3	0
6-2 環境学習の推進	5	5	0
合計	54	34	2

2 環境問題に関する世界・国等の動向

(1) 世界の動向

① 持続可能な開発目標 (SDGs)

2015 (平成 27) 年 9 月、国連サミットにおいて 2030 年までに先進国も途上国も全ての国が関わって解決・達成すべき世界共通の目的として「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals(サステイナブル デベロップメント ゴールズ) (以下「SDGs」という。))」が採択されました。

SDGs は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。これらのゴールやターゲットは相互に関連しており、複数の課題を統合的に解決することや、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出す「マルチベネフィット」を目指すという特徴を持っています。そのため、SDGs に取り組むことで、環境・社会・経済に関する課題が同時解決され、持続可能でより良い社会の実現に繋がっていくことが期待されます。

表 SDGs の 17 のゴール

ゴール	ゴールの内容	ゴール	ゴールの内容
	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	あらゆる年齢の全ての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		全ての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る		全ての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	全ての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		全ての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事) を推進する

ゴール	ゴールの内容	ゴール	ゴールの内容
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>国内および国家間の格差を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

② パリ協定

深刻化する地球温暖化を抑制するため、2015（平成 27）年 12 月に開催された COP21（第 21 回気候変動枠組条約¹締約国会議）において、2020（令和 2）年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。同協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」、「21 世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」などの世界共通の長期目標が掲げられています。

¹ 気候変動枠組条約：1992 年 5 月に採択、1994 年 3 月に発効した、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目的とする条約です。本条約に基づき、1995 年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されています。

(2) 日本の動向

① 環境基本計画

日本においては、1993（平成5）年11月に環境基本法を制定し、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取引」を環境政策の長期的な目標として第一次環境基本計画が策定されました。その後、国内外の社会情勢の変化に対応するため5年程度で見直しが行われ、2018（平成30）年4月17日に第5次環境基本計画が閣議決定されました。

同計画では、SDGs の考え方も活用しながら、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指としています。また、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合うことで、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方が新たに提唱され、地域の資源や特性を生かした地域づくりが求められています。



地域循環共生圏とは ～地域が自立し、支え合う関係づくり～

出典：環境省ローカル SDGs～地域循環共生圏づくりプラットフォーム～（環境省）

図 地域循環共生圏のイメージ

② カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味しており、カーボンニュートラルを達成するためには、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化が必要となります。

日本では、2020（令和2）年10月に、菅総理（当時）が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

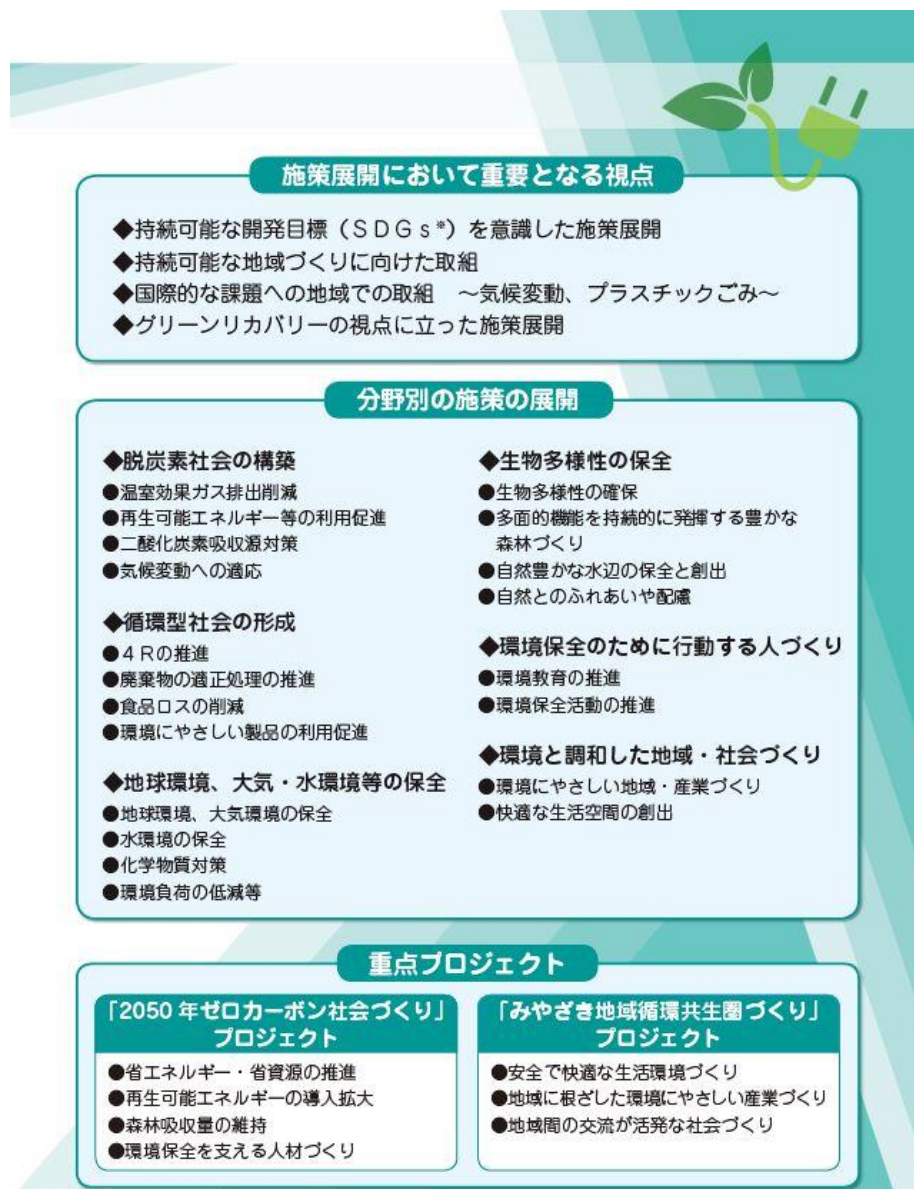
この宣言の達成に向けて、2021（令和3）年5月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、「2050年までの脱炭素社会の実現」、「環境・経済・社会の統合的向上」、「国民を始めとした関係者の密接な連携」が基本理念として掲げられています。

同法律では、市町村に対して、施策実施に関する目標や、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業「地域脱炭素促進事業」に係る促進区域や環境設備、地域貢献に関する方針等を定めることを求めています。

(3) 宮崎県の動向

宮崎県においては、1996（平成8）年度に「宮崎県環境基本計画（みやざき環境プラン）」が策定されました。また、2006（平成18）年3月には「宮崎県地球温暖化対策地域推進計画」と「宮崎県環境学習基本方針」を含む「宮崎県環境基本総合計画」が策定されました。

その後、複雑かつ多様化した環境問題に適切に対応していくため、2021（令和3）年3月に「第四次宮崎県環境基本計画」が策定されました。同計画では、重点プロジェクトに「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げており、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明しています。



出典：第四次宮崎県環境基本計画 概要版（宮崎県）

図 第四次宮崎県環境基本計画における分野別施策等

2

都城市の概要

1. 自然環境	10
(1) 位置・地勢.....	10
(2) 気候.....	11
(3) 動植物.....	12
2. 社会・生活環境	13
(1) 人口.....	13
(2) 将来人口.....	14
(3) 産業.....	15
(4) 農林畜産業.....	16
(5) 公共交通.....	18
(6) 廃棄物.....	19
(7) 温室効果ガス排出量.....	20



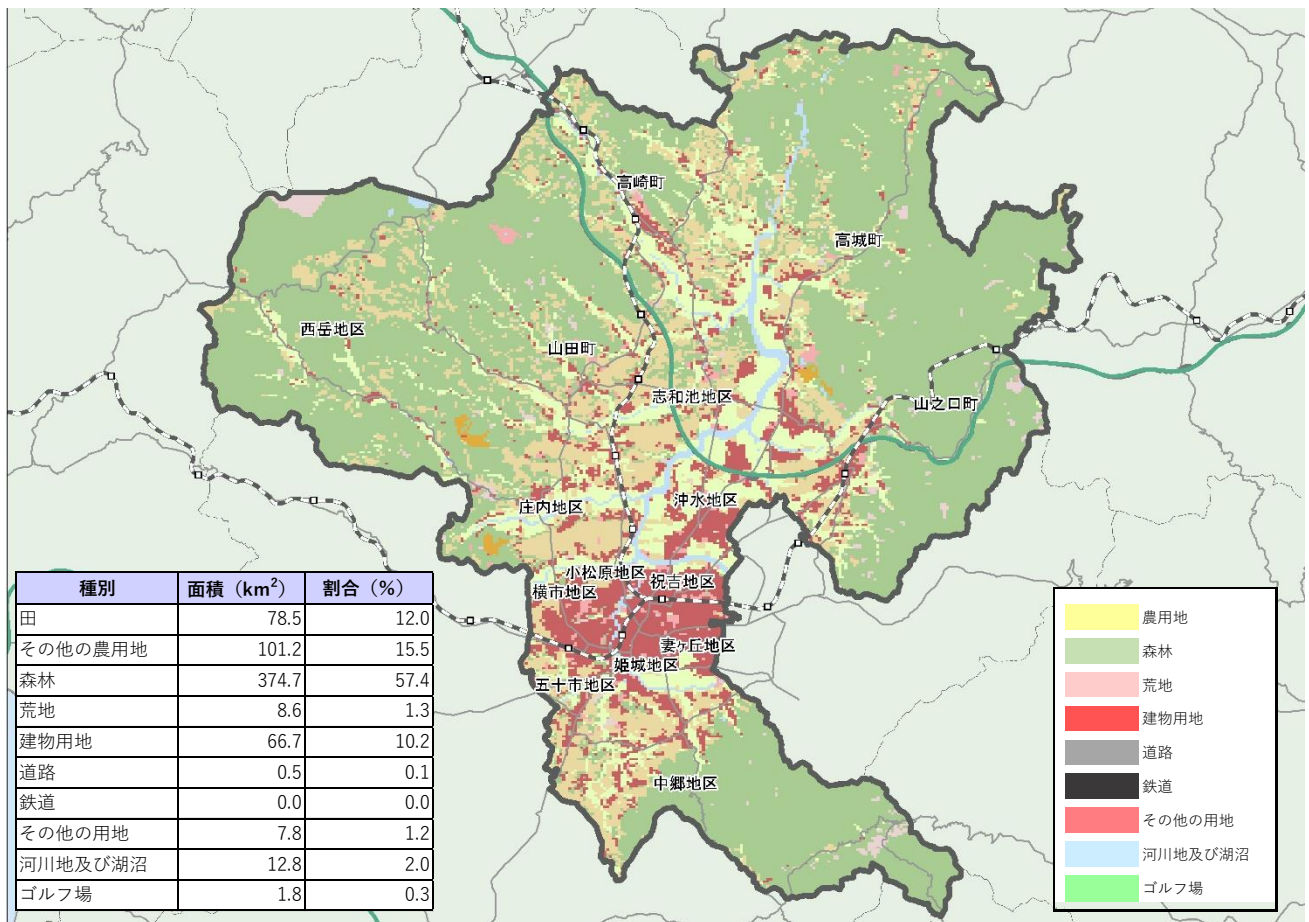
写真 都城市クリーンセンター

1 自然環境

(1) 位置・地勢

本市は総面積 653.36km² で宮崎市と鹿児島市のほぼ中間にあり、広大な都城盆地に位置しています。「都城市地域公共交通網形成計画」によると、市域面積の 57.4%を森林が占めており、次いで田んぼを除く農用地が 15.5%、田んぼが 12.0%、建物用地が 10.2%となっています。

本市の土壌は火山灰土壌、沖積土²が主体であり、シラス³・ボラ⁴・赤ホヤ⁵が広く分布した特殊土壌地帯です。



出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）をもとに作成

図 土地利用状況図

² 沖積土：河川や海辺に堆積した土砂のことです。

³ シラス：南九州に広く分布し、主として火山源の物質からなる白色砂質堆積物の総称です。

⁴ ボラ：宮崎県南部などの霧島火山帯などで産出される軽石の一種で、水はけの良さが特徴です。別名で日向土ともいいます。

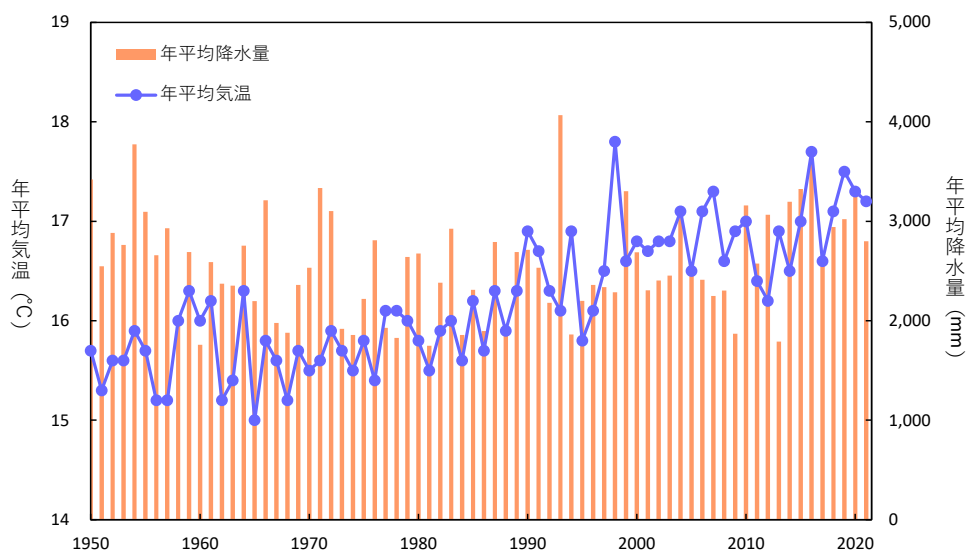
⁵ 赤ホヤ：軽いガラス質火山灰土の俗称です。

(2) 気候

本市の気候は、盆地特有の内陸性気候で、夏冬や昼夜の気温差が大きく、四季を通じて風力が弱い
ため、霧の発生や夏の雷が多いのが特徴です。

年間の平均気温は 17℃前後となっており、1950（昭和 25）年以降、平均気温は上昇傾向にありま
す。

また、年間降水量は 2,571mm（1950（昭和 25）年～2021（令和 3）年の平均値）であり、宮崎
県の平年値である 2,509mm を上回っています。



出典：過去の気象データ検索（気象庁）をもとに作成

図 本市における年平均気温と年平均降水量の推移

(3) 動植物

自然豊かな本市には、多種多様な動植物が生息・生育しています。

中でも、2020（令和2）年3月に発見されたキリシマイワヘゴ⁶は、日本で6株（うち本市内で3株）しか確認例のない非常に希少な植物です。

また、「関之尾神田湿地」にはハッチョウトンボ⁷をはじめ宮崎県レッドリストに掲載されている動植物が計7種生息・生育しており、「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」第23条に基づき重要生息地に指定されています。同湿地では定期的に生物観察会が行われるなど、環境教育の場としても重要となっています。

希少な動植物が生息・生育している一方で、近年は外来生物の増加・定着が問題となっています。外来生物の中には、生態系や人の生命・身体、農林水産物へ被害を及ぼすものもあり、適切に駆除・防除していく必要があります。

本市においても、不快害虫であるヤンバルトサカヤスデ⁸、池や川の生態系を破壊する恐れのあるブルーギル、水稻等を食害するスクミリンゴガイ⁹などの外来生物が確認されています。



写真 キリシマイワヘゴ



写真 ハッチョウトンボ

⁶ キリシマイワヘゴ：オシダ科オシダ属の常緑性のシダです。かつては宮崎県に一大群生地が存在したと言われていたのですが、シカの食害により現在は壊滅状態にあります。

⁷ ハッチョウトンボ：体長 17～22mm ほどの日本一小さなトンボです。主として平地から丘陵地・低山地にかけての水が滲出している湿地や湿原、休耕田などに生息しています。

⁸ ヤンバルトサカヤスデ：台湾原産の外来生物です。ヒトや植物、農作物に害を及ぼすことはありませんが、繁殖力が強く、集団で移動したり、家屋の中に侵入したりすることから、不快害虫とされています。

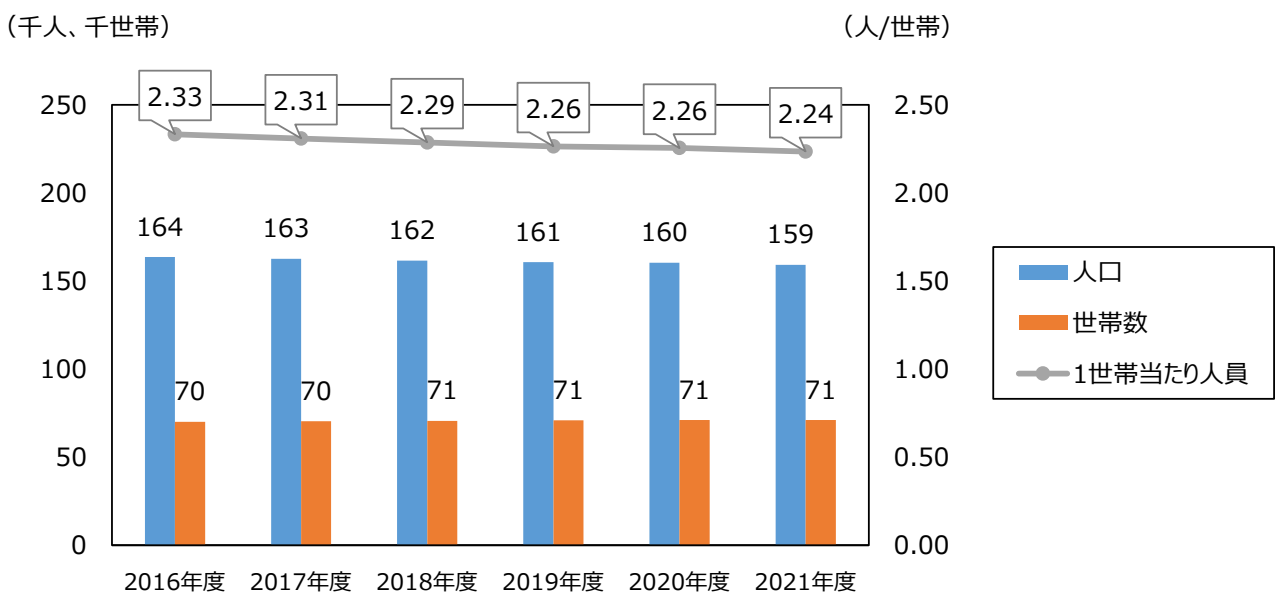
⁹ スクミリンゴガイ：俗に「ジャンボタニシ」と言われる南米原産の外来種で、稲を食害します。

2 社会・生活環境

(1) 人口

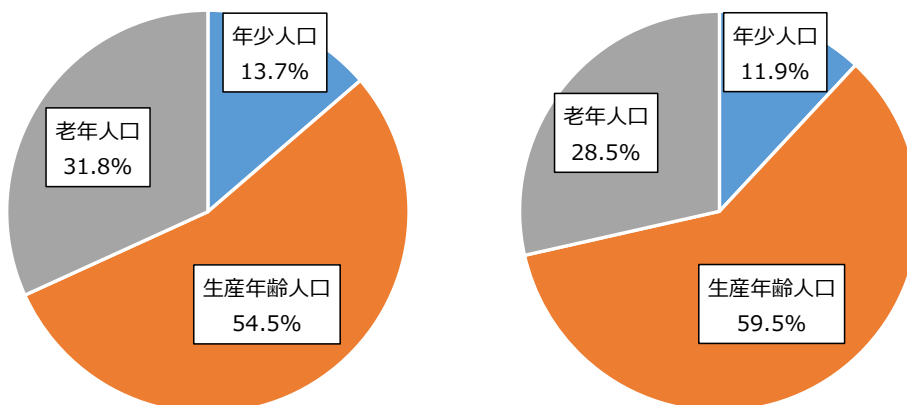
本市の2021（令和3）年度の人口は159,226人（2022（令和4）年3月31日時点）で、2016（平成28）年度以降、減少傾向にあります。一方、世帯数は増加傾向にあります。1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。

また、本市の2021（令和3）年度の総人口に占める割合は、年少人口が13.7%、生産年齢人口が54.5%、老年人口が31.8%となっています。全国平均と比較すると、年少人口と老年人口の割合が全国平均よりも高く、生産年齢人口の割合が全国平均よりも低くなっています。



出典：現住人口、人口動態（都城市）をもとに作成

図 本市の人口及び世帯数の推移（2016～2021年度）



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）をもとに作成

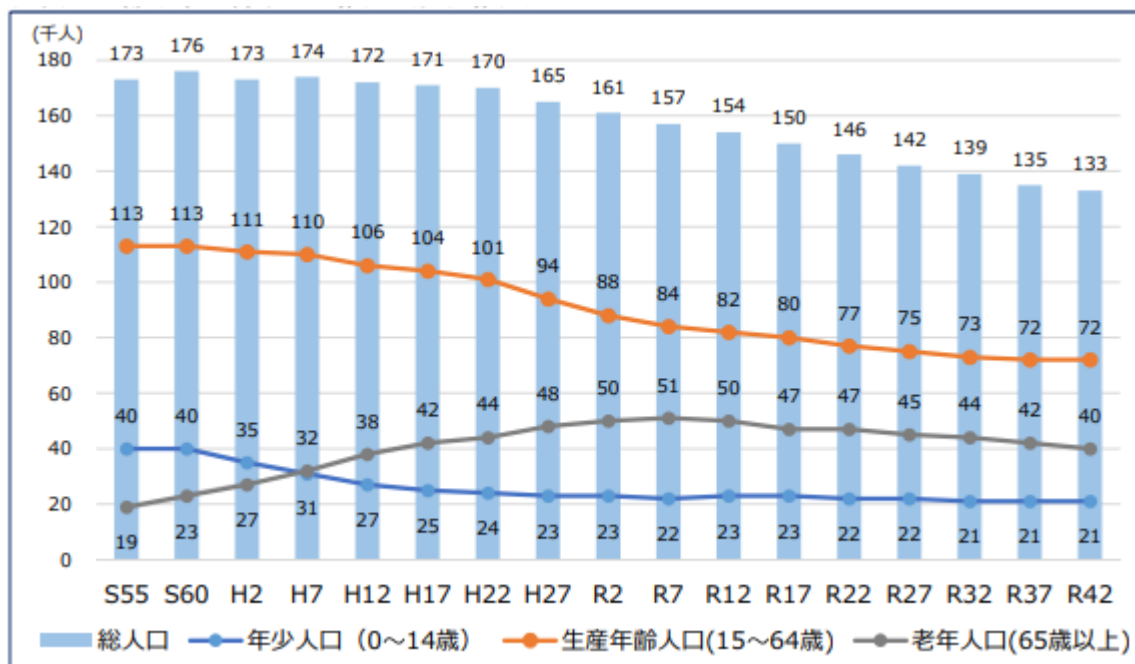
図 本市（左）と全国（右）の年齢人口の割合（2021年度）

(2) 将来人口

本市の将来人口は、今後も減少していくと推測されています。

また、少子高齢化が進み、2040年には老年人口の割合が全体の約32.2%を占め、市民のおおよそ3人に1人が65歳以上になると推計されています。

人口の減少や少子高齢化は、ごみ排出量や温室効果ガス排出量の減少、農林業従事者の減少による耕作放棄地や荒廃林面積の増加など、環境面に対して様々な影響を及ぼすことが考えられます。



出典：都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）（都城市）

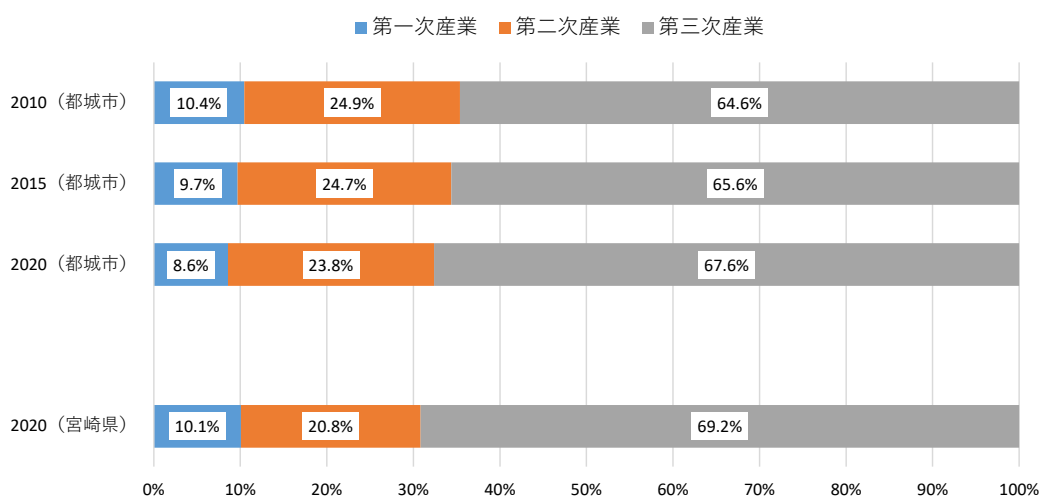
図 本市の将来推計人口

(3) 産業

本市の2020（令和2）年度における産業別の就業者割合を見ると、第三次産業が67.6%と最も高くなっています。宮崎県全体と比較すると、第二次産業の就業者割合が高く、第一次産業及び第三次産業の就業者割合が低くなっています。

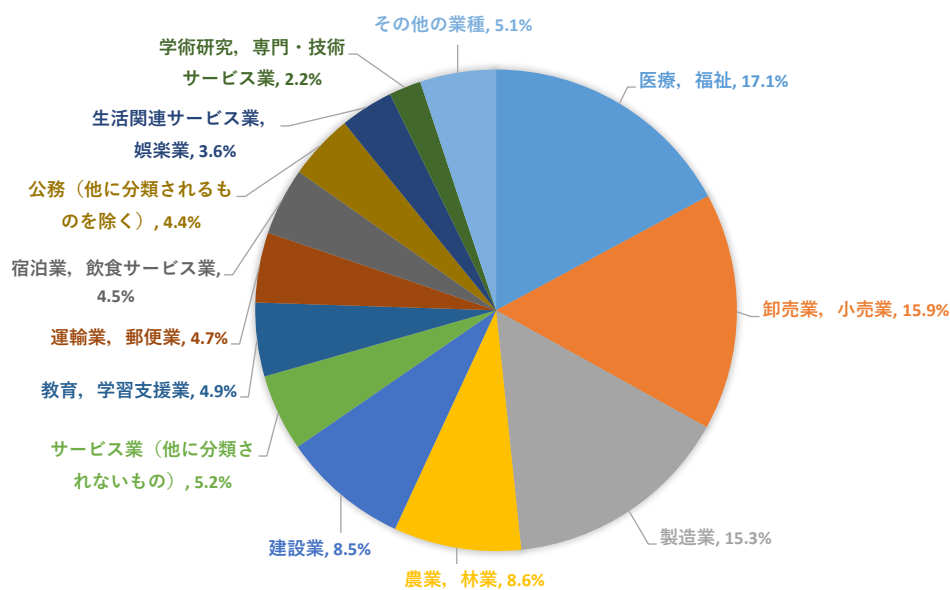
2010（平成22）年度から2020（令和2）年度にかけての産業別就業者数構成比の推移を見ると、第三次産業の就業者割合が増加し、第一次産業及び第二次産業の就業者割合が減少しています。

また、2020（令和2）年度における業種別就業者数構成比を見ると、医療・福祉、卸売業・小売業、製造業の就業者割合が高く、それらの3業種で全体の48.3%を占めています。



出典：国勢調査（総務省）をもとに作成

図 産業別就業者数構成比の推移



※「その他の業種」は、業種別就業者数構成比が2%未満の業種の合計値。

出典：国勢調査（総務省）をもとに作成

図 業種別就業者数構成比（2020（令和2）年度）

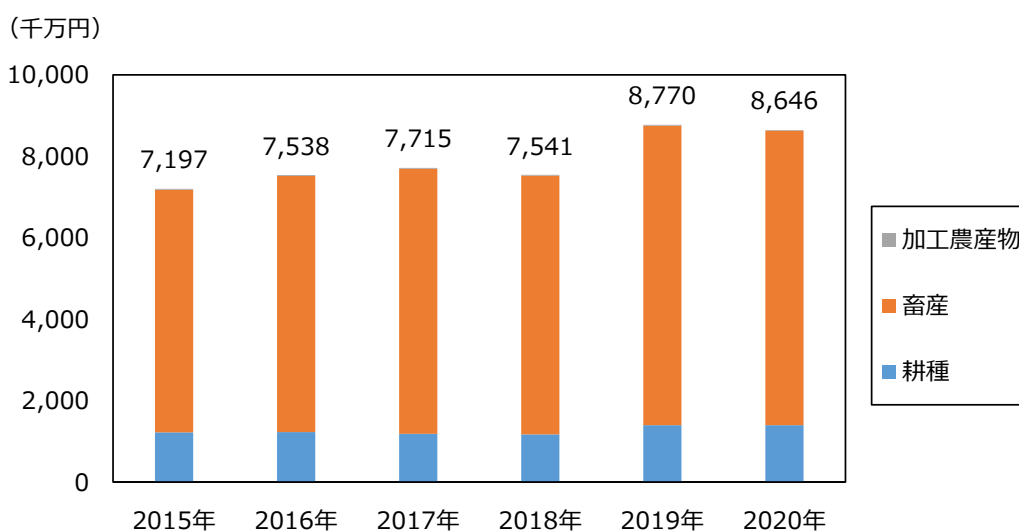
(4) 農林畜産業

本市の2020(令和2)年の農業産出額は865億円で、全国1位となっています。865億円のうち、約83.7%に当たる724億円が畜産によるものです。

畜産産出額は増加傾向にあります。飼養戸数は減少傾向にあります。

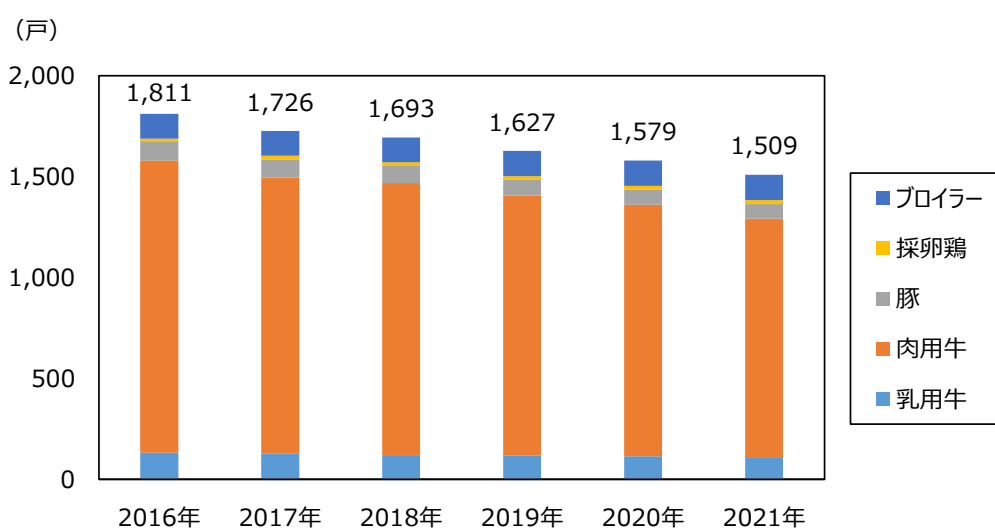
また、本市の2020(令和2)年の農家数は5,460戸で、2000(平成12)年から約52.4%減少しています。特に、販売農家は同期間に約65.0%減少しており、担い手不足が深刻化しています。

一方、2015(平成27)年の耕作放棄地面積は43,617aで、2005(平成17)年から減少傾向にあります。



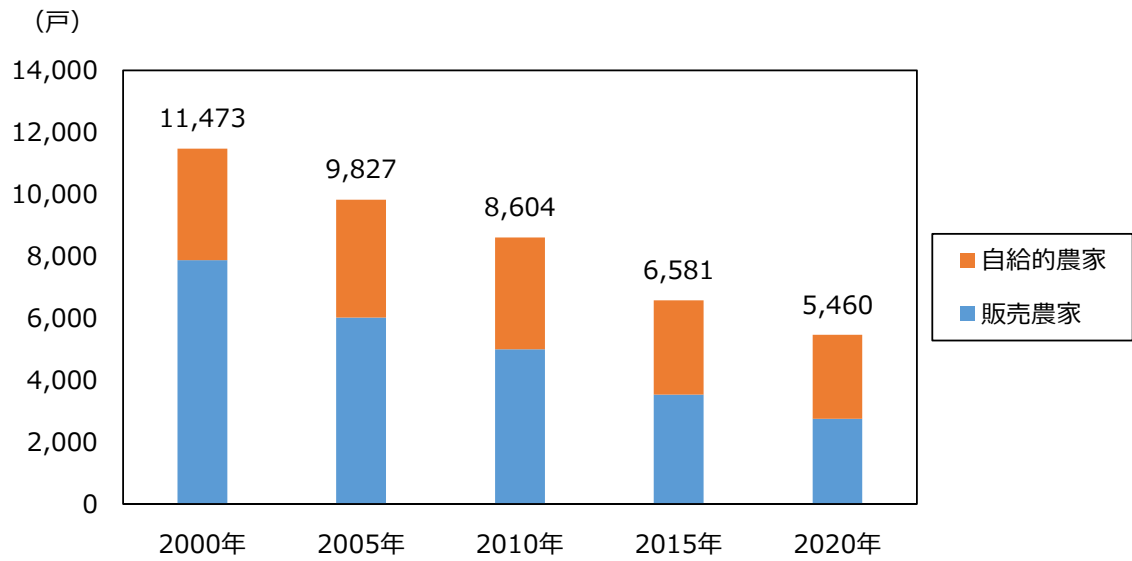
出典：市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）をもとに作成

図 農業産出額の推移



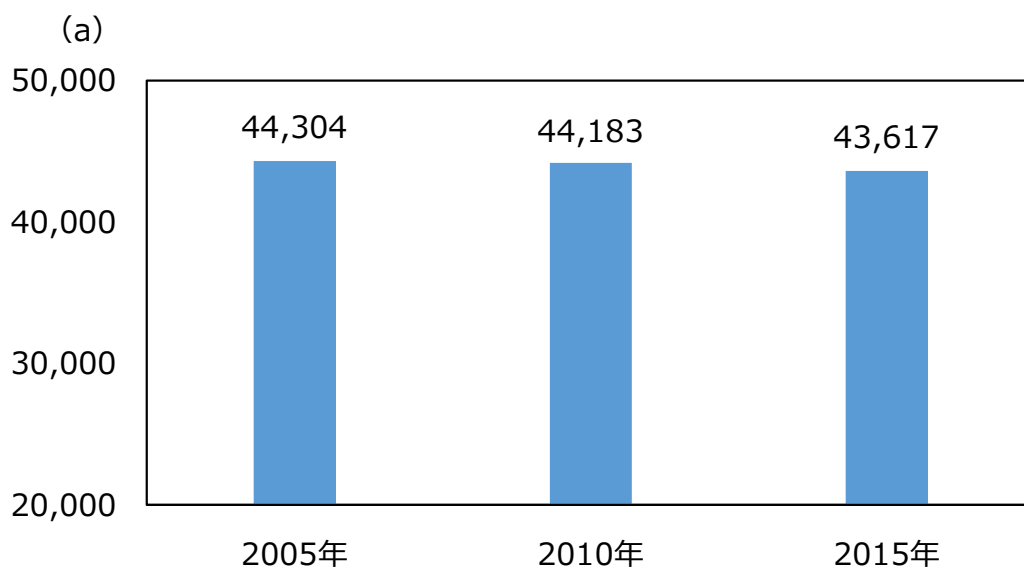
出典：統計からみた都城（都城市）をもとに作成

図 家畜飼養戸数の推移



出典：農林業センサス（農林水産省）、統計からみた都城（都城市）をもとに作成

図 農家数の推移



出典：統計からみた都城（都城市）をもとに作成

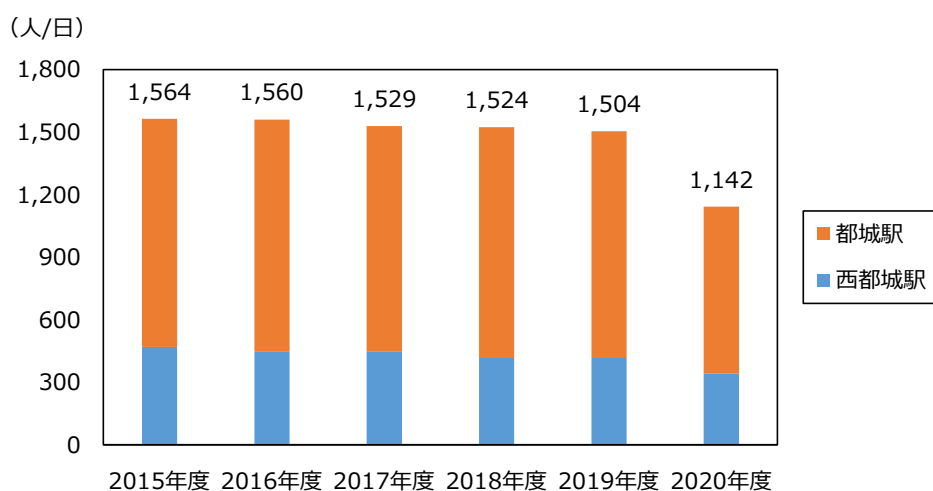
図 耕作放棄地面積の推移

(5) 公共交通

本市には、都城駅を中心駅として宮崎市方面や鹿児島市方面へ向かう JR 日豊本線と、小林市やえびの市、高原町へ向かう JR 吉都線の2路線が運行しています。2020（令和2）年度の1日平均 JR 乗客数は、都城駅が800人、西都城駅が342人です。

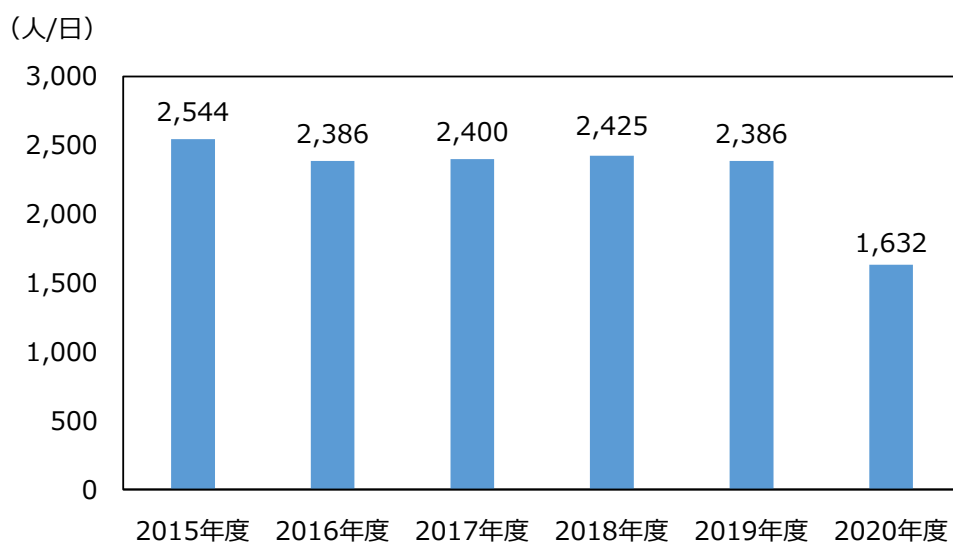
また、2020（令和2）年度の市内を走る路線バスの1日平均乗客数は1,632人です。その他にもコミュニティバスや乗合タクシーなどが運行し、公共交通空白地の解消を図っています。

なお、1日平均 JR 乗客数、路線バスの1日平均乗客数ともに2020（令和2）年度に大きく減少していますが、これは新型コロナウイルスの感染拡大の影響と考えられます。



出典：統計からみた都城（都城市）をもとに作成

図 1 日平均 JR 乗客数の推移



出典：統計からみた都城（都城市）をもとに作成

図 1 日平均バス乗客数の推移

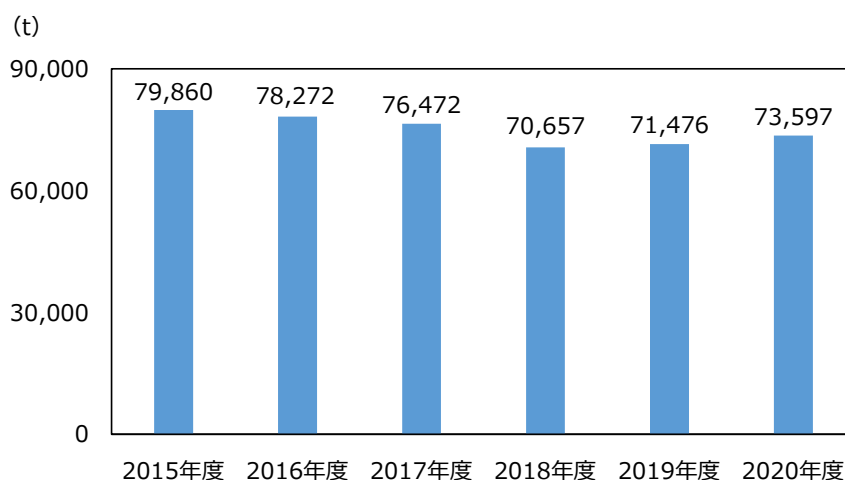
(6) 廃棄物

本市の2020（令和2）年度におけるごみ総排出量は73,597トンで、2018（平成30）年度以降、増加傾向にあります。

2020（令和2）年度における一人一日あたりのごみ排出量は1,232グラムで、宮崎県内で3番目に多い値となっています。

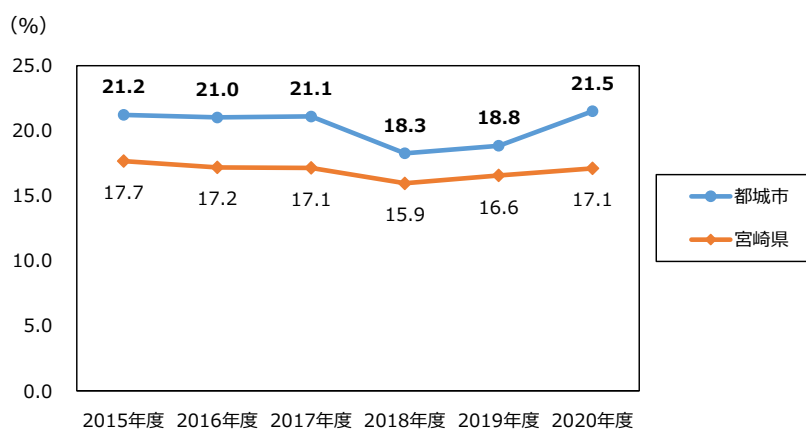
ごみ総排出量及び一人一日あたりのごみ排出量が増加した要因として、新型コロナウイルスの感染拡大によるテイクアウト需要やネットショッピング需要の増加が考えられます。また、2020（令和2）年度と2019（令和元）年度のごみ搬入量を比較すると、事業系ごみでは資源ごみの搬入量が約24.1%増加しています。

また、2020（令和2）年度におけるリサイクル率は21.5%で、2015（平成27）年度以降最も高い数値となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）をもとに作成

図 ごみ総排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）をもとに作成

図 ごみのリサイクル率

(7) 温室効果ガス排出量

本市の2019（令和元）年度における温室効果ガス排出量は1,907千t-CO₂です。温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度～2018（平成30）年度まで減少傾向にありましたが、2019（令和元）年度に増加に転じました。排出量が増加に転じた主な要因は、九州電力の排出係数が増加（2018（平成30）年度：0.319kg-CO₂/kWh⇒2019（令和元）年度：0.344kg-CO₂/kWh）したためと考えられます。

2013（平成25）年度と2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量を比較すると、廃棄物分野を除く全ての部門・分野において排出量は減少しています。特に、家庭部門における排出量の減少率が高く、2019（令和元）年度は2013（平成25）年度比△49%となっています。

2013（平成25）年度と2019（令和元）年度における都城市内の部門別二酸化炭素排出構成を比較すると、業務その他部門及び家庭部門の排出割合が減少し、それ以外の部門の排出割合が増加しています。

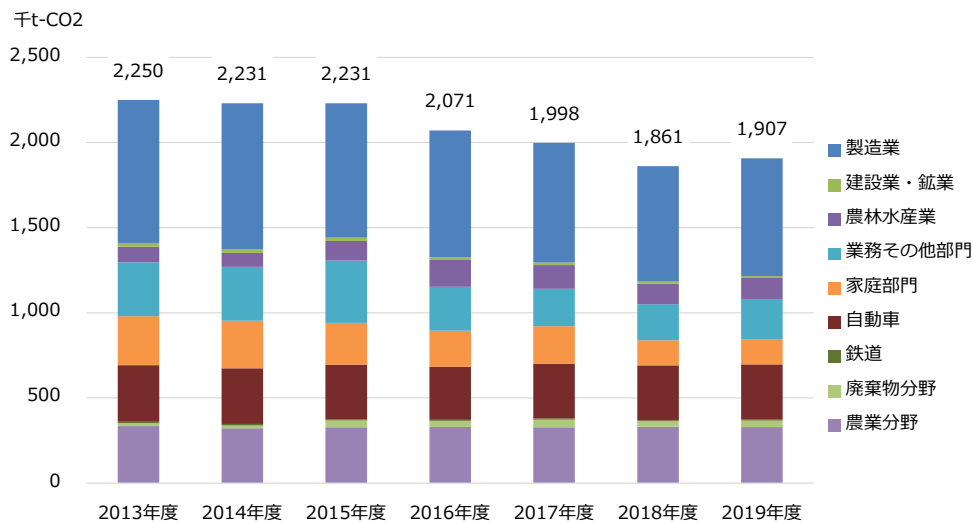


図 部門別二酸化炭素排出量の推移

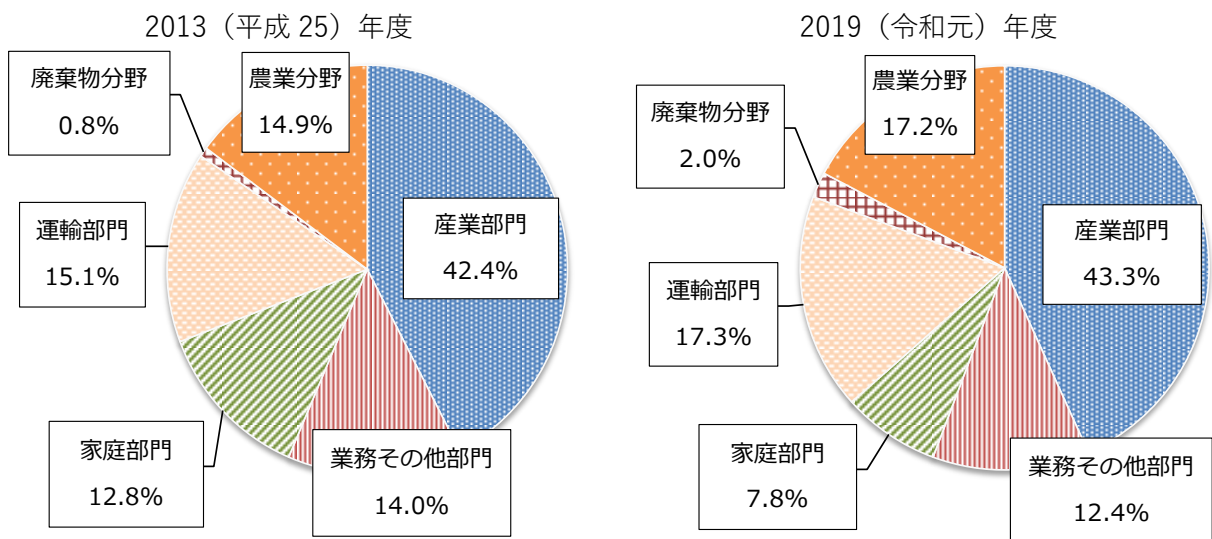


図 2013（平成25）年度と2019（令和元）年度における都城市内の部門別二酸化炭素排出構成

3

都城市の目指す環境像

1. 基本理念.....	22
2. 都城市が目指す環境像.....	22
3. 計画の体系.....	23



写真 関之尾滝

1 基本理念

都城市民憲章でうたわれている「自然のめぐみに感謝し、豊かで美しい環境をつくりましょう。」を本計画の基本理念とし、本市で生活を営む一人ひとりが、豊かな自然に恵まれていることに感謝の気持ちを持ち、より豊かで美しい環境の創造に向けた取組を実践していくことを目指します。

都城市民憲章

わたくしたちは、風光り、水澄む霧島の大地に生きる都城の市民です。

わたくしたちは、一人ひとりがすこやかに生活できるふるさとをつくるために、この憲章を定めます。

自然のめぐみに感謝し、豊かで美しい環境をつくりましょう。

人を思いやる心を持ち、ともに歩んでゆける社会をつくりましょう。

自分にできることを見つけ、今日の努力を明日の夢につなげましょう。

(2006 (平成 18) 年 7 月 22 日制定)

2 都城市が目指す環境像

本計画では、旧計画及び前計画で掲げられた環境の将来像を受け継ぎ、本市が目指す環境像を次のとおり設定します。

みやこんじょ ずっと暮らしたい 都城

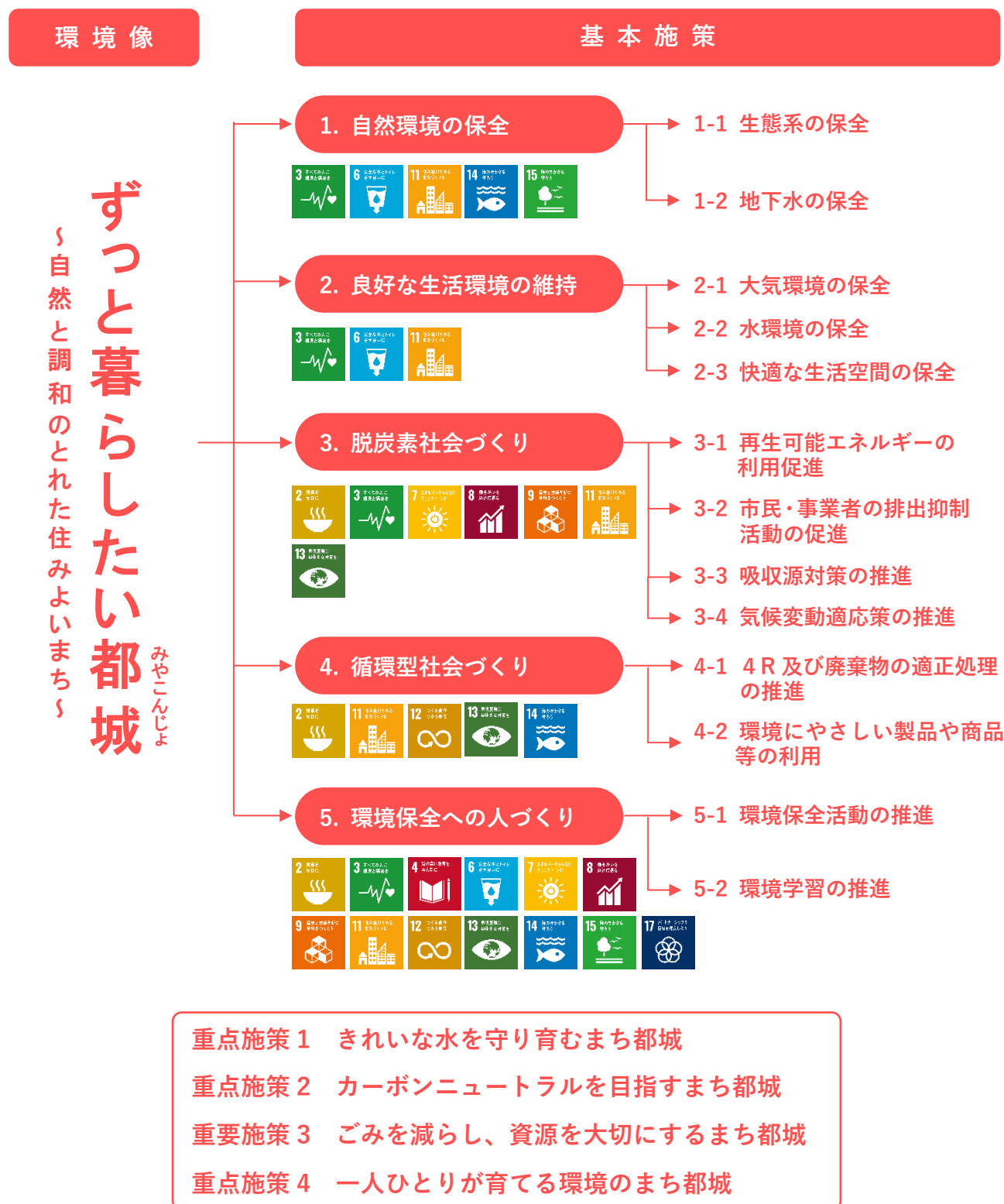
～自然と調和のとれた住みよいまち～

本市の豊かな自然環境に適切に働きかけ、社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、自然と人との間に豊かな交流を保つことによって、健全な生態系を維持、回復し、自然と人間との共生を確保するとともに、環境資源を利用した持続可能な地域づくりを進めます。これにより、自然と調和のとれた「ずっと暮らしたい都城 (みやこんじょ)」の実現を目指します。

また、この環境像を達成することで、SDGs が目指す持続可能な社会や、将来的なカーボンニュートラル社会の実現が近づくものと考えられます。

3 計画の体系

本計画では、本市の目指す環境像を実現するため、5つの柱を基本施策として定めます。また、「基本施策」に掲げた事項のうち、重要な課題に関する事項や早急に対応する必要のある事項については、「重点施策」として位置付け、より具体的な施策の展開を図ります。



台風 14 号に見る気候変動の影響

2022（令和4）年9月、台風14号が発生し、九州地方に接近・上陸しました。本市では、台風による大雨で大淀川上流域の水かさが増えたため排水の処理能力を超えて水があふれ出る「内水氾濫」が起き、死者1名、床上浸水家屋183戸、床下浸水家屋22戸、道路の冠水や法面崩壊265箇所等の被害が出ました（件数はいずれも2022（令和4）年11月11日時点）。

この台風の大きな特徴として、短時間に降った大雨が挙げられます。2022（令和4）年9月18日の24時間の降水量は542mmで、2021（令和3）年9月の一か月間の雨量（258mm）の2倍以上に相当します。

近年、このような短時間での大雨が頻発しており、その原因には気候変動が関係していると言われています。気象庁は、極端な気象現象の頻度や激しさに温暖化がどの程度影響したのかを定量的に推定・評価する「イベント・アトリビューション」を行っています。その結果、九州西部において、温暖化による影響が含まれた気候条件では日降水量の50年に一度の大雨の発生確率は2.8%であったのに対し、温暖化がなかった気候条件ではほぼ1.9%と推定され、大雨の発生確率が約1.5倍となっており、地域における大雨の発生確率が地球温暖化の進行に伴って増加していることが明らかになりました。気温の上昇が今後も進めば、大雨や、大雨を伴う台風が更に頻発化・激甚化する恐れがあります。災害のリスクや被害を減らすためには、再生可能エネルギーの活用や廃棄物の減量といった温室効果ガス削減に取り組むこと（緩和策）に加え、起こり得る災害に備えて防災用品の準備や避難ルートの確認といった対策を取ること（適応策）が大切です。

なお、今回の台風による被害を受け、本市や宮崎県、国土交通省（宮崎河川国道事務所）、有識者で構成された「大淀川上流内水対策検討会」を立ち上げ、家屋の浸水被害軽減に向けた今後の対応について検討を行うこととしています。また、国では、防災・減災対策等強化事業推進費を活用して大淀川等の河道掘削や樹木伐採などを実施する予定です。



写真 台風14号により崩壊した道路



写真 台風14号により発生した災害廃棄物

4

施策の展開

1. 自然環境の保全	26
1-1 生態系の保全	26
1-2 地下水の保全	30
2. 良好な生活環境の維持	34
2-1 大気環境の保全	34
2-2 水環境の保全	38
2-3 快適な生活空間の保全	42
3. 脱炭素社会づくり	46
3-1 再生可能エネルギーの利用促進	46
3-2 市民・事業者の排出抑制活動の促進	50
3-3 吸収源対策の推進	58
3-4 気候変動適応策の推進（地域気候変動適応計画）	62
4. 循環型社会づくり	66
4-1 4R及び廃棄物の適正処理の推進	66
4-2 環境にやさしい製品や商品等の利用	70
5. 環境保全への人づくり	74
5-1 環境保全活動の推進	74
5-2 環境学習の推進	78

1 自然環境の保全



1-1 生態系の保全

(1) 国の状況

我が国では、これまで「生物多様性国家戦略 2012-2020」(2012(平成24)年9月策定)に基づき、生物多様性保全の取組が進められてきました。しかし、2021(令和3)年3月に公表された「生物多様性及び生態系サービスの総合評価¹⁰2021(JBO3)」によると、我が国の生態系サービスは劣化傾向にあるとされています。生態系サービスが劣化している要因として、「開発など人間活動による危機」、「自然に対する働きかけの縮小による危機」、「人間により持ち込まれたもの(外来種等)による危機」、「地球環境の変化による危機」の4つが挙げられています。

JBO3では、生物多様性の損失を止め回復に向かわせるためには、自然を活用した解決策(NbS)¹¹により気候変動を含む社会課題への対処を進めることや、社会・経済活動による影響への働きかけも含めた総合的な対策により、「社会変革」を起こすことが重要としています。

このような生物多様性の状況や国際的な生物多様性保全に関する動向等を踏まえ、我が国では2022(令和4)年度中に「次期生物多様性国家戦略」の策定を予定しています。同戦略では、2030年に向けた目標として「ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現」を掲げ、その目標達成に向けて、「生態系の健全性の回復」や「自然を活用した社会課題の解決」など5つの基本戦略を設定する予定となっています。

〈主な取組〉

- 生物多様性国家戦略の策定
- 生物多様性保全に関する情報基盤の整備
- 生物多様性の損失の大きさと現在の傾向の評価
- 生物多様性や生態系サービスの経済的価値の評価

¹⁰ 生物多様性及び生態系サービスの総合評価：日本の生物多様性及び生態系サービスの価値や現状等を国民に分かりやすく伝え、生物多様性保全に係る各主体の取組を促進するとともに、政策決定を支える客観的情報を整理することを目的として、環境省が設置し、海洋や森林、生命科学といった研究者等で構成された検討委員がとりまとめたものです。これまで、2010年、2016年、2021年に実施されました。

¹¹ 自然を活用した解決策(NbS)：国際自然保護連合(IUCN)と欧州委員会が発表した概念で、「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然及び人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動」と定義されています。

(2) 県の状況

宮崎県では、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むための行動指針として2015(平成27)年3月に「みやざき自然との共生プラン生物多様性みやざき戦略」を策定しています。

宮崎県レッドデータブック(レッドリスト)によると、2020(令和2)年度の時点で2,274種の動植物が絶滅のおそれがあるとしてリストアップされました。2015(平成27)年度時点から423種の動植物が追加されており、県内の生物多様性の損失が懸念されています。

生物多様性が失われる要因の一つとして、外来生物の侵入・定着があります。宮崎県内では20種以上の特定外来生物が既に確認されているほか、特定外来生物には指定されていないものの、侵略的外来種や国内外来種も確認されており、競合する在来種や生態系に対して甚大な影響を与えています。

また、宮崎県内では、野生鳥獣の被害が拡大しており、2020(令和2)年度の被害額は約4億2,300万円にもなっています。内訳を見ると、シカとイノシシによる被害額が3分の2を占めており、近年はサルによる被害も深刻化しています。

〈主な取組〉

- 生物多様性の確保(野生生物の適切な保護管理、重要地域等の保全等)
- 人と環境を支える多様で豊かな森林づくり(健全で多様な森林づくり等)
- 自然豊かな水辺の保全と創出(自然環境に配慮した河川づくりの推進等)
- 自然とのふれあいや配慮(自然環境教育・学習の充実等)

生物多様性と生態系サービスに支えられる私たちの暮らし

地球上には、動物や植物、細菌など様々な生き物が生息・生育しており、その数は3,000万種とも言われています。これら全ての生き物は直接的・間接的に支えあって生きています。そして、生き物たちの命のつながりを「生物多様性」と呼びます。

私たち人間も、空気や水、食料や医薬品などの資源として様々な生き物から「生態系サービス」と呼ばれる恩恵を受けて暮らしています。国連の「ミレニアム生態系評価」によると、生態系サービスは以下の4つに分類されます。

①供給サービス

⇒食料や燃料、木材、医薬品など、暮らしに必要な資源を供給する。

②調整サービス

⇒地球温暖化の緩和、災害の軽減など、安全、快適に暮らす条件を整える。

③文化的サービス

⇒レクリエーションや感動などの精神的な満足、食生活や芸能などの文化的な源泉となる。

④基盤サービス

⇒光合成による有機物の生産、酸素供給、土壌形成など、生態系の基盤を維持。

私たちがこれからも快適で豊かな生活を送るためには、生物多様性や生き物の恵みについて理解・実感し、持続可能な形で利用していくことが重要です。

(3) 本市の現状と課題

霧島山系や鰐塚山系に囲まれた本市は、その中央を流れる大淀川とその支川を中心に、水田や畑が広がる、多様で豊かな自然環境を有しており、様々な種類の動植物が生息・生育しています。

重要な種としては、動物では国絶滅危惧ⅠB類及び県絶滅危惧ⅠA類指定のオオヨドシマドジョウ、国絶滅危惧ⅠB類及び県絶滅危惧ⅠB類指定のヤイロチョウ、国絶滅危惧ⅡB類及び県絶滅危惧ⅠB類指定のベッコウサンショウウオ、県絶滅危惧ⅠB類に指定のハッチョウトンボ（関之尾町神田地区・県指定関之尾神田湿地重要生息地）、などの生息が確認されています。植物では、「山田のイチョウ」（山田町石風呂地区）が県指定天然記念物に指定されています。また、国内に6株のみ野生自生株の生育が確認されている国指定希少野生動植物種及び国絶滅危惧ⅠA類及び県絶滅危惧ⅠA類指定のキリシマイワヘゴ、国の絶滅危惧ⅠA類指定のツクシムレスズメ、宮崎県の絶滅危惧ⅠA類指定のキスミレや、国の準絶滅危惧種及び県絶滅危惧ⅠA類に指定のサクラソウ（自生南限）の生育も確認されています。

しかし、市街地化や森林・農地の荒廃、外来生物の移入、帰化植物の繁茂等により、生物の多様性は脅かされつつあり、身近な種においても、たとえば、在来種のミナミメダカのように絶滅の危機にあるものもあります。本市では、既にブラックバス（オオクチバス）やブルーギル、オオキンケイギク、アレチウリなどの特定外来生物が確認されています。外来生物は、在来生物を捕食する、在来生物の生息・生育場所を奪う、在来生物との交雑により遺伝子汚染等を起こすなど、生物多様性に悪影響を及ぼす恐れがあります。このため、行政・市民・事業者が協働して野生動植物の保護・保全・管理対策を進め、生物の多様性を確保していくことが必要です。

また、近年、中山間地域を中心にイノシシやシカ、サル等の野生鳥獣による農林作物への被害が問題となっています。

(4) 目標

項目	現況 (2021年度)	中間目標 (2030年度)	目標 (2032年度)
「野生生物や希少な動植物の減少や絶滅」について「よく知っている」市民の割合	23% (2016年度)	45%	50%
「外来生物による生態系への影響」について「よく知っている」市民の割合	27% (2016年度)	45%	50%
野生動植物保護のため、調査・維持管理などの保護対策を実施している箇所数(累計)	7か所	10か所	12か所
有害鳥獣(シカ)の捕獲頭数	1,150頭/年	1,150頭/年	1,150頭/年
環境保全型農業直接支払交付金事業の実施件数(実施件数)(累計)	11件 (59ha)	20件 (86ha)	22件 (92ha)

(5) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
野生動植物の調査 ■ 各機関と連携し、野生動植物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、野生動植物の保護対策を推進します。	環境政策課
野生動植物の保全・保護・管理活動の支援 ■ 各団体による野生動植物の保全・保護・管理活動に関する情報提供に努め、市民参加の保全・保護・管理活動を推進します。	環境政策課
有害鳥獣対策 ■ 有害鳥獣による農林業被害や生態系への影響を最小限に留めるため、有害鳥獣監視員を配置します。また、「都城市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣捕獲を計画的に実施します。	森林保全課
外来生物対策 ■ 外来生物の適正な管理を図るため、生息状況の把握、適正な飼育や栽培方法の普及啓発に努めます。	環境政策課 森林保全課
開発による環境負荷の低減 ■ 開発行為等による環境への負荷の軽減を図るため、一定規模以上の開発区域については、適正な開発事業となるよう指導します。 ■ 公共事業の実施の際には、環境へ配慮した取組を実施します。	農村整備課 道路公園課 建築対策課 下水道課 教育総務課
環境や生き物にやさしい農業の推進 ■ 適正な施肥や農薬の使用の啓発に努め、環境保全型農業への転換を推進します。 ■ スマート農業の普及・促進のため、セミナーの開催や機材の導入支援等を行います。 ■ 農地の集積・集約を行い、農作業の効率化を図ります。 ■ 就農支援事業などを通じ、次世代を担う新たな担い手の育成や、農業経営者への経済的な支援を推進します。	農政課 農産園芸課 畜産課 農村整備課

〈市民の取組〉

- 野生動植物の保全・保護活動へ参加し、野生動植物の保全・保護に努めましょう。
- 日常生活の中で自然環境への配慮に努めましょう。
- 外来生物の飼育や栽培を適正に行い、最後まで責任を持ちましょう。

〈事業者の取組〉

- 野生動植物の保全・保護活動への参加や支援を検討しましょう。
- 事業の実施に当たっては、野生動植物の生息・生育環境への配慮に努めましょう。
- 外来生物の適正な飼育や栽培方法について啓発に努めましょう。

1-2 地下水の保全

(1) 国の状況

地下水の水質については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素やヒ素等の有害物質による汚染が引き続き確認されています。「令和2年度地下水質測定結果（環境省）」によると、調査対象井戸 3,103 本のうち、何らかの項目で環境基準を超過した井戸数は 5.9%でした。そのうち、施肥や家畜排せつ物、生活排水等が原因と見られる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素¹²の超過率が 3.3%と最も高くなっており、これらに係る対策が緊急の課題となっています。

また、過剰揚水による地盤沈下が引き続き進んでいる地域もあります。

地下水は、年間を通して一定の温度であるという特徴から、夏は冷房熱源、冬は暖房熱源として利用することが可能であり、温室効果ガスを排出しない新たなエネルギー源としても注目されています。

〈主な取組〉

- 地下水汚染の未然防止
- 健全な水循環の維持または回復

(2) 県の状況

宮崎県内では、地下水が上下水道の水源や農業用水として利用されています。この地下水資源を守るため、宮崎県は 2014（平成 26）年 3 月に「宮崎県水源地域保全条例」を制定し、良好な地下水の保全を進めてきました。また、生活排水による地下水汚染を防止するため、市町村と連携して公共下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の計画的な整備を進めています。

宮崎県では、毎年度地下水の水質測定を実施しており、地下水の水質は概ね良好な状態にあります。しかし、2019（令和元）年度に実施した地下水水質測定では、一部の井戸でヒ素やフッ素、揮発性有機化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準を超過していました。

また、都城盆地内の地下水の水質保全を図るため、宮崎県を中心に、鹿児島県及び都城盆地内の市町村が共同で「都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画」を策定し、地域の特性に応じた硝酸性窒素削減対策を盆地全体で計画的に進めています。

〈主な取組〉

- 水質汚濁防止対策の推進（地下水の水質測定、工場や事業場への立入検査・指導等）
- 生活排水対策の推進（合併処理浄化槽¹³の転換促進等）
- 都城盆地硝酸性窒素削減対策の推進

¹² 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：硝酸塩として含まれている窒素のことで、肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化したものです。人体や土の中など酸素の少ない状態では亜硝酸性窒素に変化し、がんや呼吸困難を引き起こしたり、土壌に溶け出して富栄養化を招いたりするなどの影響を及ぼします。

¹³ 合併処理浄化槽：し尿だけでなく、台所や風呂などから出る生活雑排水の処理も行える浄化槽のことです。

(3) 本市の現状と課題

本市は、降雨や河川などからの水が、永い年月をかけて地下に浸透して蓄えられた、豊富で良質な地下水の恩恵を受けて発展を遂げてきました。この地下水は、良好な水質や安定した水温、高い経済性等から従来より盛んに利用されており、水道水源を始め、工業・農業用水等として、地域の用水の多くが地下水に依存しています。

一方で、揚水量の増大、かん養域の減少、一部地域の浅井戸における高濃度の硝酸性窒素の検出等、水量及び水質の面から、地下水環境の悪化が懸念されています。そのため、本市では「都城盆地地下水保全対策連絡協議会」を設立するとともに、宮崎大学との共同による硝酸性窒素のモニタリングや地下水位観測、雨水浸透施設・雨水貯留施設¹⁴設置推進等の地下水保全に向けた取組を展開しています。このような取組の結果、近年では都城盆地の地下水の硝酸性窒素濃度は低下傾向にあります。

しかしながら、生活排水や家畜排せつ物・化学肥料等の地下への浸透などによる地下水汚染は依然として懸念されています。このため、生活排水対策として合併処理浄化槽への転換促進、家畜排せつ物対策として野積みや素掘りなどの不適切処理に対する指導、施肥対策として適正施肥の推進や化学肥料低減技術の導入などを行っています。

地下水位については、市内7か所の地下水位観測井戸で常時観測をしており、ほとんどの観測井戸において地下水位は回復傾向にあります。

市民アンケートによると、このような地下水の現状や水質保全に向けた取組について多くの市民が知らないことが分かりました。このため、市民一人ひとりが地下水の現状について共通認識を持ち、地下水保全に向けた取組を実践していくことが必要です。

(4) 目標

項目	現況 (2021年度)	中間目標 (2030年度)	目標 (2032年度)
井戸における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準(10mg/L以下)超過地点箇所数	15か所/年	10か所/年	9か所/年

¹⁴ 雨水浸透施設・雨水貯留施設：透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチなど雨水を地中に浸透させる施設を雨水浸透施設といい、雨水タンクなど雨水を貯留させる施設を雨水貯留施設といいます。

(5) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
地下水量の保全 <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林や農地の確保・保全を推進し、森林や水田を有する水源かん養機能¹⁵の維持・保全を図ります。 ■ 雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置促進により、下流域への急激な流出を緩和し、災害防止に向けた取組を推進します。 	環境政策課 森林保全課 農村整備課 建築対策課
地下水のモニタリング調査 <ul style="list-style-type: none"> ■ 地下水位・水質のモニタリング調査を継続するとともに、市民への情報発信を図ります。 	環境政策課 水道課
硝酸性窒素削減対策 <ul style="list-style-type: none"> ■ 県及び周辺自治体と連携し「都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画」に基づいた取組を実施します。 	環境政策課

〈市民の取組〉

- 水源かん養機能を有する森林保全活動に積極的に参加しましょう。
- 雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置に努めましょう。
- 公共下水道や農業集落排水施設への接続に努めましょう。また、公共下水道等の区域外地域では、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。

〈事業者の取組〉

- 地下水の水質汚濁が確認された場合は、市・県等に連絡し、積極的に汚染対策に努めましょう。
- 雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置に努めましょう。
- 家畜排せつ物を適正に処理しましょう。
- 施肥基準を遵守し、農薬を適正に使用しましょう。

¹⁵ 水源かん養機能：雨水を地表や地中に一時貯えるとともに、地下に浸透させ、雨水の河川等への直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止等を維持・促進する自然の持つ機能のことです。

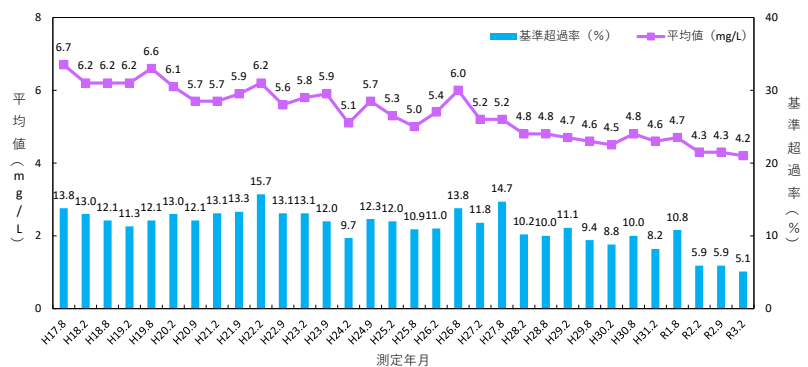
地下水の保全に関する各主体の連携・取組

本市は霧島山系と鰐塚山系に囲まれた都城盆地にあり、この盆地の地下深くに蓄えられた水が本市の水源となっています。本市に流れる豊富で良質な地下水は、生活用水や農業用水のほか、焼酎の蒸留、味噌や醤油の製造などにも利用されており、地域の産業にも大きな恵みを与えています。また、地下水がきっかけで、隣接する自治体や大学、事業者や住民との連携も生まれました。その中心となっているのが、1995（平成7）年に当時の都城盆地内の1市8町（宮崎県都城市、三股町、山之口町、高城町、山田町、高崎町、高原町、鹿児島県財部町、末吉町）で組織された「都城盆地地下水保全対策連絡協議会」です。

同協議会は、地下水を将来にわたって守っていくため、宮崎大学農学部や工学部と共同で都城盆地における地下水の量的・質的な調査・研究を行ってきました。その結果、都城盆地の浅井戸の2000（平成12）年度調査結果において、硝酸性窒素濃度の環境基準を超えている割合が全国平均より高いことが分かり、緊急対策が必要となりました。そこで、2003（平成15）年に宮崎県や鹿児島県、当時の都城盆地内の1市8町、有識者などによる連絡会議を立ち上げ、翌年の6月に「都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画」を策定しました。同計画は、2020（令和2）年度までの17年間に計画期間とし、期間全体を第1ステップ、第2ステップ、最終ステップに分け、各ステップ終了時に対策の進捗状況や地下水質の改善状況について評価を行っています。また、必要に応じて追加の対策を講じ、2020（令和2）年度までに都城盆地内の地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素濃度を「地下水の水質に係る環境基準（10mg/L）以下」にすることを目標としました。

更に、地域の特性に応じた硝酸性窒素削減対策を盆地全体で計画的かつ効果的に講じていくために、2004（平成16）年8月に自治体や関係団体、事業者及び住民代表からなる「都城盆地硝酸性窒素削減対策協議会」を立ち上げ、第1ステップとなる「都城盆地硝酸性窒素削減対策実行計画」を策定しました。同計画では、家畜排せつ物対策、施肥対策、生活排水対策の3つを柱とした取組の他、住民への啓発、地下水質のモニタリングなどを行っています。

このように、地下水の保全に向けて様々な対策を講じてきましたが、結果として、「全ての井戸の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素濃度を2020（令和2）年度までに10mg/L以下とする」という目標達成には至りませんでした。しかしながら、都城盆地内の井戸（110本）の硝酸性窒素濃度の平均値及び環境基準超過率はいずれも減少傾向にあり、対策の効果は着実に現れていると考えられます。



出典：都城盆地硝酸性窒素削減対策実行計画（最終ステップ）の評価
（都城盆地硝酸性窒素削減対策協議会）を基に作成

図 都城盆地内110本の井戸における硝酸性窒素濃度の平均値及び環境基準超過率の経年変化

2 良好な生活環境の維持



2-1 大気環境の保全

(1) 国の状況

大気汚染については、様々な施策により、全体としては改善傾向にありますが、まだ多くの課題が残されています。都市部では、依然として二酸化窒素（NO₂）¹⁶の環境基準が達成されていない地域が残存しています。また、光化学オキシダント¹⁷は、その環境基準達成率は1%に満たない状況です。

国際的には、東アジア地域において、急速な経済発展に伴う大気汚染物質の排出量が増加し、大気汚染が深刻化しています。黄砂については、2002（平成14）年以降、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。海外から飛来する黄砂には、微小粒子状物質（PM2.5）¹⁸などの有害物質が付着することが指摘されています。

また、「令和2年度酸性雨調査結果（環境省）」によると、2020（令和2）年度における降水のpHの全国平均は5.01であり、依然として全国的に酸性雨が観測されています。

〈主な取組〉

- 広域的な取組を重視した大気汚染対策
- 悪臭対策
- PM2.5、光化学オキシダント等への対応

¹⁶ 二酸化窒素（NO₂）：窒素と酸素の化合物のことで、自動車や工場での燃焼だけでなくビルや家庭からも排出されます。刺激臭があり、呼吸器に悪影響を及ぼします。

¹⁷ 光化学オキシダント：工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）等が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン等の総称で、光化学スモッグの原因となっている物質をいいます。人体の目や気管支などを刺激し、植物の成長にも悪影響を及ぼします。

¹⁸ 微小粒子状物質（PM2.5）：大気中に浮遊している2.5μm（1μmは1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。粒子状物質には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状大気汚染物質が環境大気中での化学反応により粒子化したものがあります。

(2) 県の状況

「令和3年(2021年)版 宮崎県環境白書」によると、宮崎県の大気環境は光化学オキシダントを除き概ね良好です。光化学オキシダントについては測定を行っている全ての測定局(14測定局)で環境基準を未達成でした。これは大陸からの影響を受けているためと考えられます。

また、酸性雨については、全国の平均値と同程度となっています。

〈主な取組〉

- 大気汚染防止対策の推進(大気環境の常時監視、ばい煙発生施設¹⁹等への監視・指導等)
- 有害大気汚染物質等の対策の推進
- 悪臭対策の推進

(3) 本市の現状と課題

市民アンケートによると、「空気のきれいさやにおい」に関して69.6%市民が満足していることが分かりました。

2020(令和3)年度における大気汚染に関する環境基準の達成状況は、全2測定地点において、二酸化硫黄(SO₂)²⁰、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)²¹及び一酸化炭素(CO)²²については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては未達成でした。

また、過去3年間(2018(平成30)~2020(令和2)年度)の公害苦情受理件数は、大気汚染に関する苦情が227件と最も多く、次いで悪臭に関する苦情が97件となっています。悪臭に関する苦情は2008(平成20)年度から減少していますが、大気汚染に関する苦情は増加しています。

大気汚染に関する苦情の中には、野焼き(屋外焼却)に関するものがあります。屋外焼却はダイオキシンなどの有害物質による水質・大気・土壌汚染を引き起こす原因となるほか、悪臭の発生にもつながります。本市では屋外焼却について、都城市環境保全条例第30条 廃棄物の燃焼制限の規定等を定めています。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「ダイオキシン特別措置法」などの法律により屋外焼却は原則禁止とされています。このため、屋外焼却を発見した際には、都城市環境政策課や各総合支所の市民生活課、または、最寄りの交番へ通報してください。

良好な大気環境は、快適で健全な生活を営むために欠かすこのできない重要な要素です。今後も排出ガス対策や悪臭対策、騒音・振動対策、屋外焼却の防止に向けた取組を推進していく必要があります。

¹⁹ ばい煙発生施設：大気汚染防止法第2条第2項に基づいて定められている、一定規模以上のボイラーや廃棄物焼却施設などのことをいいます。

²⁰ 二酸化硫黄(SO₂)：硫黄、硫化水素、黄鉄鉱などの金属硫化物の燃焼によって生じる物質です。大気汚染のほか、呼吸器を刺激して喘息を引き起こすなど人体にも有毒です。

²¹ 浮遊粒子状物質(SPM)：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm(1μmは1mの100万分の1)以下のものをいいます。工場などから排出されるばいじんや粉じん、ディーゼル車の排出ガス中に含まれる黒煙など人為的発生源によるものと、土壌の飛散など自然発生源によるものがあります。微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に悪影響を及ぼします。

²² 一酸化炭素(CO)：炭素が燃焼する際、酸素が不十分な環境で不完全燃焼を起こすと発生する気体です。吸い込むと血液の酸素運搬能力が低下してしまい、酸素不足に陥ります。

(4) 目標

項目	現況 (2021年度)	中間目標 (2030年度)	目標 (2032年度)
大気汚染、悪臭に関する公害苦情件数 ※表内の大気は大気汚染を示す。	大気：57件/年 悪臭：36件/年	大気：47件/年 悪臭：30件/年	大気：45件/年 悪臭：28件/年
大気汚染に関する環境基準達成状況	未達成	達成	達成
有害大気汚染物質に関する環境基準達成状況	達成	達成	達成

(5) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
大気汚染状況の把握 ■ 国及び県と連携して、大気汚染状況のモニタリングや評価を行うとともに、市民への情報発信を図ります。	環境政策課
大気汚染防止対策の推進 ■ 公害を防止するため、必要に応じて、事業者に対し公害防止協定 ²³ の締結を要請し、最善の公害防止対策を講じるように指導します。 ■ 市が管理運営する焼却施設などの公共施設について、硫黄酸化物 ²⁴ や窒素酸化物 ²⁵ などの大気汚染物質の排出削減に努めます。 ■ 屋外焼却防止に向けた啓発活動を推進します。	環境政策課 環境施設課 畜産課 企業立地課
悪臭対策の推進 ■ 工場や事業所からの悪臭の発生状況を把握し、発生防止に向けた指導を行います。 ■ 家畜排せつ物を田畑へ施肥した場合は、適切な攪拌を実施するなど処理・管理の指導に努めます。	環境政策課 農政課 畜産課 企業立地課 農業委員会事務局

²³ 公害防止協定：地方公共団体または住民と企業との間に、公害防止を目的に締結される協定をいいます。この協定は、法令の規制基準を補完するもので、地域に応じた公害防止の目標値を設定し、具体的な公害対策を明示しており、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く用いられています。

²⁴ 硫黄酸化物：硫黄分を含む燃料の燃焼に伴って生成されるガスです。主な発生源は工場・事業所ですが、自動車などからも排出されます。硫黄酸化物には、二酸化硫黄、三酸化硫黄等6種類ありますが、燃焼に伴って生成されるもののほとんどは二酸化硫黄です。

²⁵ 窒素酸化物：物質の燃焼に伴って発生した一酸化窒素及び二酸化窒素の混合物で、ほとんどが工場・事業所、自動車から排出されます。窒素酸化物は、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つです。

〈市民の取組〉

- 公共交通機関や自転車を積極的に利用しましょう。
- 電気自動車等の購入を検討しましょう。
- 屋外焼却を発見したら、都城市環境政策課や最寄りの交番等へ通報しましょう。

〈事業者の取組〉

- ばい煙等の大気汚染物質の削減に努めましょう。
- 家畜排せつ物を適正に管理しましょう。
- 悪臭の防止対策に努めましょう。

光化学オキシダント（光化学スモッグ）に気を付けましょう

光化学オキシダントとは、自動車や工場などから排出された窒素酸化物（NOx）や、ガソリンやシンナーなどに含まれる炭化水素（HC）などが、太陽の強い紫外線を受けて光化学反応を起こすことで生成されるオゾンなどの総称です。

光化学オキシダントの濃度が濃くなると、白いモヤがかかったようになります。この現象を光化学スモッグといいます。光化学スモッグは、目がチカチカする、息苦しいなど呼吸器系への健康被害を引き起こします。

本市においては、2019（令和元）年5月25日に注意報発令の基準を上回る光化学オキシダントが観測されました。そのため、ホームページ等で光化学オキシダントに関する情報発信や注意喚起を行っています。

また、宮崎県は、光化学オキシダントによる健康被害を防止するため、光化学オキシダント濃度の常時監視を行っており、状況に応じて注意報等の発令を行っています。注意報等が発令されたときは、なるべく屋外に出ないようにしましょう。



出典：ECO 学習ライブラリー（環境省）

図 光化学オキシダント発生の仕組み



出典：大気環境の情報館（独立行政法人 環境再生保全機構）

図 光化学スモッグが発生しやすい日

2-2 水環境の保全

(1) 国の状況

我が国では、都市への人口集中や産業構造の変化等の結果、地下水も含めた過剰な水の利用、都市化に伴う地下浸透機能の低下などにより、水質汚濁の進行、地盤沈下や湧水の枯渇等が各地で見られ、公害問題、生態系への悪影響など、水環境に関わる多くの課題を抱えることになりました。

さらに、近年、我が国においても局地的な豪雨が頻発しているなど、気候変動に伴う変化が水環境の保全にとって重大な支障となる恐れがあります。

水環境の保全を進めるに当たっては、流域の水循環全体を視野に入れた、いわば「流れの視点」からの取組も重要であり、上流から下流に至るそれぞれの地域の特性に応じた様々な取組が進められています。

また、水環境の保全を進めるに当たっては、一人ひとりが主体的に活動することが重要です。しかしながら、人と水とのふれあいが希薄になっており、人々の水への関心をより一層高めていくことが求められています。

〈主な取組〉

- 水循環基本法、水循環基本計画の策定
- 流域的な取組による水環境の保全
- 公共用水域における水環境の保全対策

(2) 県の状況

宮崎県では、河川や海域等の水質について常時監視を実施しており、水質は概ね良好です。

良好な水環境を維持するため、宮崎県は市町村と連携して公共下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の計画的な整備を進めており、「第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画」によると、2019（令和元）年度末時点の生活排水処理率²⁶は 82.0%です。

また、化学物質による水質汚濁を未然に防ぐため、PRTR 制度²⁷において、該当する事業者の化学物質対策についての監視・指導を行っています。

〈主な取組〉

- 水質汚濁防止対策の推進（地下水の水質測定、工場や事業場への立入検査・指導等）
- 生活排水対策の推進（合併処理浄化槽への転換促進、県民の意識啓発等）
- 化学物資の環境調査の断続的实施（ダイオキシン類²⁸等の環境調査等）
- 化学物質に関する情報の把握と情報交換（リスクコミュニケーション）の推進

(3) 本市の現状と課題

本市を南北に貫流する大淀川は、延長 107km、流域面積 2,230km²の宮崎県最大の河川で、市内を流れる大部分の河川は大淀川水系に含まれます。河川の水質は概ね良好ではあるものの、一部の河川では BOD²⁹が環境基準を満たしていない地点があります。

本市の生活排水処理率は 2021（令和 3）年度時点で 80.7%となっています。今後も生活排水処理率の向上を目指し、公共下水道の必要性を広く市民に啓発します。また、老朽化した処理場やポンプ場等の下水道施設について、計画的に改築更新を行い、長寿命化を進めていきます。

市民アンケートによると、「流しにはごみ取りネットなどを利用し、生ごみを流さないようにしている」、「洗濯の時、洗剤の量に気を配っている」等の水を汚さない取組について“実行している”と回答した市民の割合は 85%を超えており、水環境保全に対する市民の関心の高さが分かります。

引き続き、水環境への意識の高さを水質改善への推進力とし、恵まれた水環境の保全へ向けた取組を進めていきます。

²⁶ 生活排水処理率：市の行政人口（住民基本台帳人口）に対する下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水処理施設に接続して処理している人口の割合を示します。

²⁷ PRTR 制度：人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が事業所から環境（大気・水・土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握して国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度です。

²⁸ ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（co-PCB）（またはダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（DL-PCB））という物質の総称です。廃棄物の焼却、塩素によるパルプなどの漂白、あるいは塩素系農薬などの化学物質合成時に生成されます。ダイオキシン類は自然環境中で分解されにくいいため、土壌や水環境中に長期間残留します。また、食物連鎖を通して高次消費者の体内に濃縮されます。動物実験では、発がん性、生殖毒性、免疫毒性、神経毒性などが報告されています。

²⁹ BOD：水中の有機物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいいます。値が大きいかほど水質の汚れが大きいことを示します。環境基準では、河川の汚濁指標として採用されています。

(4) 目標

項目	現況 (2021年度)	中間目標 (2030年度)	目標 (2032年度)
市内河川のBOD環境基準達成率（環境基準点及び補助地点）	88.4%/年	95%/年	100%/年
生活排水処理率	80.7%/年	88.6%/年	90.2%/年
合併処理浄化槽設置整備事業実施基数（累計）	12,382基	15,370基	16,034基

(5) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
生活排水対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の特性に応じた汚水処理施設の整備を推進します。 ■ 公共下水道や農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽の設置促進に向けた普及啓発に努めます。 ■ 家庭で実践できる生活排水対策や合併浄化槽の適切な維持管理の啓発に努めます。 	環境政策課 下水道課
工場・事業所排水対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 公害防止を図るために必要があると認めるときは、事業者に対し公害防止協定の締結を要請し、最善の公害防止対策を講じるように指導します。 	環境政策課 企業立地課
家畜排せつ物の適正管理・処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 家畜排せつ物の適正な処理・管理の指導に努めます。 	環境政策課 畜産課
水処理施設の適切な維持・管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 老朽化した下水道の整備や施設の耐震化など、下水道の長寿命化を推進します。 ■ 農業集落排水施設の改築、更新及び再編・集約を行います。 	下水道課

〈市民の取組〉

- 廃食用油の処理、油汚れ等のふき取り、野菜くず・残飯の回収、米のとぎ汁の処理、米のとぎ汁の有効活用や油を流さない工夫、洗剤の適正使用など、家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。
- 公共下水道や農業集落排水施設への接続に努めましょう。また、公共下水道のない地域では、合併処理浄化槽を設置し、法令に基づく定期検査を受けるなど、適正な維持管理に努めましょう。
- 身近な河川の浄化活動に積極的に参加しましょう。

〈事業者の取組〉

- 工場や事業所における排水処理設備の整備や適正管理など、事業活動に伴う排水の浄化に努めましょう。
- 家畜排せつ物を適正に処理・管理しましょう。
- 施肥基準を遵守し、農薬を適正に使用しましょう。

水を汚さない暮らしを心がけましょう

私たちは日々たくさんの水を使っています。使われた水のほとんどは下水道施設や合併処理浄化槽などできれいに処理されてから川や海へ流されています。しかし、下水道が普及していない、または合併処理浄化槽の普及が進んでいない地域では生活排水が垂れ流しになり、水質汚濁の原因となっている場合もあります。

生活排水を魚がすすめるようなきれいな水にすることは簡単ではありません。例えば、マヨネーズ大さじ1杯を流した場合、魚が住めるような水にするためにはバスタブ13杯分のきれいな水で薄める必要があります。

私たちが使う水を汚さないようにするためには、私たち自身が汚れた水を流さない生活をするのが大切です。



出典：生活排水読本（環境省）

図 生活排水の汚濁負荷

2-3 快適な生活空間の保全

(1) 国の状況

我が国は、多様な気候や複雑な地形の下、水や栄養分が循環し、各々の流域で、森・里山・川・海等の多様で魅力ある景観が形成されてきました。これらの自然景観は、人々に安らぎや癒しを与えるほか、地域の重要な観光資源として地域振興に貢献しています。また、都市部では、住宅やビルなどが建ち並ぶ中で、まとまった緑の空間として都市公園が都市景観の重要な構成要素となっています。

近年、我が国では人口減少や既存住宅・建築物の老朽化、社会ニーズの変化等に伴い、空き家問題が深刻化しています。空き家は、公衆衛生の悪化や景観の阻害、野生生物の定着による悪臭の発生など、地域環境に深刻な影響を及ぼすため、2015（平成27）年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空き家の有効活用等の取組が推進されています。

「令和2年度騒音規制法等施行状況調査結果（環境省）」によると、2020（令和2）年度の一般地域における騒音に係る環境基準の達成状況は89.5%でした。また、2020（令和2）年度の騒音に係る苦情の件数は全国で20,804件あり、2019（令和元）年度の15,726件と比較して32.3%増加しています。これは、新型コロナウイルスの感染拡大で在宅時間が増えたことが主な要因と考えられています。

〈主な取組〉

- 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進
- 都市の緑地の保全・再生等
- 空き家対策の推進
- 騒音防止対策の推進

(2) 県の状況

「都市公園データベース（国土交通省）」によると、宮崎県の2021（令和3）年3月末の一人当たり都市公園等面積は、20.3m²です。これは、全国の一人当たりの都市公園等面積約10.7m²を大幅に上回っており、全国でも5番目に高い値となっています。

「平成30年住宅・土地統計調査（統計局）」によると、宮崎県の2018（平成30）年の空き家率は15.3%で、2013（平成25）年の13.9%から1.4ポイント上昇しています。

騒音に係る苦情については、建設業に起因するものが最も多く、次いで商店飲食店・サービスに起因するものとなっています。

〈主な取組〉

- 潤いと安らぎある美しい景観・環境づくり（都市公園の均衡ある整備、美しい景観の創造等）
- 環境と調和した生活空間づくり
- 騒音対策の推進（自動車交通騒音及び航空機騒音の継続的な監視）

(3) 本市の現状と課題

本市は、霧島山系・鰐塚山系・大淀川水系などが創り出す豊かな自然景観を有しており、霧島錦江湾国立公園をはじめ、一堂ヶ丘公園や観音池公園といった広大で緑豊かな公園や、宮崎県御池青少年自然の家や青井岳キャンプ場、関之尾緑の村といった自然体験を行える施設も整備されており、自然とふれあうことのできる市民の憩いの場や環境学習の場として利用されています。

本市の都市公園面積は 3,799,738m² (2022 (令和4) 年 3 月 31 日時点) となっており、一人当たり都市公園等面積 (約 23.8m²) は全国の数値 (約 10.7m²) を上回っています。

国や県と同様に本市においても空き家が増加傾向にあります。適正に管理されていない空き家は、草木が繁茂し景観が悪化するほか、タヌキやアナグマなどの野生鳥獣のすみかとなり、悪臭や害虫発生の原因にもなり得ます。そこで、2022 (令和4) 年 4 月に「都城市空き家等対策計画 (第2訂)」を策定し、空き家の発生抑制や適正管理等を推進しています。

市民アンケートによると、「静けさや音の心地よさ」に関して 76.4% の市民が満足していることが分かりました。しかし、2020 (令和2) 年度の自動車騒音測定では、昼間・夜間共に環境基準が達成できていない測定地点がありましたが、要請限度は基準内でした。過去 3 年間の騒音に係る公害苦情受理件数は 67 件となっています。騒音に係る苦情は 2019 (令和元) 年度には 9 件でしたが、2020 (令和2) 年度に 38 件に急増しています。これは、新型コロナウイルスの感染拡大等により在宅時間が増えたことで、騒音トラブルが発生しやすい状況になったためと考えられます。

(4) 目標

項目	現況 (2021年度)	中間目標 (2030年度)	目標 (2032年度)
自動車交通騒音に関する環境基準達成状況	未達成	達成	達成
適正な土地利用誘導に関する普及啓発を目的とした説明会の回数	5回/年	5回/年	5回/年
空き家対策セミナー、個別相談会の開催数(累計)	18回	36回	45回

(5) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
市民参加の景観・環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ■ 景観、環境づくりの重要性や必要性について、市民への啓発を図ります。 ■ 市民との協働による道路、公園等の草刈など、市民参加による維持管理体制をつくります。 	環境政策課 都市計画課 道路公園課 こども課
景観に配慮したまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ■ 宮崎県屋外広告物条例・都城市都市景観条例などの例規を遵守し、景観に配慮した土地利用を誘導します。 ■ 歴史や文化と調和した良好な景観の保全について、市民への啓発を図ります。 ■ 空き家対策セミナーや空き家個別相談会を開催し、管理不十分な空き家等の是正及び発生抑制を推進します。 ■ 特定空家等や不良空家である老朽危険空家の解体を支援します。 	都市計画課 文化財課 建築対策課
良好な住環境の維持 <ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅の耐震診断や、診断結果に基づく耐震改修を支援します。 	建築対策課
水辺・緑地環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> ■ 道路、公園、学校等における緑地の保全に努めます。 ■ 自然環境の保全・再生に配慮した水辺空間の保全に努めます。 	農村整備課 都市計画課 道路公園課 教育総務課
道路交通騒音の状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ■ 国及び県と連携し、道路交通騒音の状況把握に努めます。 	環境政策課
工場、事業所の騒音、振動対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 公害を防止するために必要があると認められるときは、事業者に対し公害防止協定の締結を要請し、最善の公害防止対策を講じるように指導します。 	環境政策課 企業立地課
近隣騒音対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 近隣騒音の実態把握に努めるとともに、防止に向けた啓発など近隣騒音、近隣振動対策を推進します。 	環境政策課 農政課 畜産課 企業立地課 農業委員会事務局

〈市民の取組〉

- 公園、広場、道路、河川など公共の場所を清潔に保ち、地域の生活環境の保全に努めましょう。
- 住宅の建築に当たっては、周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮しましょう。
- 防犯上支障のない範囲で生垣や植栽など住宅地の積極的な緑化に努めましょう。
- 地域の緑化活動へ積極的に参加しましょう。
- 日常生活における近隣騒音を発生させないように努めましょう。

〈事業者の取組〉

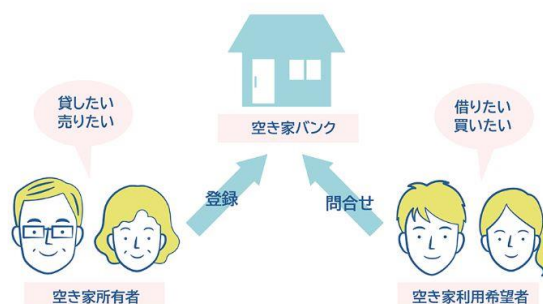
- 施設の整備に当たっては、周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮しましょう。
- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。
- 地域の緑化活動へ積極的に参加、協力しましょう。
- 看板や広告塔などの設置については、宮崎県屋外広告物条例等を順守し、周辺の景観と調和するよう配慮しましょう。
- 工場や事業所からの騒音・振動・悪臭防止対策に努めましょう。

空き家を適切に管理しましょう

現在、日本では空き家が増え続けており、ここ30年（1988（昭和63）年～2018（平成30）年）で2倍以上に増加しています。空き家とは、一般的には「誰も住んでいない家」のことをいい、所有者が亡くなりそのまま放置されている家屋や、介護施設等に入所して誰も使わなくなった家屋などが空き家に当たります。空き家が放置されると、倒壊や崩壊、ごみの不法投棄、放火による火災の発生など様々な悪影響が生じます。また、ねずみや野良猫、害虫などの繁殖、雑草の繁茂など衛生面や景観の悪化などをもたらし、地域住民の生活環境に深刻な影響も及ぼします。

空き家の管理が難しい場合には、不動産業者に相談するだけでなく、「空き家バンク」に登録しておく方法もあります。空き家バンクに登録しておけば、空き家を「買いたい・借りたい」人に空き家を売ったり貸したりすることができます。

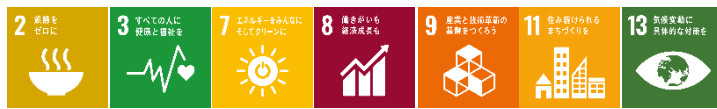
本市においても、移住・定住希望者への住まい情報を提供するため「都城市空き家等情報バンク制度」を創設し、売買できる空き家の情報をホームページ等に掲載しています。土地や建物を貸したい・売りたいと考えている人や、移住を考えていて物件情報を知りたい方は、「都城市空き家等情報バンク制度」を活用ください。



出典：政府広報オンライン（内閣府）

図 空き家バンクのイメージ

3 脱炭素社会づくり



3-1 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 国の状況

太陽光や風力、バイオマス³⁰等の再生可能エネルギーは、発電時に温室効果ガスを排出しないことから、脱炭素社会を実現する上で必要不可欠なエネルギー源です。また、再生可能エネルギーは、国内で生産できることや災害時等の非常用電源としても利用できることから、エネルギー安全保障の観点からも導入の重要性が高まっています。

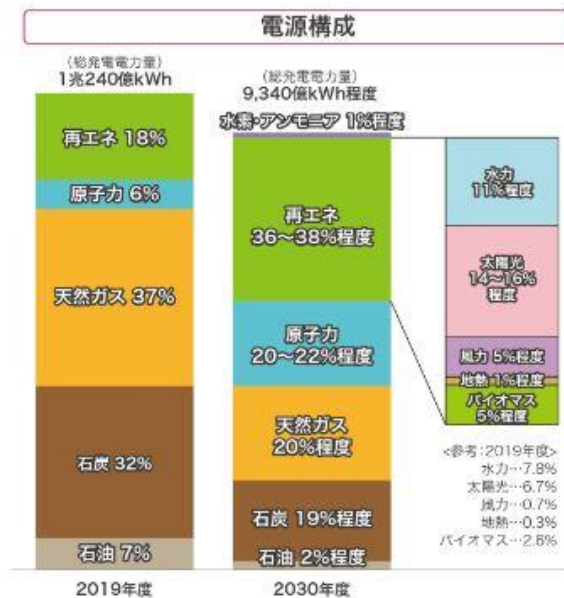
このため、国では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、S+3E（安全性+エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）という基本方針を基に、再生可能エネルギーの主力電源化を目指しています。

具体的には、2021（令和3）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」において、2019（令和元）年度から2030年度にかけて、発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を約2倍に拡大（現状（2019年度）：18%⇒目標（2030年度）：36～38%）することが示されています。同計画では、2030年度までに、太陽光発電については約2倍、風力発電については約7倍、地熱発電については約4倍の導入拡大を想定しています。

一方、再生可能エネルギーの普及は、国民負担の増加や景観の悪化等につながる恐れもあることから、地域との共生を考慮しながら導入を図ることが必要不可欠としています。

〈主な取組〉

- 再生可能エネルギーの導入促進
- バイオ燃料の供給拡大
- 農山漁村における、食品廃棄物や家畜排せつ物等に由来するバイオガスの利用拡大
- 耕作放棄地等を活用した資源作物（トウモロコシ、ナタネ等）の作付け推進



出典：日本のエネルギー 2021年度版（資源エネルギー庁）

図 2030年度における電源構成

³⁰ バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。バイオマスエネルギーは、二酸化炭素の発生が少ないクリーンなエネルギーであり、地球温暖化防止や循環型社会の構築に向けて、化石燃料に代わる新たなエネルギー源として期待されています。

(2) 県の状況

宮崎県は、2019（令和元）6月に「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」を策定し、景観や自然環境など、地域との共生を行いながら、再生可能エネルギーの導入を推進してきました。

その結果、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進み、2020（令和2）年3月末時点の再生可能エネルギーの総出力電力は約261万kWとなり、目標値の約245万kWを上回っています。

〈主な取組〉

- ▶ 再生可能エネルギー等の導入促進（県民や事業者等への情報提供、普及啓発、鶏ふんボイラー施設を活用した畜産バイオマスの有効利用、木質バイオマス³¹の活用について助言や情報提供、導入可能性調査等を行う市町村支援等）
- ▶ 持続可能な社会づくりのための体制の構築（自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入促進、教職員・児童・生徒に対する環境教育の推進、県内企業の水素関連産業への参入促進等）

(3) 本市の現状と課題

本市においても再生可能エネルギーの導入が進み、太陽光発電の設備容量は2015（平成27）年3月末時点の約9万kwから、2022（令和4）年3月末には約23万kwと約2.5倍に増加しています。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域特性などを踏まえて進める必要があります。そのため、全国の中でも日照時間が長いという本市の特性を活かした太陽光発電や、畜産などの地域の産業の特性を活かしたバイオマス発電などの更なる活用を推進します。

なお、太陽光発電施設の設置については、景観や雨水及び土砂の流出、生態系への影響等についても考慮する必要があります。

また、バイオマス発電の活用に関しては、地域経済や物質循環の両面において、影響がないように進める必要があります。本市では、鶏ふん及び畜ふんを燃焼して発電するボイラーで発電を行い、工場内のエネルギー源として利活用している「南国興産株式会社」、焼酎粕や芋くずなどのさつまいも由来の副産物を利用して発電している「霧島酒造株式会社」や山林の未利用材を原料とした木質チップを燃料（木質バイオマス³¹）として利用している「MTエナジー株式会社」などバイオマス発電を行っている事業所が存在します。

さらに、本市では、2015（平成27）年3月より稼動したクリーンセンターでゴミを焼却する際に出る熱を利用した発電を行っています。その発電能力は最大4,990kwで、2021（令和3）年度の発電量実績は32,032,000kwhでした。これは、約7,915世帯が1年間に使用する電力に相当します。

このように、本市では既に再生可能エネルギーの導入が各主体において進んでいますが、2050年度カーボンニュートラルを実現するためには、更なる導入の加速化が必要です。

そこで、2023（令和5）年2月に2030年度を中期目標、2050年度を長期目標に見据えた「都城市カーボンニュートラル推進計画」を策定し、より一層、市域での再生可能エネルギーの導入に取り組むこととしています。

³¹ 木質バイオマス：木材からなるバイオマスのことです。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがあります。

(4) 目標

項目	現況 (2021年度)	中間目標 (2030年度)	目標 (2032年度)
バイオマス・廃棄物利用エネルギー施設数(累計)	5施設	8施設	8施設
市域の太陽光発電設備導入容量(累計)	227,499kw	761,219 kW	761,219 kW
公共施設における太陽光発電設備導入容量(累計)	299 kW	5,029 kW	5,029 kW
PPA モデルを活用した太陽光発電設備の導入に関する案件創出(累計)	0件	5件	5件

(5) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
再生可能エネルギーの導入 <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設や未利用地等における再生可能エネルギーの率先導入に努めます。 ■ 本市の基幹産業である農林畜産業の振興に資するバイオマス発電設備の再生可能エネルギーの導入を推進します。 ■ 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の情報収集に努めます。 	財産活用課 環境政策課 森林保全課 農政課 畜産課 農産園芸課 農業委員会事務局
再生可能エネルギーの普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、再生可能エネルギー導入に向けた普及啓発を促進します。 	環境政策課 畜産課 商工政策課 企業立地課
廃棄物エネルギーの利活用 <ul style="list-style-type: none"> ■ 生ごみ、家畜排せつ物、木質、焼酎粕等の廃棄物を活用したエネルギーの利用を推進・検討します。 	環境政策課 環境施設課 下水道課 畜産課 森林保全課



写真 太陽光発電（都城市役所）



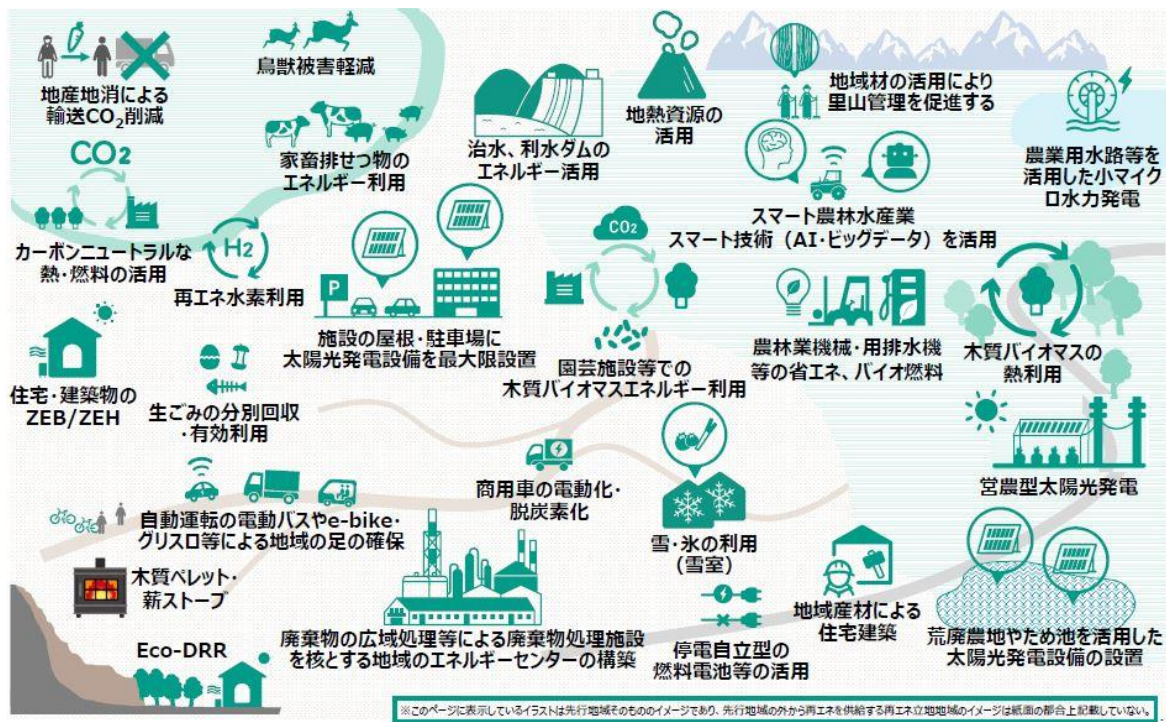
写真 水力発電（都城市営駒発電所）

〈市民の取組〉

- ▶ 太陽光発電や太陽熱（温水等）利用など再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- ▶ 行政等が実施する再生可能エネルギーの普及啓発への協力を努めましょう。
- ▶ 再生可能エネルギー導入の意義・効果についての理解を深めましょう。

〈事業者の取組〉

- ▶ 太陽光発電や太陽熱（温水等）利用など再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- ▶ バイオマスエネルギー・風力発電・小水力発電など地域や事業の特性に応じた再生可能エネルギーの利用を検討しましょう。
- ▶ バイオマスエネルギーの利活用は地域の経済、物質循環の両面において、影響がないように努めましょう。
- ▶ 行政等が実施する再生可能エネルギーの普及啓発への協力を努めましょう。
- ▶ 再生可能エネルギー導入の意義・効果についての理解を深めましょう。



出典：地域脱炭素ロードマップ（概要）（国・地方脱炭素実現会議）

図 再生可能エネルギーが活用される暮らし・営みのイメージ
（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）

3-2 市民・事業者の排出抑制活動の促進

(1) 世界の状況

温室効果ガスを取り巻く状況として、1987（昭和 62）年、カナダのモントリオールで、特定フロン³²などオゾン層を破壊する物質の生産や消費を規制する国際合意である「モントリオール議定書」が採択されました。

また、1992（平成 4）年 6 月、我が国を含めた 155 カ国が、地球温暖化を防止するための国際的な枠組みを定めた「気候変動枠組条約」に署名しました。1997（平成 9）年には、京都で開催された第 3 回締約国会議（COP 3）において、先進各国に法的拘束力のある排出削減目標を規定する「京都議定書」が合意されましたが、温室効果ガスを排出する主要国が参加していないなど、実効性の面で課題を残しました。

そこで、2015（平成 27）年にパリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）では、途上国も含めた全ての国が参加する新たな枠組みとして「パリ協定」が合意されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて、2°Cより十分低く抑え、1.5°Cまでに制限する努力を追求することを掲げています。

この 1.5°Cという目標について、2018（平成 30）年の IPCC³³「1.5°C特別報告書」によると、気温上昇を 1.5°Cに抑えて安定させるためには、世界全体の人為的な二酸化炭素排出量を、2050 年前後には実質ゼロにする必要があると述べられており、二酸化炭素の排出削減に加えて、森林等の吸収源対策も重要となってきます。

また、2021（令和 3）年にグラスゴーで開催された第 26 回締約国会議（COP26）では、パリ協定の実施指針（ルールブック）の合意や石炭火力発電所の段階的削減の決定など、世界全体でカーボンニュートラルを実現する上で重要な取り決めがなされました。

近年はオゾン層の破壊や地球温暖化への影響があるとして温室効果ガスの一種であるフロンの排出削減も進んでおり、2016（平成 28）年 10 月、ルワンダのキガリで開かれたモントリオール議定書第 28 回締約国会議では、代替フロンの生産を規制する議定書改定案が採択されました。

³² フロン：クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)といったフルオロカーボン類の総称です。CFCは冷蔵庫・クーラーなどの冷媒、半導体を洗浄する溶媒などに使用されてきましたが、オゾン層を破壊し、皮膚がんの発症が高まることが指摘されたため、モントリオール議定書により規制されました。その後、代替フロンとしてオゾン層を全く破壊しない HFC や、オゾン層破壊力が小さい HCFC が製造されましたが、温室効果があるため、これらも規制されるようになりました。

³³ IPCC：気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。二酸化炭素の増加、オゾンホール形成など人類による気候への影響を研究し、対策を立てるための資料を提供する目的で 1988 年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）とによって設立されました。

(2) 国の状況

我が国においては、2020（令和2）年10月の菅総理の所信表明演説において、「2050年カーボンニュートラル」が宣言されました。また、2021（令和3）年4月の気候変動サミットにおいても、「2030年度の温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度から46%減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦し続ける」と決意表明されました。同年10月には「地球温暖化対策計画（以下「温対計画」という。）」が閣議決定され、5年ぶりに改訂されるなど、脱炭素化の動きが急激に加速してきました。

温対計画に示された2030年度における温室効果ガスの削減目標の内訳を見ると、2013（平成25）年度に比べ、家庭部門では66%削減、業務その他部門では51%削減と大幅な削減を見込んでいます。この目標を達成するためには、市民や事業者による省エネ・脱炭素製品への買い替えや、エコドライブ³⁴の実践、公共交通機関の利用等、国全体で「ゼロカーボンアクション30（56ページ参照）」に積極的に取り組み、脱炭素型のライフ・ビジネススタイルへと転換していく必要があります。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：地球温暖化対策計画 概要（環境省）

図 温対計画に示された各部門等の温室効果ガス削減目標等

(3) 県の状況

宮崎県の2018（平成30）年度の森林吸収量を差し引いた温室効果ガス排出量は5,848千t-CO₂で、2013（平成25）年度と比較して29.9%削減しています。宮崎県から排出される温室効果ガスの約8割は、エネルギー起源の二酸化炭素³⁵です。

エネルギー起源二酸化炭素の削減に向けて、宮崎県はエネルギー源を化石燃料から電気へと移行する県内事業者の取組等に対して補助金を交付するなど、各主体における温室効果ガス削減対策への支援を行っています。

³⁴ エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減、省エネルギーのための運転技術のことをいいます。主な内容として、アイドリングストップの励行、制限速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤの空気圧を保つことなどがあります。

³⁵ エネルギー起源の二酸化炭素：火力発電や自動車等、燃料の燃焼によって発生する二酸化炭素のことをいいます。

(4) 本市の現状と課題

市民アンケートによると、住んでいる地区における省エネルギーに対する取組について満足している市民の割合は 50.4% であり、更なる省エネの余地があると考えられます。

事業者アンケートによると、「電灯のスイッチをこまめに消している」、「クールビズ、ウォームビズを実践している」等の省エネ活動について“実行している”と回答した事業者の割合は 70% を超えており、取り組みやすい省エネ活動については多くの事業者が実践しています。一方、「省エネルギー診断や改修を実施している」と回答した事業者の割合は 36% であり、今後は現在の省エネ活動から一歩進んだ取組の実践が望まれます。本市では、中小企業の省エネ活動を後押しするため、省エネ対策に取り組む事業者と連携して中小企業への省エネ診断を実施し、コスト抑制につながる効率的な省エネ対策の提案を行っています。

また、2050 年度カーボンニュートラルの実現に向けては、運輸部門からの温室効果ガスの削減も重要となります。本市の 2019（令和元）年度における運輸部門の二酸化炭素排出量は 329,431t-CO₂ で、2016（平成 28）年度以降、増加傾向にあります。特に、自動車からの二酸化炭素排出量が増加しています。そのため、公共交通機関等の更なる利用促進やエコドライブの普及啓発などを推進していく必要があります。

本市は、2011（平成 23）年 3 月に「都城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、都城市役所も事業者として省エネルギー・省資源行動を遂行するとともに、本市の地球温暖化対策をけん引する立場として、職員一人ひとりが率先して行動してきました。

同計画では、2022（令和 4）年度における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度から 13.8% 削減することを目標に取り組んできました。その結果、2021（令和 3）年度の温室効果ガス排出量は 2013（平成 25）年度から 55.3% 削減（2013 年度：39,619t-CO₂⇒2021 年度：17,699t-CO₂）しており、目標の 13.8% 削減を大幅に上回っています。

今後も温室効果ガス排出量の削減に向けて、これまでの取組を継続しつつ、更なる発展を目指して省エネ対策の更なる推進や電気自動車の導入、低炭素な電力の調達等の取組を推進していきます。

(5) 目標

項目	現況 (2021 年度)	中間目標 (2030 年度)	目標 (2032 年度)
脱炭素セミナーの開催回数	0 回/年	3 回/年	3 回/年
SBT 参加企業数（累計）	0 事業者	5 事業者	5 事業者
中山間地域等におけるコミュニティバス・乗合タクシーの利用者数	8,068 人	現状値以上に 向上	現状値以上に 向上
住民 1 人当たりの路線バス等の年間利用回数	0.82 回/年	1.5 回/年	1.5 回/年
教室の照明を LED 化している学校数（累計）	0 校	54 校	54 校
屋内運動場（体育館）のアリーナ照明 LED 化学校数（累計）	20 校 (2022 年度)	51 校	51 校

(6) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
省エネルギー対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 定着したクールビズやウォームビズに引き続き取り組むとともに、省エネルギー機器や電気自動車等の導入など、更なる省エネルギー対策の率先行動に努めます。 ■ 住宅・建築物の省エネルギー化・長寿命化の普及促進を図ります。 ■ 公共施設の照明について、LED化の推進を図ります。 	財産活用課 職員課 環境政策課 建築対策課 教育総務課 消防局
省エネルギー対策の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネルギー対策の事例や効果などの情報提供を行い、省エネルギー対策の普及啓発に努めます。 ■ 事業者の脱炭素経営が進むよう、脱炭素経営に取り組むメリットや取り組み方についての情報収集・情報発信を推進します。 	環境政策課 商工政策課 企業立地課
自動車による負荷低減の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ エコドライブの必要性、経済性に関する情報提供を行い、エコドライブの普及啓発に努めます。 ■ 二酸化炭素排出量が少ない電気自動車等の導入を促進します。 	財産活用課 環境政策課 企業立地課
電気自動車等の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 自動車から排出される温室効果ガスを削減するとともに、災害時の非常用電源としても活用できる電気自動車等の導入を促進します。 ■ 電気自動車等の普及拡大に向けて、公共施設等への充電設備の設置を検討します。 	財産活用課 環境政策課
二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ■ 国や県、大学、事業者等と連携して、家畜の排せつ物等から発生するメタン等の削減に取り組みます。 	環境政策課 畜産課
公共交通機関等の利用促進等 <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関の利便性向上、交通不便地域におけるコミュニティバスの運行など、公共交通機関の利用促進を図ります。 ■ 自動車交通流の円滑化を図り、自動車からの二酸化炭素排出量の低減に努めます。 	総合政策課 環境政策課 都市計画課

〈市民の取組〉

○ 省エネルギー対策の推進

- 節電やエコドライブの実施など二酸化炭素排出量の少ないライフスタイルへの転換に努めましょう。
- 二酸化炭素排出量の少ない設備や省エネルギー機器の導入に努めましょう。
- 住宅の新築やリフォーム時には、住宅の断熱化、省エネルギー化、長寿命化に努めましょう。
- うちエコ診断³⁶の受診を検討しましょう。
- HEMS³⁷や環境家計簿³⁸による見える化やエネルギーマネジメントに努めましょう。

○ 省エネルギー対策の普及啓発

- 地球温暖化防止に関する講習会や、行政・市民・団体・事業者等の地域の各主体が実施する地球温暖化対策の活動に参加しましょう。
- 地球温暖化防止の取組を始めるために、「クールチョイス」に参加しましょう。

○ 自動車による負荷低減の推進

- ノーマイカー通勤を積極的に実践しましょう。
- アイドリングストップや「eスタート³⁹」などエコドライブを実践しましょう。
- 電気自動車等への転換に努めましょう。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用しましょう。

³⁶ うちエコ診断：家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、専用のソフトを使って、住まいの気候や家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省CO2対策を提案するものです。

³⁷ HEMS：Home Energy Management Service の略。家庭内で使用している電気機器の使用量や稼働状況をモニター画面などで「見える化」し、電気の使用状況を把握することで、消費者が自らエネルギーを管理するシステムです。政府は、2030年までに全ての住まいにHEMSを設置することを目指しています。

³⁸ 環境家計簿：日常生活の中でどれ位の二酸化炭素を排出しているかを知ることができ、ウェブサイト上には、宮崎県の省エネ家計簿など、様々なものが公開されています。ひと月に一度、光熱費などエネルギーの領収証の値を入力すると、家庭のエネルギー使用量とそれに伴う二酸化炭素排出量を把握することができます。毎月入力して使用量と排出量が見えてくると、節約することで二酸化炭素削減に貢献できることがわかります。

³⁹ eスタート：車を運転する際、やさしく発進することです。おだやかにアクセルを踏むことでエンジンの燃焼温度を抑え、NOxや二酸化炭素の排出量を低減します。また、燃費の向上にもつながります。

〈事業者の取組〉

○ 省エネルギー対策の推進

- 二酸化炭素排出量の少ない設備や省エネルギー機器の導入に努めましょう。
- 建築物の省エネルギー化・長寿命化に努めましょう。
- 住宅・建築物の省エネルギー化・長寿命化に関する知識・技術の向上に努めましょう。
- 省エネ診断を受診し、運用の改善など省エネルギー化に努めましょう。
- BEMS⁴⁰による、見える化・エネルギーマネジメントに努めましょう。

○ 省エネルギー対策の普及啓発

- 地球温暖化防止に関する講習会や、行政・市民・団体・事業者等の地域の各主体が実施する地球温暖化対策の活動に参加しましょう。
- 地球温暖化防止の取組を始めるために、「クールチョイス」に参加しましょう。

○ 自動車による負荷低減の推進

- ノーマイカー通勤を積極的に推奨しましょう。
- アイドリングストップや「eスタート」などエコドライブを推奨しましょう。
- 電気自動車等への転換に努めましょう。
- 公共交通機関や自転車の積極的利用を推奨しましょう。
- 陸上トラック輸送から鉄道や海運などへのモーダルシフト⁴¹など、効率的な物流体制づくりに努めましょう。
- 事業活動において、自転車の積極的利用を推奨しましょう。
- 通勤時には、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推奨しましょう。

○ その他の対策

- 家畜排せつ物を適正に処理・管理しましょう。
- フロンガス等の回収及び処理等の徹底や代替物質への転換を進めましょう。
- 間伐材を利用した製品を積極的に使用しましょう。

⁴⁰ BEMS：Building Energy Management System の略称で、ビル内のエネルギーを管理するシステムのことです。電力の使用状況の可視化、機器の制御を行い、省エネにつながります。

⁴¹ モーダルシフト：トラック等の自動車で行われている貨物輸送を鉄道や船舶の利用へと転換することをいい、省エネルギー効果、交通渋滞の緩和、交通事故の減少、排気ガスに含まれる有害物質による大気汚染や酸性雨の削減、CO2 排出削減による地球温暖化防止等の様々な効果があります。

ゼロカーボンアクション30を実践しましょう

環境省では、日々の暮らしの中で脱炭素化に取り組むことができる30種類の具体的な行動メニューを示し、その中でできることから気軽に取り組んでいただくことを呼びかける、「ゼロカーボンアクション30」を推進しています。

●エネルギーを節約・転換しよう！

- 1 再エネ電気への切り替え
- 2 クールビズ・ウォームビズ
- 3 節電
- 4 節水
- 5 省エネ家電の導入
- 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取る
- 7 消費エネルギーの見える化

●太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！

- 8 太陽光パネルの設置
- 9 ZEH（ゼッチ）…住宅の高断熱化、高効率設備、太陽光発電の導入等
- 10 省エネリフォーム窓や壁等の断熱リフォーム
- 11 蓄電池（EV・車載の蓄電池）・蓄エネ給湯機の導入・設置
- 12 暮らしに木を取り入れる
- 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択
- 14 働き方の工夫

●CO₂の少ない交通手段を選ぼう！

- 15 スマートムーブ…自動車以外の移動手段の選択やエコドライブ、カーシェアリング等
- 16 ゼロカーボン・ドライブ…電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）等の活用

●食品ロスをなくそう！

- 17 食事を食べ残さない
- 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
- 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活
- 20 自宅でコンポスト

●サステナブルなファッションを！

- 21 今持っている服を長く大切に着る
- 22 長く着られる服をじっくり選ぶ
- 23 環境に配慮した服を選ぶ

●3R（リデュース、リユース、リサイクル）

- 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う
- 25 修理や補修をする
- 26 フリマ（フリーマーケット）・シェアリング
- 27 ごみの分別処理

●CO₂の少ない製品・サービス等を選ぼう！

- 28 脱炭素型の製品・サービスの選択
- 29 個人のESG投資

●環境保全活動に積極的に参加しよう！

- 30 植林やごみ拾い等の活動

都城市カーボンニュートラル推進計画の紹介

本市では、2050年度のカーボンニュートラルの実現に向けてより一層の地球温暖化対策を推進するため、2023（令和5）年2月に「都城市カーボンニュートラル推進計画」を策定しました。

同計画では、「地域経済と脱炭素化の両立」、「農林畜産業におけるカーボンニュートラルモデルの構築」、「官民連携による太陽光発電設備の導入促進」という3つの施策の方向性を定め、地球温暖化対策の推進による市域全体の環境・経済・社会の統合的向上を目指していきます。

長期目標：2050年度温室効果ガス排出量“実質ゼロ”（排出量＝吸収量）の実現
中期目標：2030年度温室効果ガス排出量2013年度比52%削減（削減対策44%＋森林吸収量8%）



カーボンニュートラルを実現した都城市のイメージ

3-3 吸収源対策の推進

(1) 国の状況

カーボンニュートラルの実現に向けては、温室効果ガス排出量の削減と併せて吸収源対策の強化が必要不可欠です。しかしながら、近年は、森林の老齢化や林業従事者の減少等により森林吸収量は減少傾向にあります。

環境省によると、2020（令和2）年度の森林等の吸収源対策による吸収量は4,450万t-CO₂で、温室効果ガス総排出量（11億5,000万t-CO₂）の約3.9%に相当しますが、2013（平成25）年度の6,100万t-CO₂に比べ、1,650万t-CO₂減少しています。

このような状況を踏まえ、温対計画では適切な森林整備・保全や木材利用などの取組を通じ、森林等の確保・強化を図ることで、2030年度には2013（平成25）年度総排出量比で約2.7%の温室効果ガスを吸収することを掲げています。また、2021（令和3）年からの10年間で、全国年平均45万haの間伐の実施や長期的な吸収量の確保を図るための優良な苗木の植栽など、伐採後の確実な再造林の実施を推進しています。

また、近年はドローンなどのIoTを活用した効率的な森林管理の取組や、ブルーカーボン⁴²・二酸化炭素回収・貯蔵技術（CCS）⁴³等の新たな吸収源対策の創出等も注目されています。

〈主な取組〉

- 森林の保全管理の推進（天然生林の保全に向けたモニタリング、森林生態系の保存及び修復 等）
- 生態系の保護（保護林の設定、国立・国定公園等の保護区域の見直しと適切な管理、野生生物の個体管理、被害防除対策、希少種の保護増殖、脆弱な生態系の適応調査・研究 等）



出典：令和3年度 森林・林業白書（林野庁）

図 森林・林業・木材産業に関する国のこれからの施策の方向と5つのポイント

⁴² ブルーカーボン：海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林などの海洋生態系に取り込まれた炭素のことです。吸収源対策の新しい選択肢として2009年に国連環境計画（UNEP）の報告書で提示されました。

⁴³ CO₂回収・貯蔵技術（CCS）：「Carbon dioxide Capture and Storage」の略で、製油所や化学プラント、火力発電所などで大量に排出されたCO₂を、ほかの気体から分離して集め、回収し、地下深くに貯留する技術のことです。

(2) 県の状況

「木材統計調査（農林水産省）」によると、宮崎県のスギ素材（丸太）の生産量は30年連続日本一であり、全国の生産量の約15%を占めているなど、林業が盛んな地域です。また宮崎県は、全国と比較してスギをはじめとする森林の成長が旺盛で、二酸化炭素の森林吸収量の割合が高いという特長があります。

宮崎県の2018（平成30）年度における森林吸収量は約3,914千t-CO₂です。しかし、間伐や林業従事者の減少等の影響もあり、2013（平成25）年度の約4,377千t-CO₂と比べ、463千t-CO₂減少しています。

宮崎県では、2010（平成22）年度から「宮崎県オフセット・クレジット（J-VER）」を販売しています。これは、森林の二酸化炭素吸収量や農業用ハウスでの木質ペレット等への燃料代替による二酸化炭素の排出削減量を、取引が可能なクレジットとして経済的価値を与える取組で、これまでに1,196t-CO₂のクレジットが発行されています。

〈主な取組〉

- ▶ 森林資源循環利用システムの確立等の推進（計画的な伐採や再造林などによる資源循環型林業の確立、森林地理情報システムを活用した森林資源情報の提供等）
- ▶ 都市の緑化による二酸化炭素の吸収の促進（都市公園の整備や道路緑化等による緑地空間の創出、国県道における植栽管理等）

(3) 本市の状況と課題

本市では、2018（平成30）年4月に「都城市森林整備計画書」を策定（2022（令和4）年4月改定）し、森林資源の循環利用と適正な森林管理等により、森林の有する多面的機能の維持・向上を図ってきました。

同計画書によると、本市の総面積65,336haのうち、森林面積は36,177ha（森林率55%）で、森林の内訳は国有林が18,780ha、民有林が17,397haとなっています。民有林では、今後、スギを中心とする人工林が本格的な収穫時期を迎えるため、計画的な伐採と確実な再造林により、将来の森林資源を確実に確保していく必要があります。

また、本市においても今後、担い手不足の解消や、より効率的かつ安全な林業を実現するため、森林組合等の関係機関や事業者等と協力し、スマート林業技術の導入を推進していきます。

なお、2011（平成23）年3月に策定した「都城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、気候変動対策として、二酸化炭素の吸収源となる緑地等の保全、市民と事業者との連携による本市全体の取組を示しています。



写真 ラジコン式下刈機

(4) 目標

項目	現況 (2021年度)	中間目標 (2030年度)	目標 (2032年度)
森林吸収量	183千t-CO ₂ (2018年度)	191千t-CO ₂	191千t-CO ₂
伐採跡地への再造林面積	156ha/年	263ha/年	263ha/年
スギコンテナ苗生産量	47万本	60万本	60万本

(5) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
二酸化炭素吸収源となる森林の保全・整備 <ul style="list-style-type: none"> ■ 植栽から間伐、伐採、木材利用等を適正に行うことで再生産可能な森林資源の循環システムの確立を図り、二酸化炭素吸収・固定機能の高い森林の造成に努めます。 ■ 森林所有者への森林管理の意識啓発を図るとともに、施業や経営について森林組合等への受委託促進など、適正な森林管理を推進します。 ■ 地域林業の活性化に向けて、林業の担い手を育成します。 ■ 関係機関等と連携し、スマート林業を推進します。 	森林保全課
市街地の緑地保全及び緑化推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地の緑地保全に努め熱環境の改善に努めます。 ■ 街路樹や公園の草木について、定期的に草刈りや剪定等を行い、緑地環境の維持・管理に努めます。 	環境政策課 都市計画課 道路公園課



写真 整備されている森林

※等間隔で間伐（木を間引くこと）がされており、木が太く育ちやすい。木が太く育つことで、二酸化炭素をより吸収・固定できるため、地球温暖化防止につながる。



写真 整備されずに荒れた森林

※間伐が行われていないため、木の生長が阻害され、木が細く育ちやすい。二酸化炭素の吸収・固定能力が低だけでなく、大雨時に山地災害（山崩れ）等の原因ともなり得る。

〈市民の取組〉

○ 森林の保全及び活用と吸収源対策

- 防犯上支障のない範囲で生垣や植栽など住宅地の積極的な緑化に努めましょう。
- 地域の緑化活動へ積極的に参加しましょう。
- 森林所有者は、森林の適正な維持管理に努めましょう。
- 森林づくりボランティア活動に積極的に参加や協力を行い、市民参加の森林づくりに努めましょう。
- 地球温暖化防止に貢献している森林の役割についての知識と理解を深めましょう。
- 間伐材を利用した製品を積極的に使用しましょう。

〈事業者の取組〉

○ 森林の保全及び活用と吸収源対策

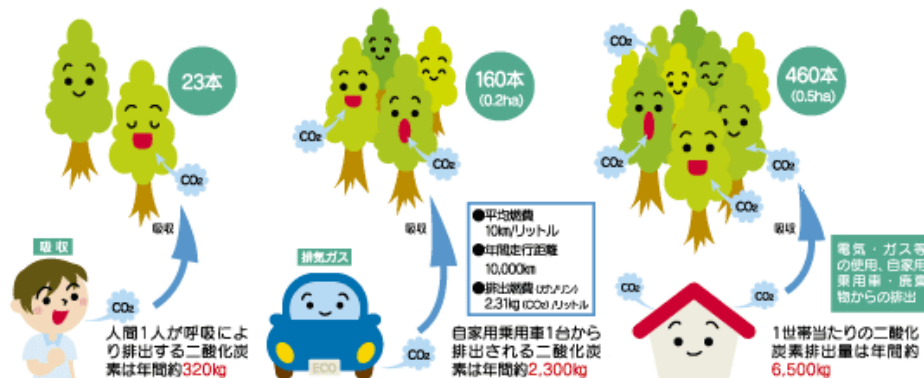
- 事業所敷地内の緑化や屋上等の緑化に努めましょう。
- 地域の緑化活動や森林づくりボランティア活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 地球温暖化防止に貢献している森林の役割についての知識と理解を深めましょう。
- 適地適木による更新や適切な間伐を実施し、森林の有する多面的機能の長期的・循環的な維持や保全に努めましょう。
- 「企業の森づくり制度」などを活用し、森林の保全・育成に取り組みましょう。

森林を大切に守り、育てましょう

森林は二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の防止に貢献しています。地球温暖化の防止には、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要です。地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

森林を構成している1本1本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。

また、手入れが行き届いている森林は、土砂災害防止等の機能があります。



出典：eco みやざき 2006 夏号 (宮崎県)

図 身近な二酸化炭素排出量と森林（スギ）の二酸化炭素吸収量

3-4 気候変動適応策の推進（地域気候変動適応計画）

（1）国の状況

地球温暖化への対策は、大きく分けて「緩和」と「適応」の2種類があります。

「緩和」とは、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を減らす（または、植林などによって吸収量を増加させる）対策で、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入などが該当します。

一方、「適応」は、緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対し、生活様式や事業内容を変化させるなど、温暖変動のリスクに適切に対応し被害を軽減することであり、熱中症対策や災害対応などが該当します。

国は、気候変動への適応を推進することを目的に、2018（平成30）年12月に「気候変動適応法」を施行しました。同法の成立により、我が国における適応策が初めて法的に位置づけられることとなり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための枠組みが整備されました。また、同法第12条では、都道府県及び市町村に「地域気候変動適応計画」策定の努力義務が課されています。

2021（令和3）年10月に策定された「気候変動適応計画（以下「適応計画」という。）」は、気候変動の影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、自然環境の保全等を図り、持続可能な社会を構築するため、7つの基本戦略とともに、分野ごとの影響や施策を網羅的に示しています。

例えば、農林水産業分野では、気温上昇に伴い乳用牛の乳量・乳成分・繁殖成績の低下が見られるため、畜舎内の散水や換気など暑熱対策の普及を行っています。自然災害分野では、気温上昇に伴う洪水による被害の増大が予測されているため、気候変動の影響を踏まえた治水計画の見直しや流域治水⁴⁴の推進を図っています。健康分野では、デング熱を媒介する蚊の生息域の拡大や個体群密度の変化が起きているため、幼虫の発生源対策や感染症の発生動向の把握に努めています。

また、適応計画では、適応策の推進における地方公共団体の基本的役割として、「地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応の推進」、「地域における関係者の気候変動適応の促進」、「地域における科学的知見の充実・活用」が挙げられています。

〈主な取組〉

- 気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- 気候変動が及ぼす環境・経済・社会への影響に対する取組事例等の収集・発信
- 気候変動適応策に関する製品や技術の開発等に対する支援

⁴⁴ 流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

(2) 県の状況

宮崎地方気象台によると、これまでの長期変化傾向では宮崎県でも地球温暖化が進行中で、現状の対策のままで温室効果ガスの排出が続いた場合、今世紀末には気温が 3.5°C 以上上昇、猛暑日が 30 日以上になり、大雨の回数が 2 倍以上、雨の降らない日も増加すると予測されています。

このような状況に対応するため、県では気候変動適応法第 13 条に基づき、気候変動適応を一層推進するために必要な情報を取り扱う拠点として、2019（令和元）年 6 月に「宮崎県気候変動適応センター」を設置しました。

気候変動による影響を特に受けやすい農水産業においては、温暖化に対する様々な情報の集積と研究を促進するため、2008（平成 20）年 6 月に総合農業試験場内に「宮崎県農水産業温暖化研究センター」を設置し、地球温暖化に関する各種情報の収集や発信、適応策・抑制策の開発・実証等の各種プロジェクトに取り組んでいます。

また、「宮崎県業務継続計画（本庁版 BCP・地域版 BCP）」を策定し、大規模災害や深刻な感染症等が発生した非常時において、災害への対応や県民生活の安定確保等を図っています。

〈主な取組〉

- 気候変動の影響による情報の収集・共有等（最新の科学的知見の収集、気候変動の影響調査等）
- 農林水産業の進むべき方向や県内各産地の将来の姿等の検討

(3) 本市の状況と課題

11 ページでも述べたとおり、近年は本市周辺でも気温の上昇が確認されています。

本市の基幹産業である農林畜産業は気候変動の影響を受けやすく、農林畜産物の品質の低下や収量の減少等が懸念されています。畜産業では、既に気温の上昇による乳用牛の乳量の減少や繁殖率の低下などが確認・報告されています。

また、今後は気候変動の影響により台風や大雨などの自然災害が激甚化・頻発化することが想定されます。これらの自然災害から市民や事業者の皆様の命や財産を守るため、総合防災マップや洪水ハザードマップなどを策定し、各地区の市民センターなどで配布しています。

気温の上昇に伴い、熱中症患者の増加も懸念されています。そのため、本市では熱中症予防など、市民の健康被害の防止等を目的に大塚製薬株式会社と包括連携協定を締結しています。また、広報紙やホームページ等を通じて、熱中症対策を呼びかけています。

(4) 目標

項目	現況 (2021 年度)	中間目標 (2030 年度)	目標 (2032 年度)
都市浸水対策整備率（累計）	82.6%	84.5%	84.5%
マンホールトイレの整備（累計）	0 基	30 基	30 基

(5) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
農林畜産業 <ul style="list-style-type: none"> ■ 農林畜産業への影響等に関する情報収集を行うとともに、その情報について農家等と共有します。 ■ 県や事業者と協力し、暑熱ストレスを軽減する畜舎環境や飼養管理技術等の開発と普及に努めます。 	森林保全課 農政課 農産園芸課 畜産課 農村整備課 農業委員会事務局
水環境・水資源 <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共用水域における水質の常時監視、汚濁原因等の調査に取り組みます。 ■ 市民・事業者に対して水の大切さについて呼びかけます。 	環境政策課 水道課
自然生態系 <ul style="list-style-type: none"> ■ 地球温暖化の影響により市内への定着が可能となる外来生物に関する情報を収集します。特に、人体や生態系への危険がある外来生物については、その生物が及ぼす被害や影響を調査・把握するとともに、防除手法や市民への情報発信の方法などについて検討します。 	環境政策課 森林保全課
自然災害 <ul style="list-style-type: none"> ■ 総合防災マップや洪水ハザードマップの定期的な見直しを行うとともに、市民・事業者への周知を推進します。 ■ 防災知識の普及及び防災意識の啓発に努め、自助・共助による防災・減災対策を推進します。 ■ 公共施設改修に併せて、マンホールトイレの設置を検討します。 	危機管理課 消防局
健康 <ul style="list-style-type: none"> ■ 熱中症の症状や応急処置の方法等についての普及啓発を推進するとともに、予防対策の強化に努めます。 ■ クールビズやエアコンの適正利用等、温暖化に適応したライフ・ビジネススタイルへの転換を推進します。 	健康課 消防局 環境政策課
産業・経済活動 <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者のBCP（事業継続計画）の策定や、温暖化適応ビジネスの創出を支援します。 ■ Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方を活用したまちづくりを検討します。 	環境政策課 商工政策課 農村整備課 都市計画課 道路公園課 維持管理課
都市生活 <ul style="list-style-type: none"> ■ ヒートアイランド⁴⁵対策として、市街地の緑地の保全に努めます。 	都市計画課 道路公園課

⁴⁵ ヒートアイランド：都市部において、郊外部より気温が高くなる現象のことです。

〈市民の取組〉

○ 農業・林業・畜産業

- 森林づくりボランティア活動への参加や所有する森林の適切な管理など、森林の有する多面的機能の維持・向上に協力しましょう。

○ 水環境・水資源

- 日頃から節水を心がけるとともに、雨水タンクの設置を検討しましょう。

○ 自然生態系

- 身近な動植物を観察するとともに、環境省が運用する「いきものログ（生物情報 収集・提供システム）」等へ見つけた動植物の情報を報告しましょう。
- 外来生物の防除・駆除活動に参加・協力しましょう。

○ 自然災害・沿岸域

- 市が公表する総合防災マップや洪水ハザードマップを確認するとともに、災害時の避難経路や避難場所、避難方法などについて家族等と話し合しましょう。
- 危険を事前に予測し安全に避難するため、防災・防犯メール配信システムや防災アプリ等を活用しましょう。

○ 健康

- エアコンを適切に使用する、水分・塩分を適切に摂取する、適度に休憩をとるなど、熱中症対策を心がけましょう。

○ 都市生活

- 自宅や敷地の緑化、エコドライブの実施など、ヒートアイランド対策に協力しましょう。

〈事業者の取組〉

○ 農業・林業・畜産業

- 高温に強い品種の作付けなど、気候変動に適応した農業を行いましょう。

○ 健康

- エアコンを適切に使用する、水分・塩分を適切に摂取する、適度な休憩を推奨するなど、熱中症対策を心がけましょう。

○ 産業・経済活動

- 自然災害時などの被害を最小限に抑えるため、BCP（事業継続計画）を策定しましょう。

○ 都市生活

- 事業所や敷地の緑化、エコドライブの実施など、ヒートアイランド対策に協力しましょう。

○ その他

- 「民間企業の気候変動適応ガイドライン（環境省）」などを参考に、適応の取組を推進しましょう。

4 循環型社会づくり



4-1 4R 及び廃棄物の適正処理の推進

(1) 国の状況

我が国では、循環型社会形成推進基本法（2000（平成12）年制定）及び第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成30）年策定）に基づき、社会経済活動全般を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、環境負荷をできる限り少なくする循環型社会の形成に向けた取組を進めています。

循環型社会の形成の進捗状況を見ると、3R進展や環境配慮設計等により、2000（平成12）年からの約10年間で大きく進展しており、資源生産性⁴⁶は約5割向上し、入口側の循環利用率が約5ポイント上昇、最終処分量は約7割減少するなど、我が国における資源投入から最終処分までの物質的な流れは大きく減少しました。しかしながら近年は、これまでの取組により改善の余地が小さくなっている分野もあり、資源生産性、入口側の循環利用率、最終処分量はいずれも横ばいとなっています。

廃棄物の中でも、近年は「食品ロス」が特に注目されています。国は2019（令和元）年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行するなど、食品ロスの削減を総合的に進めています。農林水産省によると、2020（令和2）年度の日本の食品ロス量（推計）は年間約522万トンで、推計を開始した2012（平成24）年度以降で最少の値となりました。これは、食品ロス削減への意識が高まっていることや、新型コロナウイルスの影響で飲食店が外食を提供する機会自体が減ったことなどが要因として挙げられています。

また、「産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和2年度）（環境省）」によると、産業廃棄物の不法投棄の新規判明件数はピーク時（1998（平成10）年度）の1,197件から2020（令和2）年度の139件に大幅に減少するなど、廃棄物の適正処理も進展しています。その一方で、不法投棄や不適正処理の撲滅には至っておらず、2016（平成28）年には、食品廃棄物を食品として不正に転売するという食への信頼を揺るがす事案も発生しており、廃棄物の適正な管理・処理が求められています。

〈主な取組〉

- 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- 適正処理の更なる推進と環境再生
- 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- 循環分野における基盤整備

⁴⁶ 資源生産性：いかに少ない資源で大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す指標で、日本では環境省がGDPを天然資源等投入量（国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量）で割ることによって算出しています。

(2) 県の状況

宮崎県全体の2018（平成30）年度における廃棄物最終処分量は186千トンであり、減少傾向にあります。また、循環型社会推進総合対策事業等を実施し、ごみ減量化と4Rの推進に向けた普及啓発等を行っています。

2018（平成30）年度の一般廃棄物の排出量は、約397千トンで、近年はほぼ横ばいで推移しています。

2018（平成30）年度の家畜ふん尿を除く産業廃棄物の排出量は、約2,216千トンであり、経済活動の影響で微増傾向にあります。また、同年度の家畜ふん尿を除く産業廃棄物の再生利用率は36.2%で、2015（平成27）年度以降、減少傾向にあります。

2019（令和元）年度の産業廃棄物の不法投棄量は371トンで、近年のピークであった2014（平成26）年度の2,293トンと比較すると大きく減少しています。

〈主な取組〉

- 4Rの普及啓発
- リサイクル・再生資源化の推進
- 地域資源の有効活用の促進

(3) 本市の状況と課題

「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」によると、本市における2020（令和2）年度のごみの再生利用率（21.5%）は、国全体の再生利用（20.0%）、宮崎県全体の再生利用率（17.1%）と比べて高くなっています。

しかし、一人一日当たりの生活系ごみ排出量（766グラム）は、全国平均（649グラム）、宮崎県平均（679グラム）と比べて高く、事業系ごみを含めた排出量（1,232グラム）は、全国平均（901グラム）、宮崎県平均（968グラム）と比べて更に多くなっています。

ごみ総排出量は目標を達成しているものの、2019（令和元）年から増加傾向にあります。これは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うテイクアウト需要の増加が影響している可能性があります。

このような状況から、不用品は断る（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源を再利用する（リサイクル）という4R運動を更に進め、限りある資源を上手に使う循環型社会の構築に努めなければなりません。そのためには、行政・市民・事業者が連携して廃棄物の減量化をこれまで以上に進め、再資源化体制を整備する必要があります。

また、ごみの分別指導や環境美化活動に取り組んでいるものの、ごみのポイ捨てや不法投棄によって、自然環境や生活環境の悪化を招いています。2020（令和2）年度における苦情件数のうち、不法投棄に関する件数が最も多く125件でした。今後も、不法投棄防止の啓発及び指導・監視を強化していく必要があります。

(4) 目標

項目	現況 (2021年度)	中間目標 (2030年度)	目標 (2032年度)
ごみ総排出量	72,327 トン/年	63,600 トン/年	62,711 トン/年
一人一日当たりの総ご量	1,232 グラム (2020年度)	1,126 グラム	1,121 グラム
ごみの再生利用率	21.8%/年	24.0%/年	26.0%/年
不法投棄に関する公害苦情件数	102 件/年	85 件/年	81 件/年

(5) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
<p>4 Rの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 4 Rの定着に向けた普及啓発に取り組み、市域における更なるごみの減量やリサイクルの推進を図ります。 ■ 更なるごみ減量化の具体的な取組として、食品ロスを少なくする3010運動や小型家電の回収等の取組を推進します。 ■ リサイクルの推進に協力する自治公民館等に対して資源分別奨励金を交付するなど、ごみ減量化及び再資源化を推進します。 ■ 学校から排出される資源ごみの分別について、各学校に対し計画的な説明を行います。 ■ 児童生徒に対して、ごみの分別など、ごみ減量化につながる教育を推進します。 	環境政策課 環境業務課 環境施設課 企業立地課 学校教育課
<p>ごみの不法投棄対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 監視体制を強化し、不法投棄の未然防止や早期発見を図ります。 ■ 市民一人ひとりの意識を啓発し、全ての市民が監視役となり、不法投棄をしない、させない、見逃さない環境づくりを行います。 	環境政策課 環境業務課
<p>ごみ処理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ クリーンセンター、リサイクルプラザ、最終処分場の効果的・計画的な運用に努めます。 ■ ごみ処理施設に関する情報公開を一層進め、安全性の確保及び周辺環境への配慮に努めます。 ■ ごみ収集業務を委託し、効率化を図ります。 	環境施設課 環境業務課
<p>一般廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 一般廃棄物が適正に処理されるよう、排出事業者及び処理事業者を指導・支援します。 ■ 「新たな生活様式」を考慮したごみの分別方法や出し方等を周知・啓発します。 	環境業務課 環境施設課
<p>災害廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「都城市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制を構築します。 	環境業務課 環境施設課

〈市民の取組〉

- レジ袋の削減やマイバックの持参、簡易包装への協力など、ごみの発生抑制に努めましょう。
- 資源集団回収やフリーマーケット・バザーに積極的に参加、協力しましょう。
- 不法投棄を見つけたら通報しましょう。

〈事業者の取組〉

- 廃棄物の減量化・資源化に努めましょう。
- 産業廃棄物の適正処理に努めましょう。
- 他業種間のネットワークをつくり、廃棄物の再利用を推進しましょう。
- 不法投棄を見つけたら通報しましょう。

食品ロスの削減に取り組みましょう

皆さんは「食品ロス」という言葉をご存知でしょうか。食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまっている食べ物のことです。例えば、家庭や飲食店での食べ残し、冷蔵庫等に入れられたまま期限切れとなった食品、皮の厚むきなどの調理時の過剰除去等が該当します。食品ロスは単に“もったいない”だけでなく、可燃ごみとして処分されるため、運搬や焼却、埋め立てなどの際に地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するなど、環境負荷につながります。また、廃棄物処理費用が増大することで、財政の悪化などにつながる恐れもあります。

宮崎県では、食品ロス削減のため「みやざき食べきり宣言プロジェクト」の一環として「食べきり協力店」を募集しており、県全体で307店舗（うち、都城市は9店舗）が登録されています（2022（令和4）年4月8日時点）。また、消費しきれない食品や賞味期限が近いなどの理由で、通常の販売が難しい食品等を家庭や企業等から寄贈していただき、県内の子ども食堂等へ提供する「フードドライブ」を実施しています。

本市では、3010運動（宴会などで最初の30分間と最後の10分間は自席に着いて食事をする）を推進するとともに、食品関連事業者などから未利用食品の寄附を受けて、社会福祉団体等の食品を必要としている人や施設に提供するフードバンクに取り組んでいます。

皆さんも食品ロスの削減に向けて、できることから初めてみましょう。

今日から実践! 食品ロス削減 家庭編

「必要な量だけ購入」して「食べきる」ことが削減のポイントです。

買物

- 事前に冷蔵庫内などをチェック
 - ▶ スマホや携帯・スマホで撮影した画像が有効
- 買物は使う分だけ
 - ▶ 使う・食べられる量を購入しましょう。
- 手前に陳列されている食品をチョイス
 - ▶ 家庭での利用予定に照らして期限表示を確認しましょう。

保存

- 最適な保存場所に
 - ▶ 保存方法に従って最適な場所に保存
- まとめて下処理
 - ▶ 冷凍・乾燥・塩蔵などでストック
- ローリングストック
 - ▶ 期限の長い食品を奥に、近い食品を手前に

調理

- 残っている食材から使う
 - ▶ 「いつか食べる」食品は食品ロス予備軍
- 食べきれぬ量を作る
 - ▶ 体調や健康にも配慮
- 食材を上手に食べきる
 - ▶ 定期的に冷蔵庫や収納庫を整理する日を決める（例：毎月●日はあるものでお好み焼きデー）

もし、食べきれなかった場合は、他の料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。詳しくはQRコードへ

クックパッド消費者庁のキッチン（公式ページ）

出典：食品ロス削減啓発パンフレット（消費者庁）

図 家庭でできる食品ロス対策

4-2 環境にやさしい製品や商品等の利用

(1) 国の状況

私たちが直面している環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄等の経済活動に起因しています。限りある資源を持続的に活用し、持続可能な発展を実現するためには、経済社会のあり方そのものを見直すことが必要です。そのためには、環境負荷の低減に努めることが必要であり、環境物品等の調達を促進していかなければなりません。

我が国における経済・社会の環境負荷低減を目指したグリーン化に向けた取組は、これまで一定の進展が見られるものの、更なる強化・充実を図る必要があります。

そのような中、国際社会では、2015（平成27）年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）の一つに、持続可能な消費と生産形態の確保が盛り込まれました。これを受け、国は持続可能な公共調達の施策として、グリーン購入⁴⁷の促進を掲げており、持続可能な社会を構築する手段の一つとして、グリーン購入の重要性が再認識されています。

また、近年は海洋プラスチックごみが問題視されており、2022（令和4）年4月1日には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック廃棄物の抑制、ワンウェイプラスチック⁴⁸使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集、再資源化に関する枠組みなどが整備されました。

〈主な取組〉

- 税制上の措置等
- 環境配慮型製品の普及等
- 事業活動への環境配慮の組み込みの推進等
- プラスチック対策の推進

⁴⁷ グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境に配慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。2001年4月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。

⁴⁸ ワンウェイプラスチック：コンビニエンスストアで提供されるフォークやスプーン等、一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品のことで。

(2) 県の状況

宮崎県では、廃棄物等を資源として再生利用した製品や、資源を有効利用した製品について、品質や安全性等の一定の基準を満たす製品を認定する「みやざきリサイクル製品認定制度」を運用しています。2019（令和元）年時点では、28 事業者が製造する 210 製品がリサイクル製品に認定され、県のホームページ等で公表されています。また、県自ら「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、環境への負担の少ない製品やサービスの優先的な購入を推進しています。

木材の利用拡大に向けては、「県産材利用推進に関する基本方針」を定め、建築物等への県産材の利用を推進しています。

宮崎県は農業が盛んな地域であり、農業用プラスチックが多く排出されています。そのため、「宮崎県農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会」を設立し、農業用廃プラスチックの適正処理を推進しています。

〈主な取組〉

- グリーン購入の推進
- 県内の公共事業における木造化・木質化の推進
- 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

(3) 本市の状況と課題

市民アンケートによると、約9割の人が資源ごみの分別や回収に協力しており、資源の有効活用に対する関心が高いことがわかります。しかし、「リサイクルマーケットやリサイクルショップを利用している」と回答した人は半数に満たない状況です。今後、市民や事業者に対して、リサイクル製品の情報提供や商品購入の機会提供、エコマーク商品の紹介などを行い、環境にやさしい製品や商品等の利用促進を図る必要があります。

本市は、温暖で多雨、多照な気候条件の下に育まれた豊かな森林資源を有しています。森林資源は、森林伐採後に計画的な植林を行うことで持続的な生産が可能となるため、循環型社会を構築するうえで有用な資源です。このため、木材の利用促進を図り、森林資源の地域循環システムの構築を目指すとともに、自然環境への負荷の少ない製品利用を推進していく必要があります。

16 ページでも述べたとおり、本市の2020（令和2）年度における農業産出額は全国1位を誇っています。このような地域の特徴を生かし市民の食育や地産地消を推進するため、2012（平成24）年度に「都城市食育・地産地消推進計画」を策定（2022（令和4）年3月改定）し、地産地消等に関する取組を推進しています。地産地消は、市民等が新鮮な農林水産物を得ることができるだけだけでなく、地域の活性化や輸送距離の短縮による環境への負荷の低減になり温室効果ガス排出量の削減につながります。市内には「道の駅 山之口」や2023年度にリニューアルオープンする予定である「道の駅 都城」など、地産地消の拠点となる施設も整備されており、今後の更なる活用が望めます。

農業が盛んな本市では農業用廃プラスチックも多く排出されています。農業用廃プラスチックのうち、塩化ビニルフィルムは床材等へのリサイクルが可能です。また、ポリオレフィン系フィルムはサーマルリサイクルにより熱エネルギーを回収することが可能です。このため、農業用廃プラスチックのリサイクル収集を定期的に行い、適正な処理を推進していきます。

(4) 目標

項目	現況 (2021年度)	中間目標 (2030年度)	目標 (2032年度)
市におけるグリーン購入実施率（契約課による消耗品の発注金額割合）	69%/年	80%/年	90%/年

(5) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
グリーン購入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ グリーン購入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図ります。 ■ 市によるリサイクル製品・エコ商品⁴⁹の率先購入を実施します。 	環境政策課 契約課
地元産材の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共事業の際は、地元産材の積極的な利用に努めます。 ■ 木材の良さや木材利用による環境保全効果に関する情報提供を行い、地元産材利用の普及啓発を図ります。 ■ 森林資源の循環システムを構築するため、木材の積極的な利用を推進します。 	森林保全課 道路公園課 住宅施設課 教育総務課
地産地消の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 郷土料理の継承と地元の食材の活用を推進するため、イベント等の開催を計画します。 ■ 地元の食材を使用した「ふるさと給食」を生きた教材として活用し、子どもたちへの食育を図ります。 ■ 地元の食材を活かした商品開発やブランド化により、地元特産品の普及拡大を推進します。 	農政課 農産園芸課 畜産課 学校教育課 学校給食課 ふるさと産業推進局
自然環境に配慮した製品・資材の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共事業の際は、環境に配慮した製品・資材の積極的な利用に努めます。 	農村整備課 道路公園課
農業用廃プラスチックの適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ■ 農業活動で発生した廃プラスチックは、固形燃料や住居用床材等として再利用するなど、適正処理を推進します。 	農産園芸課 畜産課

⁴⁹ エコ商品：生産から廃棄までの全ての段階において、環境に負荷の少ない商品のことをいいます。

〈市民の取組〉

- 再生品又は再資源化された材料を使った製品や詰替え可能な製品の使用に努めましょう。
- 使い捨て商品の使用抑制に努めましょう。
- 住宅や家具等には地元産材を積極的に利用するよう努めましょう。
- グリーン購入に努めましょう。
- 野菜等を購入する際は都城市産のものを選択するなど、地産地消に努めましょう。

〈事業者の取組〉

- 施設や備品等には地元産材を積極的に利用するよう努めましょう。
- ごみの排出抑制や再資源化に配慮した製品の製造、販売に努めましょう。
- 包装材の削減を図り、リサイクルしやすい材質及び構造をした包装材の使用に努めましょう。
- グリーン購入に努めましょう。
- 農業用廃プラスチックはリサイクル収集日に適正に排出しましょう。

「ふるさと給食」等により、食育・地産地消を推進しています

本市では、2017（平成 29）年度から地場産物を学校給食に使用する「ふるさと給食」提供事業を行っています。2021（令和 3）年度には、市内全ての小中学校の約 15,400 人の児童・生徒に対して、都城産のブランドを使用した「幸せ上々（あげあげ）竜田揚げ」を市立の小・中学校で提供しました。竜田揚げに添えた野菜やごはんなども都城産です。また、「ふるさと給食」に合わせて、生産者による講話で生産者の声を伝えるとともに、ふるさと納税や地産地消の授業も行っています。

このように、生きた教材として「ふるさと給食」を活用することにより食育の推進を図り、子供たちにふるさと都城の魅力を伝えることや、地場産物の地産地消に貢献しています。

【過去の「ふるさと給食」献立内容】

2017（平成 29）年度



写真 栄養（A4：エイヨー）たっぷり！
ふるさとステーキ（都城産の牛肉を使用）

2018（平成 30）年度



写真 ふるさと ありがトンカツ
（都城産の宮崎ブランドポークを使用）

5 環境保全への人づくり

5-1 環境保全活動の推進

(1) 国の状況

国全体で持続可能な社会を構築するためには、それぞれの地域においても持続可能であることが必要です。そのためには、それぞれの地域が、その特性を活かした強みを発揮し、近隣地域等と共生・交流し、より広域的なネットワークや経済的つながりを構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら、農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を作り出していくことを目指していきます。

このような持続可能な社会を実現するためには、次の三つの「テーマ」があります。

一つ目は、「地域資源」を活用した持続可能な地域づくりです。地域の再生可能エネルギー活用や、豊かな自然環境、文化・風土などのコミュニティも含めた、地域資源の活用により、魅力ある地域づくりを目指していきます。

二つ目は、「共生」です。人は環境の一部であり、人・生き物・環境が相互に作用しています。生き物、自然、人との共生や、生産者と消費者、都市部や自然豊かな農山漁村との共生など、お互いに交流を深め支えあって共生していくことが重要となってきます。

三つ目は、「循環」です。脱炭素社会、持続可能な社会づくりを進めるためには、食料や製品、資源などの投入を減らし、資源を循環させ、環境への負担を減らすことが必要となってきます。

そのためには、私たちが、家庭・学校・地域・企業等の様々な場における環境保全活動に積極的に参加し、身近な環境を、より良いものにしていくことが大切となってきます。

〈主な取組〉

- 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用
- 地域づくりの担い手の育成と各主体をつなぐネットワークの構築・強化等

(2) 県の状況

宮崎県では、環境保全や自然保護に対する県民意識の高揚を図り、美しく、自然と共生した環境にやさしい社会づくりを推進することを目的に、県民総ぐるみで行う環境美化活動「クリーンアップ宮崎」を毎年実施しています。

また、環境保全、環境美化又は循環型社会形成推進等に特に顕著な功績のあった県内の者（企業、団体、地区を含む）を対象に、毎年度「宮崎県地域環境保全功労者等表彰」を実施するなど、様々な主体による環境保全活動を後押ししています。

〈主な取組〉

- 各主体が自発的に行う環境保全活動の支援
- 多様な主体が相互に協力して行う協働取組の推進

(3) 本市の状況と課題

本市では、市民による公園や河川の清掃活動や森林づくりボランティア活動など、各地域で環境保全に関する活動が行われています。環境まつりには毎年多くの団体が参加し、多くの市民が訪れています。また、2018（平成30）年4月に、「第三次都城市市民公益活動推進計画」を策定し、市民公益活動の推進と、多様な主体間の協働を促進しています。

市民アンケートによると、市民一斉清掃・都城市環境美化の日参加世帯数の割合は、2018（平成30）年から減少傾向にあります。特に、2020（令和2）年に大きく減少しており、新型コロナウイルス感染症の流行が原因と考えられます。しかしながら、市民による清掃公園数は目標値を達成しており、市民の地域活動への関心が高いことが伺えます。

今後も各主体が行う環境保全活動への支援を推進するとともに、行政・市民・事業者が主体的に、また協働して環境保全に取り組む体制の充実を図ります。



写真 大淀川クリーン作戦



写真 大淀川こどもサミット

(4) 目標

項目	現況 (2021年度)	中間目標 (2030年度)	目標 (2032年度)
市民一斉清掃・都城市環境美化の日 参加世帯数の割合	24.0%/年 (2020年度)	48.7%/年	49.5%/年

(5) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
市民・市民団体による環境保全活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民や市民団体による環境保全活動の取組内容を広く紹介することにより、市民の理解と関心を深め活動の活性化を図ります。 ■ 身近にある地域活動を利用した環境啓発の充実を図り、環境保全活動への参加、関心を推進します。 	環境政策課 環境業務課 地域振興課 下水道課 水道課
事業者による環境保全活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ■ エコアクション21⁵⁰等の環境マネジメントシステム⁵¹に関する情報提供や普及啓発、認証取得の促進など、事業者の自主的な環境保全活動を支援します。 ■ 気候変動に対応した経営戦略の開示(TCFD)⁵²や脱炭素に向けた目標設定(SBT⁵³、RE100⁵⁴)、森林づくり、地域美化などに取り組む事業者を支援します。 	環境政策課 企業立地課 森林保全課
各主体のネットワーク構築 <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民・事業者・市民団体等のネットワークを構築し、環境保全活動に関する情報の共有化や、環境保全活動への参加促進を図ります。 	環境政策課

〈市民の取組〉

- 地域の環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 動植物を愛護し、良好な環境の育成に努めましょう。
- 自然の保護及び育成に関する認識を深めましょう。
- 緑地や公園の維持管理に協力しましょう。

〈事業者の取組〉

- エコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入など、事業活動における環境配慮の自主的な取組に努めましょう。
- 地域の環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。

⁵⁰ エコアクション 21：環境に取り組む仕組みを作り、実践し、継続的に改善を行い、その結果を社会に公表する方法について環境省が策定したガイドラインのことです。二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び水使用量を把握すること、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水、自らが生産・販売・提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善などを規定しています。

⁵¹ 環境マネジメントシステム：事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくシステムのことをいいます。環境マネジメントシステムの国際規格として ISO14001 (ISO:国際標準化機構) がありますが、国内では環境省が中小事業者等でも自主的積極的に環境配慮に対する取組が展開できる EA21 (エコアクション 21) を策定し、現在その普及が進められています。

⁵² 気候変動に対応した経営戦略の開示 (TCFD)：「Task Force on Climate-related Financial Disclosures」の略称で、企業が気候変動への対応を経営の長期的リスク対策および機会の創出として捉え、投資家等に向けた情報開示や対話を促進することを目指しています。

⁵³ SBT：「Science Based Targets」の略称で、パリ協定が求める水準（世界の気温上昇を産業革命前より 2 度を十分に下回る水準に抑え、また 1.5 度に抑えることを目指す）と整合した、5 年～15 年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標のことです。

⁵⁴ RE100：「Renewable Energy 100%」の略称で、事業活動で消費するエネルギーを 100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的イニシアチブのことです。

都城市環境まつりを開催しています

都城市環境まつりは、環境について学ぶことのできる展示や体験が盛りだくさんのおまつりです。アルミ缶や使わなくなったおもちゃなどの回収や交換会を行っていたり、500 ccのペットボトル1本分の井戸水で水質調査をしたりと様々な催し物が開催されています。毎年その時流にあったテーマを実行委員会で決定し掲げており、2019（平成31）年は「ごみの減量」をテーマとしました。

環境まつりでは、企業や団体の環境活動などの紹介だけでなく、さまざまな視点から、環境について考えるきっかけがたくさん散りばめられており、「楽しみながら」環境について学ぶことができます。

環境啓発展示コーナー



写真 おうちで省エネを学べるキットの紹介
(第11回都城市環境まつり)



写真 市内小中学校による環境絵画・エコ作品の展示
(第12回都城市環境まつり)

体験して学ぶコーナー



写真 オリジナルペーパースコップ作り
(第11回都城市環境まつり)



写真 スライム作り体験コーナー
(第13回都城市環境まつり)

5-2 環境学習の推進

(1) 国の状況

第五次環境基本計画では、少子高齢化や脱炭素への取組等、社会的な背景に対応するため、環境・経済・社会の統合的な向上により、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、生命の「循環」や、自然と人間の「共生」を目指しています。循環共生型の社会づくりを実現するためには、国民一人ひとりが、暮らしや身近な自然・地域等を通じて、課題を見だし、その解決策を考え、自分ごととして行動するようになることが重要です。

具体的には、人づくりに関する取組として、環境学習に参考となる情報の提供や学習教材の開発、学校や社会における環境教育、森・里山・水辺・海辺づくり、農山漁村への体験活動の充実を図るとともに、それらに係る指導者の育成、NPOや民間団体との協働を行うとしています。

また、環境教育や環境保全活動の取組の更なる促進のため、2011（平成23）年6月に「環境教育等促進法」を公布するとともに、自然との共生の哲学を活かし、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育を推進しています。

〈主な取組〉

- 地方自治体による推進枠組みの具体化
- 学校教育における環境教育の充実
- 環境教育等の基盤強化
- 環境情報の整備と提供・広報の充実等
- 自然体験等の機会の場の提供の仕組みの導入
- 環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進

(2) 県の状況

宮崎県は、1993（平成5）年度から環境保全に関する専門的な知識を有する方を「環境保全アドバイザー」として登録し、環境に関する講演会や研修会等に講師として派遣することで、地域における環境教育を支援しています。また、環境教育指導者の更なる指導力の向上、指導者間の連携及び次世代を担う高校生・大学生との連携体制を構築することを目的に、県内の環境教育指導者と高校生・大学生等を中心とした県民が一堂に会する研修交流会「みやざき環境大学」を開催しています。その他にも、環境問題に対する県民の関心と理解を深め、環境に配慮した生活や活動を実践してもらうきっかけづくりとして、「環境パネル展」の開催などの取組を行っています。

また、こどもへの環境教育を推進するため、幼児期を中心としたこどもが活動する施設等における環境教育の取組を支援する「こどもエコチャレンジ⁵⁵推進事業」を行っています。2022（令和4）年3月末時点のこどもエコチャレンジ認定施設数は209施設（うち、都城市は34施設）となっています。

〈主な取組〉

- 家庭・学校・地域・社会等における環境教育の推進
- 環境教育に関する情報の提供
- 環境教育を担う人材の養成・確保
- 環境教育拠点の整備、機能充実
- 森林環境教育の推進等

(3) 本市の状況と課題

市民アンケートによると、環境保全に向けて、行政や市民、事業者が協力して取り組んでいくための重要ポイントは、環境啓発や環境教育であるとの意見が多数ありました。

そのような中、近年の環境意識の高まりから「講演会・講習会等の環境学習に参加している」と回答した市民は約5割となっており、参加者は増加しています。

また、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためには、子どもから大人まで全ての市民が一体となってこの環境を守り育てることが必要となります。かけがえのない自然環境を保全することは、私たちの生活環境を保全することにつながります。

現在の環境問題では、次々と新しい問題や複雑な問題が発生しています。このような環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりがモラルを守り、人と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活や行動を実践する必要があります。

市民や事業者の環境保全に関する関心を高めるため、オンラインを含めた環境学習の場を確保・拡充する必要があります。

⁵⁵ こどもエコチャレンジ：幼児・児童の環境に対する豊かな感受性と見識を育成し、環境に配慮した地球にやさしい行動ができる人づくりを推進するため、幼児期を中心としたこどもが活動する施設等における環境教育の取組を支援する宮崎県の事業です。認定施設に対して説明会の開催、講師の派遣や教材の貸出などを行っています。

(4) 目標

項目	現況 (2021年度)	中間目標 (2030年度)	目標 (2032年度)
環境啓発企画参加者数	6,250人/年	6,500人/年	6,500人/年
環境学習の実施回数	17回/年	32回/年	32回/年
環境学習を実施している学校の割合（対象：小中学校）	100%/年	100%/年	100%/年

(5) 主体別取組

〈市の取組〉

取組内容	関連課
若年層における環境学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 幼児、児童、生徒など各年齢層に合わせた環境学習の推進を図ります。 ■ 体験型学習等の自然環境とふれ合う機会を提供し、自然環境への愛着心を育みます。 ■ 動画やアプリ等を利用した環境教育プログラムを検討します。 	環境政策課 森林保全課 環境業務課 環境施設課 学校教育課 生涯学習課
地域における環境学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「ハロー市役所元気講座」において、環境問題やエネルギー問題などに関する講座を開催します。また、公民館主催による講座の開催など、地域における環境学習の充実を図ります。 ■ 霧島ジオパークにおいて、高校生や教員向けのフィールドワーク等を行います。 ■ 都城歴史資料館での展示、市ホームページ及びガイドブックを活用した史跡の周知、文化財の保護・保全等を通じて、都城市の歴史や文化の保全・継承を図ります。 	環境政策課 環境業務課 生涯学習課 みやこんじょ PR課 文化財課
こどもエコクラブ⁵⁶を活用した環境学習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ■ こどもエコクラブへの加入促進を図り、子どもたちの自主的な環境学習活動を支援します。 	環境政策課
環境情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境まつり等の環境啓発イベントを開催し、環境保全の取組に関する情報を発信します。 ■ 広報紙及びホームページや各種メディアを活用して、市の環境保全に関する施策や環境に関する情報を発信します。 ■ 環境学習の取組や成果などを公表できる機会を設け、活動の輪を広げます。 	環境政策課 森林保全課 環境業務課 環境施設課 秘書広報課 学校教育課

⁵⁶ こどもエコクラブ：環境保全活動や環境学習を支援することにより、子ども達が人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とした取組です。自然観察や野菜づくり、リサイクル工作、まちのエコ探検など、地域で楽しみながら環境についての学習や活動を行い、高校生までの子どもならだれでもいつでも参加できます。

〈市民の取組〉

- 講習会や自然観察会等に参加するなど、積極的な環境学習に努めましょう。
- 環境問題について家族で話し合い、家族全員で環境学習に取り組みましょう。
- 地域の環境がより良くなるための改善策などについて学習しましょう。
- こどもエコクラブに参加しましょう。
- 自然公園を積極的に利用するなど、自然とのふれ合いに努めましょう。

〈事業者の取組〉

- 環境に関する研修会や講習会へ参加しましょう。
- 職場における環境意識の向上・定着を図りましょう。
- 環境保全活動への取組結果をホームページで発信するなど、地域へのPRに努めましょう。
- 事業者が有する環境保全技術の紹介や人材の派遣、環境関連施設の公開など、地域の環境学習へ協力しましょう。

表 環境に関する主な「ハロー市役所元気講座」(2022(令和4)年度)

区分	講座名	担当課
環境	環境学習会	環境業務課
	上水道の話	水道課
	よりよい水環境をめざして	下水道課
	都城市の環境	環境政策課
	守ろうみんなの大淀川	
	都城市の地下水	
「省エネ」からできる地球温暖化対策		
施設見学	クリーンセンター	クリーンセンター



写真 ハロー元気講座①



写真 ハロー元気講座②

こどもエコチャレンジ認定施設の取組等を紹介します

●こどもエコチャレンジ認定施設の取組例

・リサイクル活動

…ごみの分別の徹底、リサイクル工作等

・堆肥づくり

…ごみの減量・循環利用の意識を高める

・節電・節水

…省エネの意識を高め、家庭での省エネにもつなげる

・環境学習施設見学

…ごみ処理場・リサイクル工場等

など、施設や地域の特色を生かした様々な取組を行っています。



表 都城市内のこどもエコチャレンジ認定施設（2022（令和4）年3月末時点）

梅北保育園	相愛ひめぎ保育園
天竜幼稚園	都城市山田中央保育所
幼保連携型認定こども園宮丸認定こども園	上長飯エンゼル児童館
天竜第二幼稚園	都原児童センター
早鈴保育園	社会福祉法人並木福祉会 並木保育園
石山保育園	山田谷頭児童館・児童クラブ
幼保連携型認定こども園志比田こども園	社会福祉法人エンゼル会 上長飯認定こども園
幼保連携型認定こども園にし幼稚園	社会福祉法人さくら福祉会 川東さくらんぼこども園
みやこぼるこども縁	社会福祉法人エンゼル会 上長飯認定こども園 分園わかば保育園
一万城幼稚園	ひいらぎ児童クラブ
さつき保育園	社会福祉法人小鳩会 あやめ原こども園
天竜保育園	社会福祉法人慈恵会 やすひさ幼児園
きずな幼保園	社会福祉法人相愛会 相愛保育園
善長寺保育園	高城児童館・放課後児童クラブ高城
ししのこ幼稚園	児童クラブ大王
幼保連携型かたひら認定こども園	社会福祉法人あゆみ会 あゆみ保育園
さくら幼稚園	NPO 法人子育てネットおひさまとはらっぱ 梅北児童館
認定こども園ひばり保育園	フォルケホイスコーレ放課後児童クラブ 早鈴若葉
花笑み すずらんこども園	出典：こどもエコチャレンジ認定施設一覧（宮崎県）

5

重点施策

1. 重点施策の趣旨	84
重点施策1：きれいな水を守り育むまち都城	85
重点施策2：カーボンニュートラルを目指すまち都城	86
重点施策3：ごみを減らし、資源を大切にするまち都城	87
重点施策4：一人ひとりが育てる環境のまち都城	88



写真 大淀川クリーン作戦

1 重点施策の趣旨

第4章「施策の展開」では、本市が目指す環境像を実現するための基本的な施策を取り決め、行政・市民・事業者が日常生活や事業活動における環境に配慮すべき基本的な取組を示しました。

これらの施策・取組は、今後、全て取り組んでいく必要のあるものですが、特に社会的・地域的ニーズが高く、早期解決が必要な課題や重点的かつ優先的に取り組むべき課題については「重点施策」として位置付け、本計画の実効性を確保するとともに、施策全体の牽引効果を図っていきます。

本市では、この効果が期待される重点施策として、以下に示す4つの事項に取り組んでいきます。

重点施策1 きれいな水を守り育むまち都城

重点施策2 カーボンニュートラルを目指すまち都城

重点施策3 ごみを減らし、資源を大切にするまち都城

重点施策4 一人ひとりが育てる環境のまち都城

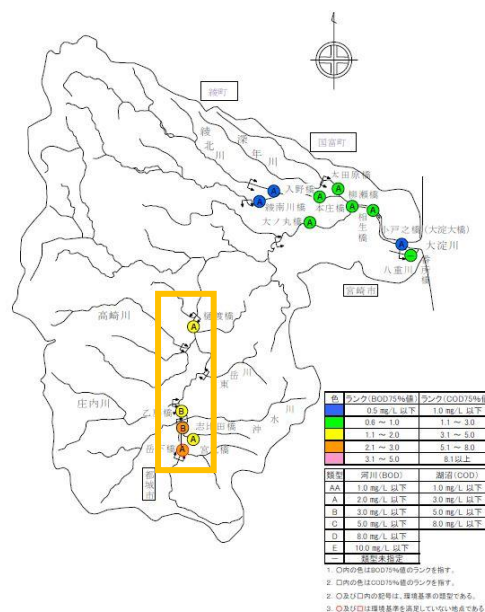
重点政策 1 きれいな水を守り育むまち都城

(1) 目的

本市は、宮崎県最大の河川である大淀川が南北に貫流しており、また、豊富な地下水資源にも恵まれています。

しかし、「令和3年九州地方一級河川の水質現況（九州地方整備局）」によると、都城市内を流れる大淀川は、宮崎市等を流れる大淀川と比較して BOD75%値が高い状況にあります。また、本市が2021（令和3）年度に実施した河川の水質検査では、今迫橋（大淀川）と桜木橋（花木川）で BOD 値が環境基準値を超過していました。

このため、行政・市民・事業者の協働による取組を展開することにより、良好な水の保全に努める必要があります。



出典：令和3年九州地方一級河川の水質現況（九州地方整備局）

図 大淀川の水質状況図

(2) 取組内容

◇ 家庭生活排水対策の推進

- 油汚れ等の拭き取り、米のとぎ汁の処理、洗濯洗剤の適正使用等、家庭で実践できる生活排水対策の普及啓発に努めます。

◇ 公共下水道、農業集落排水施設への接続の啓発

- 地域の特性に応じた公共下水道や污水处理施設の整備を推進し、公共下水道や農業集落排水施設への接続に向けた普及啓発に努めます。

◇ 合併処理浄化槽の設置促進及び適正な維持管理の啓発

- 公共下水道や農業集落排水施設のない地域においては合併処理浄化槽の設置を促進し、また、浄化作用の確保のために適正な維持管理の啓発に努めます。

◇ 家畜排せつ物対策

- 畜産農家が家畜排せつ物を適正に管理及び処理するよう啓発に努めます。

◇ 硝酸性窒素削減対策

- 「都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画」に基づく家畜排せつ物の適正処理、農地における適正施肥、生活排水対策など、総合的かつ計画的な硝酸性窒素削減対策を推進します。

重点政策2 カーボンニュートラルを目指すまち都城

(1) 目的

本市では、国や県、事業者、市民等の各主体と連携しながら、地球温暖化対策に積極的に取り組むことにより、2030年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で52%削減するという目標を設定しました。この目標は、国が2021（令和3）年10月に公表した温対計画で示された、2030年度における温室効果ガスの排出削減目標である2013（平成25）年度比で46%削減を上回る野心的なものです。

また、本市は、2050年度までにカーボンニュートラルの実現を目指しています。カーボンニュートラルを実現するためには、各主体において、省エネ対策の徹底や地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入等の対策が必要となります。

そのため、市は、市域全体の地球温暖化対策をけん引する立場として、率先して行動するとともに、市民や事業者等に対して普及啓発を図り、家庭部門及び産業・業務部門における排出削減対策の更なる推進に努めます。

さらに、今後は激甚化・頻発化すると想定される自然災害から命や暮らしを守るため、気候変動適応策にも積極的に取り組んでいきます。

(2) 取組内容

◇ 再生可能エネルギーの利用促進

- 地域の特性に応じた、市民や事業者における再生可能エネルギーの導入・利用促進を図ります。

◇ 市民・事業者の排出抑制活動の促進

- 省エネルギー対策の事例や効果などの情報提供を行い、省エネルギー対策の普及啓発に努めます。

◇ 吸収源対策の推進

- 森林資源の循環利用と適正な森林管理等により、森林による温室効果ガスの吸収量を確保するとともに、森林の有する多面的機能の維持・向上を図ります。

◇ 気候変動適応策の推進

- 気候変動や地球温暖化が本市にもたらす影響について調査・把握し、その影響を回避・軽減するための取組を推進します。
- 自然災害に備え、公共施設等への再生可能エネルギーの導入を推進します。
- Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方を活用したまちづくりを検討します。

重点政策3 ごみを減らし、資源を大切にすまち都城

(1) 目的

本市の一人一日当たりのごみ排出量は、全国平均及び宮崎県平均より多く、また、ごみの排出量は近年増加傾向にあります。

さらに不法投棄も後を絶たず、自然環境や生活環境の悪化を招いており、ごみの排出抑制を推進するとともに、廃棄物の適正処理を推進する必要があります。

このため、不用品は断る（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源を再利用する（リサイクル）という4Rの普及啓発をより一層推進し、日常生活や事業活動への定着を図ります。

(2) 取組内容

☆ 4R及び廃棄物の適正処理の推進

- ごみの減量化の具体的な取組として、食品ロスを少なくする3010運動や小型家電の回収の取組を進めます。
- ワンウェイプラスチックの削減や農業用廃プラスチックの適正処理など、プラスチックごみ対策を推進します。
- 不法投棄をしない、させない、見逃さない環境づくりを行います。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022（令和4）年4月1日施行）」に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定するとともに、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民・事業者へ周知します。

☆ 環境にやさしい製品や商品等の利用

- 市民や事業者へグリーン購入の普及啓発を図ります。
- 木材の利用促進を図り、森林資源の地域循環システムの構築を目指すとともに、自然環境への負荷の少ない製品利用を推進します。
- 農林畜産業の更なる振興と、輸送による温室効果ガス排出量の削減を図るため、地産地消を推進します。

重点政策4 一人ひとりが育てる環境のまち都城

(1) 目的

本市では、市民団体による自然体験型環境学習や森林づくりボランティアなど、様々な環境学習、環境保全活動が展開されています。

しかしながら、こうした市民団体の情報や環境に関する各種データを入手する場の整備が整っていないため、各主体間の連携や情報共有は十分とは言えません。

このため、市民・市民団体・事業者が環境に関する情報を入手しやすい環境づくりを行い、各主体が連携して、より一層の環境学習、環境保全活動ができるように努めます。

(2) 取組内容

◇ 環境保全活動の推進

- 各主体が行う環境保全活動への支援を推進するとともに、行政・市民・事業者が主体的に、また協働して環境保全に取り組む体制の充実を図ります。
- 自然観察会や野外体験学習など、自然とのふれあい活動を実施します。

◇ 環境学習の推進

- 環境学習の場を確保・拡充するとともに、オンラインを含めた環境学習や自然体験を通して、市民の自然環境への愛着心を醸成します。

6

環境配慮指針

1. 事業別環境配慮指針	90
2. 共通事項	91
3. 個別事項	92

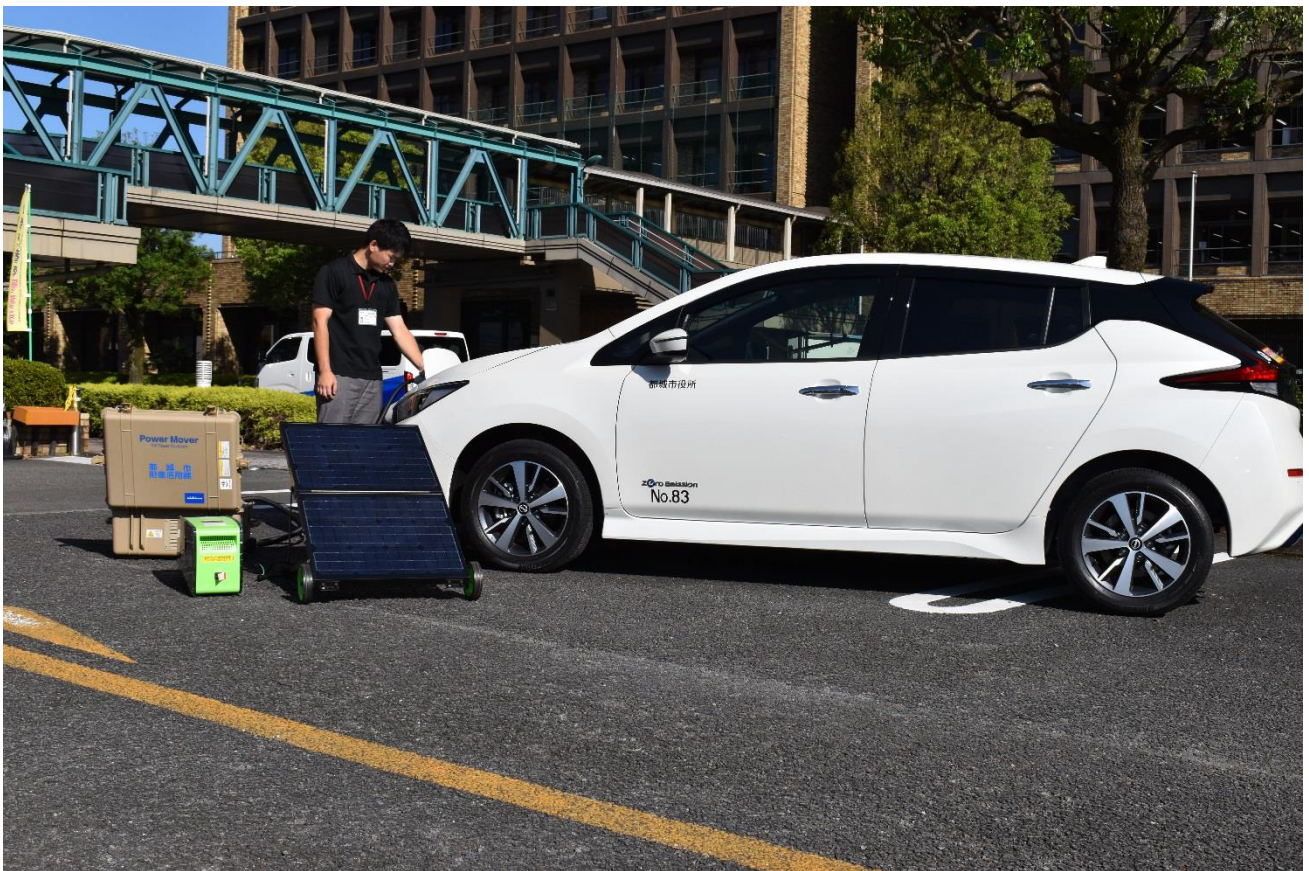


写真 都城市の公用車として導入した電気自動車

1 事業別環境配慮指針

道路や河川改修、公共下水道などの生活基盤整備事業は、私たちの生活において、利便性の向上、安全性の確保、快適な生活環境の創出など、事業の実施により大きな効果をもたらします。

しかし、これらの事業は、造成工事による土地の改変や施設の設置（工事段階）、設置後の施設の運営（供用段階）によって、自然環境や生活環境などに様々な影響を及ぼす恐れがあります。

良好な環境を保全し、形成していくためには、地域の環境特性や事業の特性に応じて、環境に配慮しつつ事業を進めていくことが重要となります。

このため、事業者や行政が、事業実施に当たり、あらかじめ環境に配慮すべき事項を事業別環境配慮指針として決めました。

対象となる事業種は、公共事業を基本として設定していますが、事業者に対しても配慮すべき事項として定めています。全ての事業を網羅したものではないため、該当する事業がない場合は、事業特性に応じて適宜類似する事業に当てはめ、活用を図る必要があります。

対象となる事業種

- 道路
- 河川・水路
- 廃棄物処理施設
- 公園
- 用地造成（住宅団地・流通業務団地・工業団地）
- 再生可能エネルギー設備
- 工場又は事業所
- スポーツ・レクリエーション施設
- 下水道等

2 共通事項

(1) 計画段階

- 大規模な自然改変を伴う開発は極力避け、できる限り自然を残すことにより生態系保全や緑化施工など、自然環境の保全に配慮した計画となるよう努めます。
- 河川や池、地下水の水質保全に配慮した計画となるよう努めます。
- 構造物の色彩や形状については、周辺景観との調和に配慮した計画となるよう努めます。
- 文化財などの保存に配慮した計画となるよう努めます。
- 環境負荷の少ない工法や材料を採用するよう努めます。
- 事業の実施に当たっては、事前に地元の地域住民に計画内容を説明し、意見の反映に努めます。
- 地球温暖化防止のため、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を導入するよう努めます。
- ユニバーサルデザイン（全ての人にとって使いやすい設計）に努めます。
- 率先してリサイクル製品や地産製品の使用に努めます。
- 苦情などについては、迅速に対応できる体制を確立します。

(2) 工事段階

- 工事中における工事車両の走行や建設機械の稼動に伴う大気汚染、騒音及び振動の発生の低減に努めます。
- 濁水の発生を可能な限り防止し、公共用水域への負荷低減に努めます。
- 地下水など、水源かん養に関する水資源の保全に努めます。
- 遺跡などの埋蔵物を確認した場合は、直ちに工事を中断し、関係機関との調整を図ります。
- 工事に伴って発生する廃棄物や残土の排出を抑制するとともに、発生した廃棄物や残土については適切な処理を行います。
- 工事に伴ってやむを得ず街路樹や植樹などの枝を切断した場合は、切口に防腐剤を塗るなど、樹木の保全に努めます。
- 悪臭の発生防止に努めます。
- 電波障害や日照障害の防止に努めます。

(3) 供用段階

- 関連法令に基づき、施設の適切な維持管理に努めます。
- 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭など、施設の運用に伴って発生すると考えられる事項については、周辺環境に与える負荷の低減に努めます。
- 周辺環境への影響が懸念される事態が生じた場合は、早急に対策を講じます。

3 個別事項

(1) 道路

- 道路整備を行う際は、植樹帯及び街路樹の設置などの環境保全措置について検討するよう努めます。
- 自動車走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響が懸念される場合は、周辺環境の保全及び安全に必要な措置を図るよう努めます。
- 道路照明などの光による生活環境や動植物への影響（光害）について、未然防止に努めます。
- 建設廃材の再生材としての利用推進に努めます。
- 歩道を含む道路構造の改修や交差点の改良などによる円滑かつ安全な交通体系整備に努めます。

(2) 河川・水路

- 自然とのふれあいや治水上の安全性、生態系保全、景観などを考慮した多自然川づくりの整備に努めます。
- 堰（せき）などを設置する場合は、魚の遡上（そじょう）を考慮した魚道の設置を検討します。
- 野生生物に関する生息・生育環境の保全や再生を考慮し、可能な限りコンクリートによる三面張りを避けるよう努めます。
- 瀬や淵などの変化に富んだ水生生物にやさしい河川構造や河川形態の整備に努めます。

(3) 廃棄物処理施設

- 施設内の清掃美化や緑化に努め、イメージアップを図ります。
- 廃棄物の減量やリサイクルの推進を目的とした施設利用者への啓発活動に努めます。
- 施設からの排出ガスや処理水などに伴う環境汚染を防ぐため、適正な運営を行うとともに、施設の整備を図る際は、必要な措置を事前に検討します。
- 周辺環境への影響を防止するため、施設の配置や緑化について検討するよう努めます。
- 資源ごみの周辺や資源化システムの整備を積極的に推進します。
- 太陽光発電施設の設置等、再生可能エネルギーの有効利用について検討するよう努めます。

(4) 公園

- 動植物の保全に配慮した公園づくりに努めます。
- 公園内で発生するごみ対策（ごみ持ち帰りの看板設置やごみ箱の撤去など）について検討します。
- 市民による公園の維持管理活動の啓発に努めます。
- 地元住民の意見を受け入れた特色ある公園づくりに努めます。
- 再生資材やリサイクル部品を公園資材として活用するよう努めます。
- 剪定くず等の堆肥化に努めます。

(5) 用地造成（住宅団地・流通業務団地・工業団地）

- 公園、緑地、雨水浸透施設等の施設や親水機能などの必要性について検討するよう努めます。
- 埋め立て土による地下水汚染の防止に努めます。
- 下水道が未整備の地域では、合併処理浄化槽を設置し、事業排水及び生活排水による公共用水域への影響抑制に努めます。
- 断熱材や太陽エネルギーなどの利用による省エネルギーの推進に努めます。

(6) 再生可能エネルギー設備

- 有害物質の排出の抑制等により、大気・水質・土壌等の汚染防止に配慮します。
- 騒音・振動、風害及び光害の抑制等により、周辺の居住環境の保全に配慮します。
- 太陽光発電設備については、「都城市太陽光発電設備の設置に関するガイドライン」に基づき設置します。

(7) 工場又は事業所

- 煙突排出ガスや騒音の発生など、周辺環境への影響に配慮した施設の配置や緑化に努めます。
- 周辺民家側の敷地境界における騒音や悪臭などの環境監視調査を実施するなど、周辺地域に与える影響の状況把握に努めます。
- 機械の稼動に伴う大気汚染、騒音及び振動などの発生の低減に努めます。
- エネルギーの有効利用について検討するよう努めます。
- 廃棄物の発生抑制及び再資源化に努めます。

(8) スポーツ・レクリエーション施設

- 水辺・公園・緑地などの必要性について検討するよう努めます。
- 照明などの光による生活環境や動植物への影響回避に努めます。
- 農薬や化学肥料による水質汚濁防止に努めます。

(9) 下水道等

- 地域の特性に応じた公共下水道や污水处理施設の整備に努めます。
- 公共下水道等が整備された区域においては、汲み取りや浄化槽からの接続転換を進めます。
- 騒音や悪臭の発生など、周辺環境への影響に配慮した施設の配置や緑化について検討するよう努めます。
- 厨房・浴室・トイレなどでの節水活動の普及啓発に努めます。
- 悪臭防止に努めます。

7

計画の推進

1. 推進体制 96
2. 計画の進捗管理 97

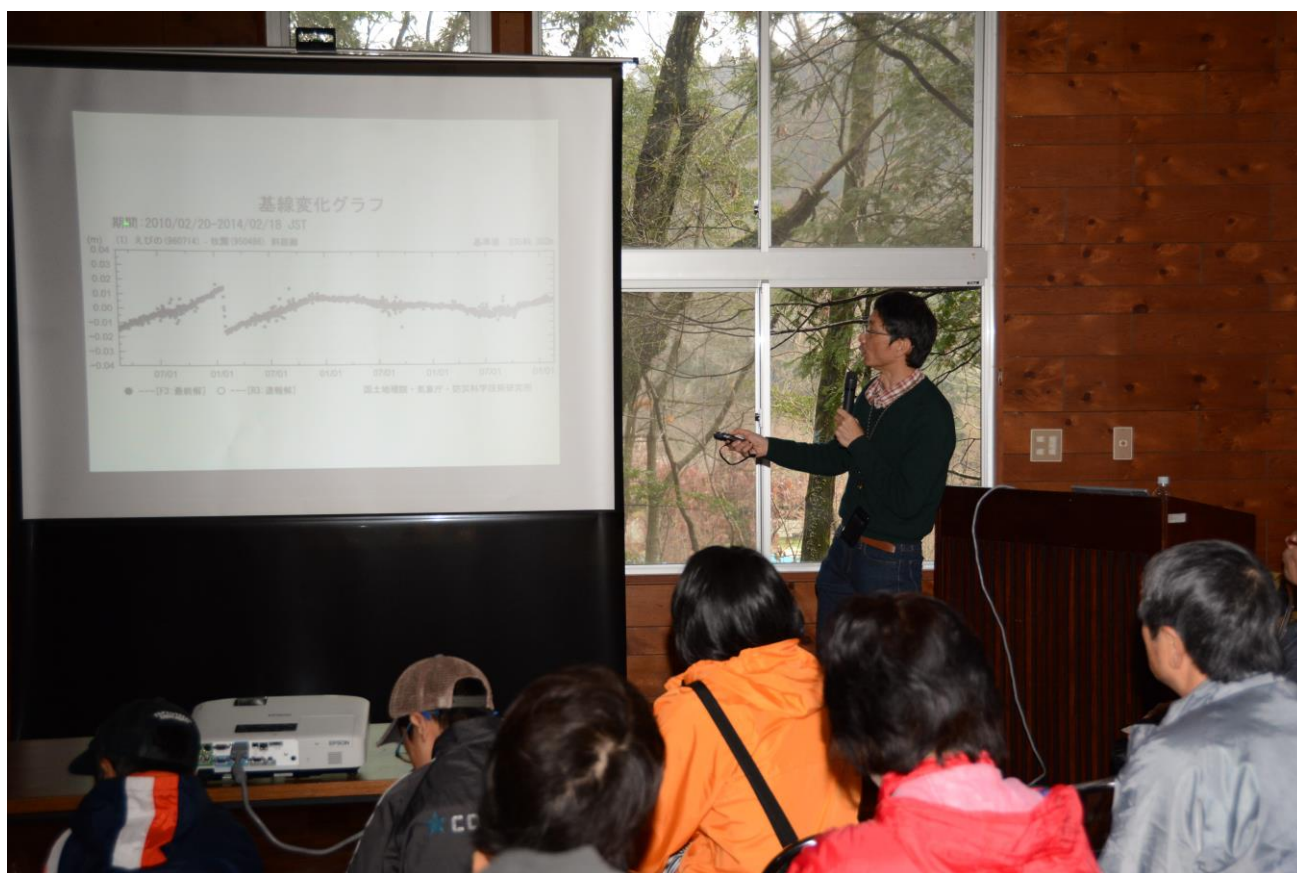


写真 霧島ジオパークでの環境教育

1 推進体制

本計画の推進に向けた組織体制は、「都城市環境保全推進本部（庁議）」、「都城市環境保全審議会」で構成します。

庁内体制

【都城市環境保全推進本部（庁議）】

庁内各部署の代表者で構成し、本計画の進行状況や見直すべき事項などについての把握と調整を図ります。なお、会議の開催については庁議で併せて行います。

【事務局】

計画策定担当課が中心となって計画の進行管理を行い、計画の推進に反映します。

市民・事業者体制

【都城市環境保全審議会】

有識者や住民代表、地域コミュニティ活動などの代表者、事業者で構成し、市民参画としての進行状況の評価や、取組への協力を仰ぎます。また、大学や高専等と連携し、普及啓発の促進を図ります。

● 各主体の役割

【行政（市）の役割】

市民や事業者の協力のもと、本市の環境の保全を担う主体として、本計画に掲げる施策を総合的・計画的に実施していきます。さらに、率先して環境への負荷の少ない施策の実践に努めるとともに、市民や事業者の自主的な環境保全活動に対して多方面から支援していきます。また、広域的な取組を必要とするものについては、国、県及び近隣の市町と協力して行うよう努めます。

【市民の役割】

日常生活と環境の関わり合いを認識し、環境への負荷を低減するとともに、環境の保全に自ら努め、行政が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画することが望まれます。

【事業者の役割】

事業活動に伴って生じる公害を防止・抑制し、かつ自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じるとともに、これに伴う環境への負荷の低減に努めることが望まれます。また、環境の保全に自ら努め、行政が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画することが望まれます。

2 計画の進捗管理

本計画では PDCA サイクルに基づく進捗管理を実施します。

■Plan = 計画・改定

本計画に基づき、関係課において、地球温暖化対策に関する事業の企画立案を行うとともに、事業目標を設定します。

■Do = 実施

本計画に基づき、関係課において事業を実施します。

■Check = 点検・評価

①関係課で定めた事業目標の達成状況を把握します。

⇒本計画に基づく関係課の取組状況を点検します。

②本計画の基本施策ごとに設定した指標及び数値目標の状況を把握します。

⇒本計画の進捗状況を基本施策ごとに点検します。

また、①、②の結果をとりまとめ、公表します。

■Act = 見直し・改善

点検結果をもとに、必要に応じて施策・事業の見直し・改善を行い、次年度の施策・事業に反映します。

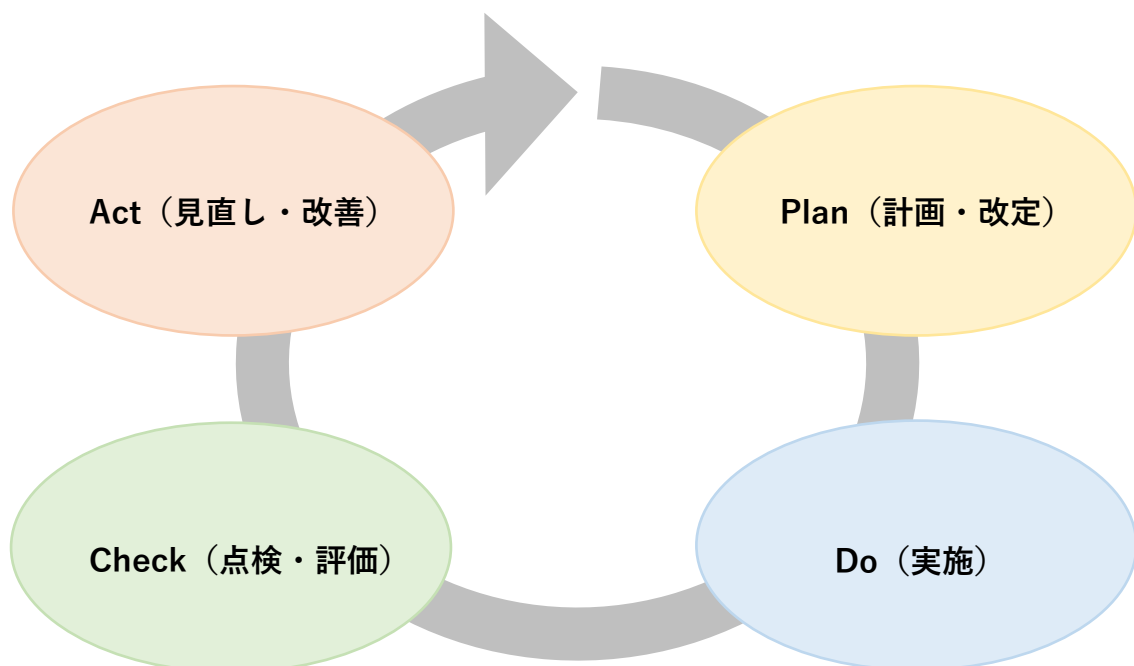


図 PDCA サイクルのイメージ

資料編

(1) 計画改定の経緯

日程等	内容
2022（令和4）年1月26日～2月26日	アンケート調査（対象：市民、市内事業者、市内農林業従事者、市内小中学生、市内小中学校教員）
2022（令和4）年6月30日	第1回都城市環境保全審議会
2022（令和4）年9月29日	第2回都城市環境保全審議会
2022（令和4）年10月31日	第3回都城市環境保全審議会
2023（令和5）年2月1日	第4回都城市環境保全審議会
2023（令和5）年4月1日	計画策定

(2) 都城市環境保全審議会委員

※2022（令和4）年7月時点

氏名	団体名	役職等	備考
岩熊 美奈子	都城工業高等専門学校	教授	学識者（会長）
平岡 直樹	南九州大学	教授	学識者
坂元 恵美子	都城市立祝吉小学校	校長	学識者
鳥成 伸一郎	都城市立五十市中学校	校長	学識者
柿木原 康雄	都城市自治公民館連絡協議会	会長	民間
安藤 ゆかり	都城保健所	衛生環境課長	行政
黒木 正治	都城警察署	生活安全課長	行政
海東 裕次郎	都城農業協同組合	常務理事	民間
田爪 邦士	都城商工会議所	専務理事	民間
志々目 道夫	都城森林組合	参事	民間

(3) 都城市環境基本条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 168 号

改正 平成 18 年 6 月 29 日条例第 321 号

わたくしたち都城市民は、地球環境の大きな恵みに支えられ、霧島連山の霊峰高千穂峰の麓、豊かな水、肥沃な土地そして限りない自然の恩恵を受けながら、永々と築かれてきた歴史と文化の中で育まれてきた。しかしながら、近年、私たちの健康で文化的な生活を支えてきた自然環境が損なわれ始め、これが地球的規模の広がりとする将来の世代にわたる環境問題を生み出している。

かけがえのない地球、かけがえのないふるさと都城の恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に引き継ぐことは、わたくしたち都城市民の願いであり責務である。

わたくしたちは、市、市民、事業者すべての者が共同して恵み豊かな環境の保全と創造を図り、持続的に発展するまちを築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全是、環境への負荷の少ない持続的に発展可能な循環を基調とする社会の構築を目指し、市、市民及び事業者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境保全是、全人類の共通の重要な課題であることを、市、市民及び事業者が認識して、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然の豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 循環を基調とし、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、水の循環構造の保全等が積極的に推進されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の大綱

(2) 環境保全を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(環境基本計画の策定手続等)

第9条 市長は、環境基本計画を策定する場合には、都城市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市長は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第11条 市長は、騒音、振動、悪臭その他の公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市民の健康、生活環境又は自然環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第12条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第13条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第13条に掲げる環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の推進)

第16条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な環境監視、調査等の推進に努めるものとする。

第3章 地球環境保全

(地球環境保全の推進)

第17条 市は、地球温暖化の防止等の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力等)

第18条 市は、地球環境保全に関して国、他の地方公共団体等と連携するとともに、国際協力のための活動を促進するものとする。

第4章 都城市環境保全審議会

(設置)

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、都城市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第20条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第1項に規定する事項を処理すること。
- (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が諮問した事項を審議すること。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

第5章 雑則

(会長)

第23条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席及び意見の聴取)

第25条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 26 条 審議会の庶務は、環境森林部において所掌する。

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の都城市環境基本条例（平成 13 年都城市条例第 19 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 18 年 6 月 29 日条例第 321 号）

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(4) 都城市環境保全条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 169 号

改正 平成 24 年 3 月 23 日条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、人、まち、自然が一体となったウエルネス都城を実現するために、市長、事業者及び市民の良好な環境の保全に関する責務を明らかにし、公害防止に関する事項、その他良好な環境の保全に必要な事項を定めることにより、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康な心身を保持し、安全で快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び人を中心とする生物の生存の基盤となる環境をいう。
- (3) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の環境に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (4) 公害 事業活動その他人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生じることをいう。
- (5) 空き缶等 飲食料を収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等のごみを回収するための容器をいう。
- (7) 規制基準 事業活動その他人の活動に伴って生じる騒音又振動に係る法令等で定める許容限度をいう。
- (8) 指定地域 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条の規定により市長が指定した地域をいう。
- (9) 特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設又は作業場のうち、騒音又は振動を著しく発生するものであって、規則で定めるものをいう。
- (10) 特定工場 特定施設を設置している工場等をいう。
- (11) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音及び振動を発生する作業であって、規則で定めるものをいう。
- (12) 事業者 市内において、事業活動を行うものをいう。
- (13) 市民 市内に住所を有する者、市内に土地及び建物を有する者及び市内に滞在する者をいう。

(14) 建築 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号に規定する建築、同条第 14 号に規定する大規模の修繕若しくは同条第 15 号に規定する大規模の模様替え又は同法第 87 条第 1 項に規定する用途の変更をいう。

(15) 建築物 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

(16) 中高層建築物 高さが 12 メートルを超える建築物（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域（当分の間、従前の第一種住居専用地域をいう。）にあっては、軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物）をいう。

第 2 節 市長の責務

（基本的責務）

第 3 条 市長は、市民の健康で快適な生活を守るため、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

（自然環境の保全）

第 4 条 市長は、豊かな自然の保護と回復に必要な施策を講じ、良好な環境の保全に努めなければならない。

2 市長は、自然環境の保全のために必要な基礎調査の実施及び自然環境の保全に関する知識の普及を図るとともに、市民意識を啓発して市民の自主的活動の助長に努めなければならない。

3 市長は、第 1 項の施策達成のため必要があると認めるときは、財政上の措置、技術的な援助その他必要な措置を講じなければならない。

（環境施設の整備）

第 5 条 市長は、良好な環境を確保するため、公園、緑地、広場その他の公共空地、道路、水道、下水道、廃棄物処理施設等の整備に努めなければならない。

（開発行為についての責務）

第 6 条 市長は、土地の埋立て、造成その他土地の区画形質の変更等の自然環境の変更を伴う地域の開発（以下「開発行為」という。）及び整備に関する計画等の策定及び実施に当たっては、自然環境の保護と公害の防止について配慮しなければならない。

（公害防止施策）

第 7 条 市長は、公害を防止し、良好な環境を守るため、次に掲げる事項について必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(1) 公害の防止に関する必要な規制の措置を講ずること。

(2) 公害の状況を把握するために必要な監視、測定及び調査を行うこと。

(3) 公害に関する知識の普及及び情報の提供に関すること。

(4) 公害に関する苦情処理の体制を整備し、適切な処理に努めるとともに、公害に関する紛争について適切な解決を図ること。

(5) 公害により被害を受けた者に対し、その実情並びに健康に及ぼす影響の調査及びその他必要な措置を講じ、又は救済その他必要な措置が講ぜられるように努めること。

(6) 都市の開発及び地域の整備に関する計画の策定及び実施に当たっては、公害の防止について特に配慮すること。

(7) 小規模事業者が行う公害の防止のための施策の設置及び整備等について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めること。

(公害状況の公表等)

第8条 市長は、公害の状況を把握し、及び公害の防止に関する施策を適正に実施するため、必要な監視及び調査を行うとともに、調査の結果明らかになった公害の状況を公表するものとする。

(公害に係る苦情の処理)

第9条 市長は、公害に係る苦情の迅速かつ適正な処理に努めなければならない。

2 前項に規定する苦情を処理するため、都城市公害苦情相談員若干人を置くことができる。

(公害防止協定の締結の要請)

第10条 市長は、公害の防止を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し公害防止協定の締結を要請するものとする。

(協力の要請)

第11条 市長は、公害防止のため必要があるときは、国その他関係地方公共団体に協力を要請するとともに、国その他関係地方公共団体から公害防止のための協力の要請があったときには、これに応じなければならない。

(環境監視員の設置)

第12条 良好な環境を守るため、規則で定めるところにより、市に環境監視員を置くことができる。

第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第13条 事業者は、環境の破壊を防止するため、自己の責任及び負担において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令等及びこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の保全を図るため、最大限の努力をしなければならない。

(協力義務)

第14条 事業者は、市その他の行政機関が実施する良好な環境の保全に関する事業又は施策に協力しなければならない。

(自然環境の育成)

第15条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然環境を破壊し、又は損傷することのないように努めるとともに、進んで植生の回復、緑地の造成等自然環境の育成に必要な措置を講じなければならない。

(開発行為における自然の保護及び公害の防止)

第16条 事業者は、開発行為をしようとするときは、自然の保護及び公害の防止を図るとともに良好な環境の保全に努めなければならない。

(監視義務等)

第 17 条 事業者は、その事業に係る公害の発生源を監視し、公害の防止に努めるとともに、公害が発生したときには、その被害者に対し、救済その他適切な措置を講じなければならない。

(廃棄物の自己処理の義務)

第 18 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物をその責任及び負担において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においては、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(公害防止協定の締結)

第 19 条 事業者は、第 10 条の規定による市長の要請があったときは、公害防止協定を締結するように努めなければならない。

第 4 節 市民の責務

(基本的責務)

第 20 条 市民は、健康で快適な生活環境の保全に努めるとともに、自然を破壊し、公害を発生させ、又はその他の行為により地域の良好な環境を損なってはならない。

(協力義務)

第 21 条 市民は、市及びその他の行政機関が実施する良好な環境の保全に関する事業又は施策に協力しなければならない。

(良好な環境の育成)

第 22 条 市民は、緑に満ちた豊かな環境をつくるため、進んで樹木、花等を植栽し、また、動植物を愛護する等良好な環境の育成に努めなければならない。

(土地、建物等の清潔保持)

第 23 条 市民は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建物（建造物を含む。以下同じ。）及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

第 2 章 自然環境の保全

(適正利用)

第 24 条 何人も、自然の保護及び育成に関する認識を深めるとともに、自然環境を利用するに当たっては、自然環境を破壊し、又は汚損することのないように適正な利用に努めなければならない。

(土地形質変更行為)

第 25 条 宅地造成、土砂採取、廃棄物及び残土の処分その他土地の形質を変更しようとする者（以下「土地形質変更行為者」という。）は、自然環境の破壊及び変更を最小限にとどめるとともに、自然環境の復元に努めなければならない。

(防災措置等)

第 26 条 土地形質変更行為者は、その行為に伴う災害の発生を未然に防止するように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の措置を怠ったことにより良好な環境を侵害していると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第 3 章 生活環境の保全

第 1 節 廃棄物の処理

(不法投棄の禁止)

第 27 条 何人も、道路、河川、水路、池沼その他の公共的な場所及び他人が占有する場所に廃棄物を捨ててはならない。

(市民の協力)

第 28 条 市民は、廃棄物の不法な投棄を発見したときは、速やかに市長に通報する等、市が行う廃棄物の不法投棄の防止に関する施策に協力しなければならない。

(畜舎等の管理)

第 29 条 畜舎又は鶏舎を設置している者は、常にその設備を整備し、汚水及び汚物の処理について適切な措置を講じ、悪臭、水質汚濁その他の公害及び蚊、ハエ等の害虫が発生しないように努めなければならない。

(廃棄物の燃焼制限)

第 30 条 何人も、燃焼の際、著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生するおそれのあるゴム、いおう、ピッチ、皮革、プラスチックその他の廃棄物を焼却してはならない。ただし、これらの廃棄物を焼却することがやむを得ないと認められる場合であって、法令等に基づく処理又はその他の方法により、人の健康又は生活環境に損害を及ぼすおそれのない措置を講じたときは、この限りでない。

(改善勧告)

第 31 条 市長は、第 27 条から前条までに規定する廃棄物の処理に関する措置を怠ったことにより良好な環境を侵害していると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第 2 節 公共の場所の清潔保持等

(公共の場所の清潔保持)

第 32 条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所の清潔を保つように努めなければならない。

(資材等の適正管理)

第 33 条 何人も、自己の所有又は管理する資材、廃材、土砂等の飛散、流失、脱落又はたい積等により、住民の生活環境を害してはならない。

(油水分離施設の設置等)

第 34 条 公共下水道の処理区域外において、自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定する自動車分解整備事業をいう。）、ガソリンスタンド、飲食店、廃車処理業等を経営する者は、当該事業場からの油類を公共用水域又は生活環境の保全上、支障を生ずる場所に流出させないように油水分離施設を設置しなければならない。

2 前項の規定により油水分離施設を設置している者は、当該施設を適正に維持管理しなければならない。

(土砂等の流出防止)

第 35 条 岩石若しくは土砂（以下「土砂等」という。）の採取又は宅地造成等の開発行為を行う者は、公共用水域に著しく土砂等を流出させ、又は水質を汚濁させないように努めなければならない。

2 土砂等の採取地跡は、早急に埋戻しをする等事故の防止に万全の措置を講じなければならない。

(たい積土砂等の除去)

第 36 条 公共用水域に土砂等を流出させたことにより当該水域に土砂等をたい積させた者は、自らの責任及び負担において、その土砂等を除去しなければならない。

(積載物の飛散防止)

第 37 条 土砂、木片等を運搬する者は、その運搬により積載物が落下し、又は粉じんが発生し、若しくは飛散しないように配慮しなければならない。

(生の家畜ふんの管理)

第 38 条 住宅が密集している周辺で生の家畜ふんをたい積している者は、これを適正に管理し、悪臭、ハエ等が異常に発生しないように努めなければならない。

(動物の排泄物の処理)

第 39 条 公共の場所において動物がふんを排泄したときは、その動物の管理者又は連行者は、速やかに清掃しなければならない。

(回収容器の設置等)

第 40 条 道路、公園、河川その他の公共の場所及び駅舎、大規模の店舗その他の公衆が集まる場所を管理する者は、回収容器を設置する等みだりに廃棄物が捨てられないように必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第 41 条 市長は、第 32 条から前条までに規定する清潔保持に関する措置を怠ったことにより良好な環境を侵害していると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第 3 節 空き缶等の散乱の防止

(散乱防止)

第 42 条 市民は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納するなど散乱の防止に努めなければならない。

2 事業者のうち、容器入り飲食料を販売する者は、容器入り飲食料を販売する場所に回収容器を設け、空き缶等を散乱させないように当該回収容器を適切に管理し、生じた空き缶等を自らの負担において運搬し、処分するとともに、空き缶等の散乱防止について消費者に対する啓発に努めなければならない。

第4節 空き地等の管理

(空き地の所有者等の責務)

第43条 空き地の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地に雑草が繁茂し、若しくは枯れ草が密集し、又は廃棄物が投棄され、かつ、それが放置されているために良好な環境が著しく損なわれている状態（以下「荒廃状態」という。以下同じ。）にあるときは、荒廃状態を解消し、良好な環境の保全に努めなければならない。

(雑草等の除去の勧告)

第44条 市長は、空き地が荒廃状態にあり、著しく生活環境の保全に支障があると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、荒廃状態を解消するように勧告することができる。

(除去命令)

第45条 市長は、前条の勧告に従わない者があるときは、その者に対して、空き地の荒廃状態を解消すべきことを命ずることができる。

(委託による除去)

第46条 市長は、所有者等が特別な事情により空き地の荒廃状態を解消することが困難な場合には、所有者等の委託を受けて、これを解消することができる。

(空き家の所有者等の責務)

第47条 空き家の所有者又は管理者は、常に当該空き家が荒廃し、次に掲げる状態が発生することのないように適正に管理しなければならない。

(1) 人の生命、身体、財産を害し、又は害するおそれがあること。

(2) 犯罪、非行又は災害の発生を誘発するおそれがあること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、良好な環境を著しく阻害するおそれがあること。

(違反者に対する勧告等)

第48条 市長は、前条の規定に違反していると認めるときは、人の生命、身体若しくは財産又は良好な環境を保全するため、必要な措置を講ずるように勧告し、又は命令することができる。

(空き地に準ずる土地に対する措置要請)

第49条 市長は、鉄道敷、道路敷、河川敷、鉄塔敷及び池沼その他空き地に準ずる土地（以下「空き地に準ずる土地」という。）が荒廃状態にあるときは、当該土地の所有者等に対し、荒廃状態を解消するため必要な措置を講ずるように要請するものとする。

第4章 公害の防止

第1節 規制基準

(規制基準の設定)

第50条 市長は、特定工場又は特定建設作業を行う場所から生じる騒音及び振動（以下「騒音等」という。）の発生について、特定工場又は特定建設作業を行う者が遵守すべき基準（以下「規制基準」という。）を規則で定めるものとする。

(規制基準の遵守等)

第51条 特定工場を設置している者又は特定建設作業を行う者は、規制基準を超える騒音等を発生させてはならない。

2 前項の規定は、一の工場等が特定工場となったときは、当該工場等が特定工場となった日から1年間は適用しない。

3 規制基準の適用を受けない工場等の設置者又は建設作業等を行う者は、第1項の規定に準じて公害を発生させないように努めなければならない。

第2節 工場等の規制

(特定施設の設置届出)

第52条 特定施設を設置しようとする者は、当該特定施設の設置工事の開始日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 業種並びに作業の種類及び方法

(4) 工場等に係る建築物並びに施設の種類（特定施設については、種類ごとの数を含む。）構造及び配置

(5) 公害防止の方法

(6) 特定施設の配置図及びその付近の見取図

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(完成の届出)

第53条 前条の規定による届出をした者は、当該許可に係る特定施設の設置の工事が完成したときは、完成の日から15日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第54条 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を配置している者（設置工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に規則で定めるところにより、第52条に規定する事項を市長に届け出なければならない。

(構造等の変更の届出)

第55条 第52条による届出をした者が、同条第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

(計画変更勧告)

第 56 条 市長は、第 53 条又は第 54 条若しくは前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、公害防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名変更等の届出)

第 57 条 第 53 条又は第 54 条の規定による届出をした者は、第 52 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(承継)

第 58 条 第 53 条又は第 54 条の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 53 条又は第 54 条の規定による届出をした者について、相続、合併又は分割（当該届出の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該届出の全部を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により第 52 条又は第 53 条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から 30 日以内に、規則に定めるところにより市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第 59 条 市長は、特定工場において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定工場周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場を設置している者に対し期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、公害防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、特定施設の設置者で前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて規制基準に適合させるために必要な限度において、公害防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

(改善措置の届出)

第 60 条 前条の規定による改善勧告又は改善命令を受けた者は、その改善勧告又は改善命令に基づく改善の措置を完了したときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(測定及び記録)

第 61 条 特定工場を設置する者は、規則で定めるところにより公害の原因となる物質等の量等の測定及び記録をし、これを市長に報告しなければならない。

(事故発生時の措置)

第 62 条 特定工場を設置している者は、事故により工場等から規制基準に適合しない騒音及び振動を発生したとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより市長に報告し、速やかに事故の復旧に努めなければならない。

2 特定工場又はその他の工場等を設置している者は、事故により当該特定工場等から公害の原因となる騒音又は振動を発生させたときは、直ちに規則の定めるところにより、その事故の状況等を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項に規定する事故が発生した場合には、特定工場を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発防止のための必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第 3 節 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第 63 条 特定建設作業を行おうとする者は、当該作業の開始の日の 7 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 工事の目的に係る施設又は工作物の種類

(3) 作業の場所及び付近の見取図

(4) 作業時間及び実施の時期

(5) 騒音又は振動の防止の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、特定建設作業を行う者は、速やかに前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第 64 条 市長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該作業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音及び振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

(特定建設作業等の周知義務)

第 65 条 騒音規制法及び振動規制法に規定する特定建設作業及びこの条例による特定建設作業を行おうとする者は、当該作業の現場の周辺住民に対し、当該作業の内容、作業期間及び騒音の防止の方法等について説明し、周知しなければならない。

第4節 騒音等の規制

(深夜営業騒音等の規制)

第66条 市長は、規則で定める飲食店営業等の営業に伴って、深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。）に発生する騒音が規則で定める騒音に係る規制基準に適合しないことにより、その騒音を発生する場所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その事態を除去するために必要な限度において、当該営業を営む者に対して、当該違反行為の停止、騒音の防止方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで営業を営んでいるときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止、騒音の防止方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 飲食店営業等を営む者は、深夜における静穏の保持を必要とする地域として規則で定める区域において、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める音響機器等を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器等から発生する音が外部に漏れない営業施設については、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、飲食店営業等を営む者が前項の規定に違反することにより、その営業施設の周辺的生活環境が損なわれると認められる場合に準用する。

(静穏の保持)

第67条 何人も、周辺的生活環境を著しく損なう騒音を発生させてはならない。

2 何人も、住居の周辺において自動車等のエンジンを作動させたまま駐車することによって騒音を発生し、近隣の静穏を害してはならない。

(拡声機の使用制限)

第68条 何人も、学校又は病院の周辺等静穏の保持を必要とする区域で規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、午後5時から翌日の午前9時までの間は、商業宣伝を目的として、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）から機外に向けて、拡声機を使用してはならない。

(爆音機の使用制限)

第69条 鳥獣駆除のため爆音機を使用する者は、規則で定める使用基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第70条 市長は、前3条の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反の行為の停止、騒音防止の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第5節 建築物による障害の防止

(建築主等の日照障害の防止)

第71条 建築主等は、その建築物を建築し、設計し、又はその工事を施行し、若しくは監理しようとする場合においては、近隣の建築物及び建築予定地周辺の日照に関する影響をあらかじめ調査し、その日照障害により生活環境に支障を及ぼさないように努めなければならない。

(電波障害の防止)

第72条 中高層建築物を建築しようとする者は、当該建築物によって周辺住民のテレビジョン又はラジオの電波の受信に障害を与えるおそれがあると認められるときは、あらかじめその影響が予想される地域の受信状況を調査の上、必要な措置を講じ、近隣関係者から当該電波受信に関して説明を求められたときは、誠意をもって説明しなければならない。

第6節 地下水の保全

(地下水の採取の届出)

第73条 規則で定める規模以上の施設（井戸又は揚水設備）をもって地下水（温泉を除く。）を採取しようとする者（以下「採取者」という。）は、当該井戸又は揚水設備ごとに、規則で定めるところにより、次に定める事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 井戸又は揚水設備の設置場所
- (3) ストレーナーの位置
- (4) 揚水機の種類
- (5) 揚水機の吐出口の断面積
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(揚水量の測定)

第74条 前条の採取者は、地下水の揚水量を測定し、その結果を記録するとともに、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(汚水浸透の禁止)

第75条 何人も、土壌及び地下水の汚染を防止するため、規則で定める物資を地下に浸透させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反していると認める者があるときは、その者に対し直ちにその事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(勧告等)

第76条 市長は、地下水の採取により、地下水の水位が異常に低下し、汚水が地下水の水源に混入し、地盤が沈下し、又は地下水の相互干渉が著しく生ずると認めるときは、採取者に対し、地下水の採取の停止、揚水量の制限その他必要な措置を採るべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第7節 自動車公害等の防止

(交通環境の整備)

第 77 条 市長は、自動車（原動機付自転車を含む。）による公害及び交通上の危険を防止するため、公害対策上及び交通安全対策上必要な交通環境の整備に努めなければならない。

2 市長は、自動車による公害及び交通事故の発生状況等に応じ、必要と認めるときは、関係行政機関に対し、交通規制その他の措置を要請しなければならない。

（自動車の整備等）

第 78 条 自動車の運転者及び所有者は、当該自動車の必要な整備を行い、適正な運転を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度に抑制するように努めなければならない。

（緊急時における運行制限）

第 79 条 自動車の運転者及び所有者は、自動車排出ガスに係る緊急事態（大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 23 条第 1 項及び第 4 項に規定する事態をいう。以下同じ。）が発生したときは、当該事態が解消するまで、緊急事態が発生している地域への自動車の乗り入れ及び当該地域内の自動車の運行を自主的に制限するように努めなければならない。

第 5 章 雑則

（報告の徴収）

第 80 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において良好な環境を害し、若しくは害するおそれのある者又はこれらの者の関係者に対して、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第 81 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、所属職員に自動販売機の設置者若しくは管理者の事務所、自動販売機の設置されている土地若しくは建物、特定施設を設置する者の工場等、特定建設作業を行う者の建設工事の場所若しくはその他の場所又は飲食店営業等を営む者の営業施設に立ち入り、帳簿書類、自動販売機、回収容器、機械設備、建築物の敷地、営業施設その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し、又は検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（中小企業に対する配慮）

第 82 条 市長は、中小企業者（中規模以下の事業を営む者で規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）が公害防止のために行う施設の設置、整備等について金銭上のあっせん及び必要な指導を行うように努めなければならない。

2 市長は、中小企業者に対する改善勧告又は改善命令の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないように当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(規制基準の適用を受けない工場等に対する指導)

第 83 条 規制基準の適用を受けない工場等の設置者又は建設作業を行おうとする者は、第 51 条の規定に準じて公害を発生させないように努めなければならない。

2 市長は、前項の工場等において公害が発生し、生活環境に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、当該事態を発生させている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(公表)

第 84 条 市長は、この条例の規定による命令に従わない者がある場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

(聴聞)

第 85 条 市長は、前条の規定による氏名等の公表を行う場合においては、あらかじめ当該公表に係る者について聴聞を行わなければならない。

(委任)

第 86 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第 87 条 第 59 条第 2 項又は第 66 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 88 条 特定施設について第 52 条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第 64 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、25 万円以下の罰金に処する。

第 89 条 特定施設について第 54 条又は第 55 条若しくは特定建設作業について第 63 条第 1 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は特定施設、特定建設作業について第 80 条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第 81 条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、15 万円以下の罰金に処する。

第 90 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 91 条 特定施設について第 57 条、第 58 条第 3 項又は特定建設作業について第 63 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の都城市環境保全条例（平成 6 年都城市条例第 5 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

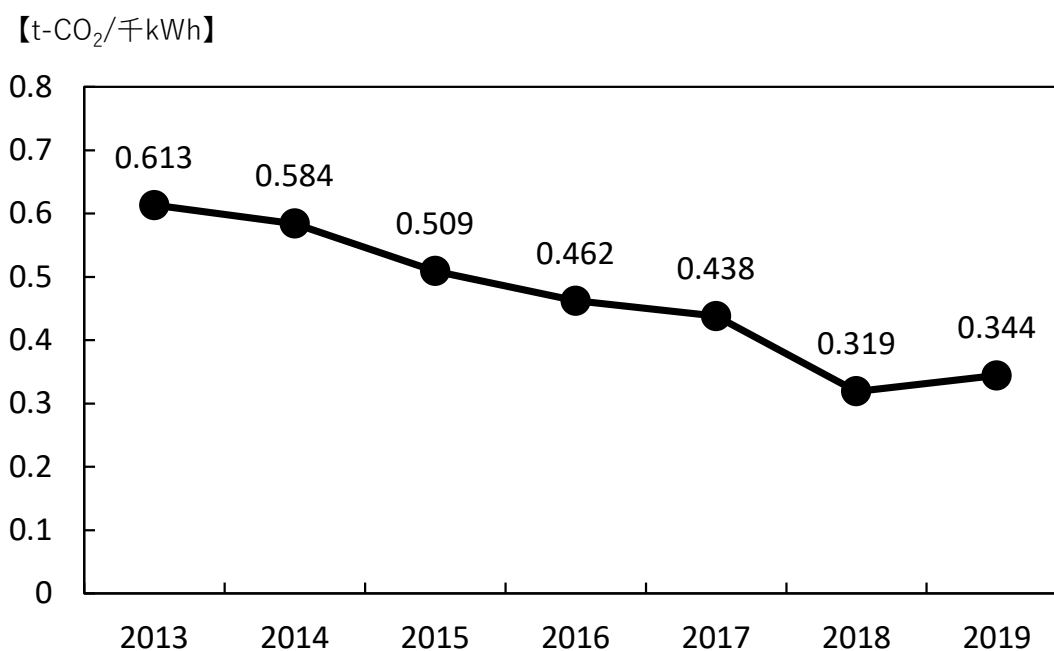
附 則（平成 24 年 3 月 23 日条例第 21 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 電力の排出係数の推移

本計画の20ページ「(7) 温室効果ガス排出量」の算定に使用している、電力の排出係数の推移は以下のとおりです。電力の排出係数とは「電力会社が電力を作り出す際に、どれだけのCO₂を排出したかを表す指標」であり、電力会社のその年度の発電方法等の違いにより毎年度変動します。

本市では、温室効果ガス排出量の算定に当たり、九州電力の基礎排出係数を使用しています。



出典：電気事業者別排出係数一覧（環境省）をもとに作成

図 電力の排出係数の推移

第 2 次都城市環境基本計画

策定日 令和 5 年 4 月

策 定 都城市

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

電話：0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)

FAX：0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 4 1

E-mail：seikatu@city.miyakonojo.miyazaki.jp (環境森林部環境政策課)

URL：<https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp> (都城市役所)

担当課 都城市 環境森林部 環境政策課 環境政策担当
